

# 法務資料

第470号

---

イギリス・ベルギーにおける  
成年後見制度

法務省大臣官房司法法制部

# イギリス・ベルギーにおける 成年後見制度



## は し が き

この資料は、イギリス・ベルギーにおける成年後見制度に関する法令を翻訳し、概説を付けたものである。

翻訳及び概説の執筆は、次の方々に委嘱した。ここに、その勞に対し、深く謝意を表する次第である。

○2005年イギリス意思能力法 (Mental Capacity Act 2005、2025.4.1現在)

関東学院大学法学部教授 志村 武

○ベルギー旧民法典 (ancien Code Civil 成年後見制度関係部分、2025.4.1現在)

早稲田大学法学学術院教授 山城一真

令和7年11月

法務省大臣官房司法法制部



# 目 次

## はしがき

## イギリスにおける成年後見制度

### [概説] 2005年イギリス意思能力法の概説

I	2005年イギリス意思能力法の名称、制定日、施行日、適用範囲及び趣旨	1
II	立法に至る経緯及び意思決定支援との関係	2
III	本法の形式的構成及び実質的内容	3
IV	本法の特徴	4
1	基本原則（第1条）	4
2	意思無能力の意義（第2条～第3条）	7
3	最善の利益基準（第4条）	9
4	代理意思決定者の一般的免責（第5条）及び代理の適用除外（第27条、第28条、第29条）	12
5	持続的代理権（第9条～第14条）	13
6	治療を拒否する事前意思決定（第24条～第26条）	13
7	意思無能力者の自由剥奪に対する保護—2007年改正（第4A条、第4B条、第16A条、第21A条、第39A条～第39E条）	14
8	独立意思能力権利擁護者（第35条～第41条）	15
9	保護裁判所及び公後見人（第45条～第61条）	16

### [翻訳] 2005年イギリス意思能力法

第1編	意思能力を欠く者	21
第1章	基本原則（第1条）	21
第2章	前提的事項（第2条～第8条）	22
第3章	持続的代理権（第9条～第14条）	28
第4章	裁判所の一般的権限及び法定代理人の選任（第15条～第21条）	35
第5章	附則A 1に関する裁判所の権限（第21A条）	42

第 6 章	持続的代理権に関する裁判所の権限（第22条～第23条）	43
第 7 章	治療を拒否する事前意思決定（第24条～第26条）	45
第 8 章	除外される意思決定（第27条～第29条）	48
第 9 章	調査（第30条～第34条）	50
第10章	独立意思能力権利擁護者の業務（第35条～第41条）	56
第11章	雑則及び補則（第42条～第44条）	68
<b>第2編 保護裁判所及び公後見人</b>		<b>71</b>
第 1 章	保護裁判所（第45条～第46条）	71
第 2 章	補足的権限（第47条～第49条）	74
第 3 章	実務及び手続（第50条～第53条）	76
第 4 章	手数料及び費用（第54条～第56条）	79
第 5 章	公後見人（第57条～第60条）	80
第 6 章	保護裁判所訪問調査官（第61条）	84
<b>第3編 雜則及び一般的規定</b>		<b>85</b>
第 1 章	宣言規定（第62条）	85
第 2 章	国際私法（第63条）	85
第 3 章	一般的規定（第64条～第69条）	85
<b>附則</b>		
附則A1	病院及び介護施設の居住者一自由剥奪 <略>	91
附則AA1	自由剥奪一介護及び治療を可能にする措置に対する権限付与 <略>	
		91
附則 1	持続的代理権一形式的手続 <略>	91
附則1A	本法による自由剥奪に関する不適格者 <略>	91
附則 2	財産管理一補則 <略>	91
附則 3	成年者の国際的な保護 <略>	91
附則 4	現在有効に存在している継続的代理権に適用される規定 <略>	91
附則 5	移行規定及び留保条項 <略>	91
附則 6	小規模で派生的な改正 <略>	91

附則 7 廃止<略>	91
<b>ベルギーにおける成年後見制度</b>	
[概説] ベルギー成年後見法の概説	
1 始めに	95
2 裁判外の保護	97
3 裁判上の保護	99
(1) 総説	99
(2) 手続	101
(3) 管理者の任務	102
(4) 監督	103
(5) 信任者	105
(6) 保護制度の終了	106
[翻訳] ベルギー旧民法典	
<b>第1編 人</b>	111
<b>第11章 成年及び被保護者</b>	111
<b>第1節 成年 (第488条)</b>	111
<b>第1節の2 成年者に属する財産の仮の管理 (第488条の2)</b>	111
<b>第2節 被保護者</b>	123
<b>第1款 適用範囲 (第488/1条～第488/2条)</b>	123
<b>第2款 裁判外の保護 (第489条～第490/2条)</b>	124
<b>第3款 裁判上の保護</b>	127
<b>第1目 定義 (第491条)</b>	127
<b>第2目 無能力 (第492条～第492/5条)</b>	127
<b>第3目 サンクション (第493条～第493/3条)</b>	132
<b>第2／1節 管理</b>	134
<b>第1款 定義 (第494条)</b>	134
<b>第2款 管理の開始 (第495条)</b>	135
<b>第3款 管理の組織 (第496条～第496/7条)</b>	135

第4款 管理の遂行	139
第1目 総則（第497条～第497/8条）	139
第2目 補佐（第498条～第498/4条）	144
第3目 代理及び管理行為（第499条～第499/22条）	147
第4目 親が行う管理（第500条～第500/4条）	158
第5目 信任者（第501条～第501/3条）	159
第5款 管理の終了（第502条～第512条）	161
第3節（削除）（第513条～第515条）	162

# イギリスにおける成年後見制度

〔概説〕 2005年イギリス意思能力法の  
概説



# 2005年イギリス意思能力法の概説

関東学院大学法学部教授 志村 武

## I 2005年イギリス意思能力法の名称、制定日、施行日、適用範囲及び趣旨

この法律の正式名称は「意思能力を欠く者について新しい規定を定め、保護裁判所と呼ばれる正式記録裁判所である上位裁判所を同名の最高法院の部局に代わって設置し、2000年1月13日にハーグで署名された成年者国際保護条約に関する規定を定め、及びそれらに関連する目的を有する法律」である（前文参照）が、本法は「2005年意思能力法」という略称で引用することができる（第69条参照）。本法は2005年4月7日に制定され（前文）、2007年10月1日に施行された。本法は原則として、連合王国のうちイングランド及びウェールズについてのみ適用される（第68条第(4)項）。

2007年4月23日に本法第42条及び第43条に基づいて大法官によって公布された『2005年イギリス意思能力法 実務指針（Code of Practice）』は本法について、「2005年イギリス意思能力法とは、イングランドとウェールズに適用され、自分自身で意思決定をする能力を欠く者、又は能力を有しており将来自分が能力を欠いているかもしれない時に備えたい者に対して、制定法上の枠組みを提供するものである。本法は誰が、どのような状況において意思決定をすることができるか、そしてこれをどのように開始したらいいか、について定めている。」と定義し、説明している（注1）。すなわち本法の趣旨は、日本法の成年後見制度と同様に、既に意思能力を欠く者について事後的措置として裁判所が法定代理人に代理権を与え、また現在意思能力はあるが将来意思能力を失った時に備えて事前の措置として自ら任意代理人に代理権を与えることを可能にする制定法を整備することである。

## II 立法に至る経緯及び意思決定支援との関係

「一般に英国が議会制民主主義国となった年とみなされている1832年の選挙制度大改革法以来、議会は意思無能力に関する諸法律をほぼ1世代に1回、すなわち約30年ごとに見直してきている。前回の見直しは2005年に行われ、この時に意思能力法が制定された。しかし実際には、この法律はその10年前の1995年に法律委員会によって公表された報告書において起草されたものである。したがって、この法律は今から約30年前の1990年代初めから半ばまでの精神的障害に関する法律委員会の態度を反映しているもので、2006年12月の国連総会で採択され、2009年6月に連合王国によって批准された国際連合の障害者権利条約に時間的に先立つものである」(注2)。

本法の以下の3か条の規定、すなわち①以下で基本原則の第2原則として述べる能力の推定を規定する「人は意思決定をするのを助ける全ての実行可能な処置が取られたが成功しなかった場合を除き、意思決定をすることができないと扱われてはならない。」(第1条第(3)項)、②意思無能力の判定につき、本人が理解できるように支援を尽くしてもどうしても自分で判断できないときにのみ許されるとする「人は(簡単な言葉、視覚教材やその他のあらゆる方法を利用して)自らの状況に適切な方法で与えられた情報の説明を理解できるときは、意思決定に関する情報を理解できないとみなされてならない。」(第3条第(2)項)、③最善の利益の判断基準としてできる限り本人自らが行為し意思決定できるように努めなければならないという「最善の利益の決定者は、合理的に実行可能である限り、本人が本人に代わって行われるあらゆる行為及び本人に影響を与えるあらゆる意思決定に、できる限り完全に参加し又は参加するために必要な能力を向上させるのを許可し、かつ、奨励しなければならない。」(第4条第(4)項)は、障害者権利条約の下で本人中心主義に立ちできる限り本人自らが意思決定できるように「代理ではなく支援を」する意思決定支援の考え方を先取りしているものと評価できよう(注3)。

### III 本法の形式的構成及び実質的内容

本法は、第1編 意思能力を欠く者、第2編 保護裁判所及び公後見人、第3編 雜則及び一般的規定の三つの編、そしてこの第1条から第69条までの三編の本則の規定を実体的・手続的に補充するより詳細な規則である十の附則から成り立っている。

さらに第1編は第1章 基本原則（第1条）、第2章 前提的事項（第2条～第8条）、第3章 持続的代理権（第9条～第14条）、第4章 裁判所の一般的権限及び法定代理人の選任（第15条～第21条）、第5章 附則A1に関する裁判所の権限（第21A条）、第6章 持続的代理権に関する裁判所の権限（第22条～第23条）、第7章 治療を拒否する事前意思決定（第24条～第26条）、第8章 除外される意思決定（第27条～第29条）、第9章 調査（第30条～第34条）、第10章 独立意思能力権利擁護者の業務（第35条～第41条）、第11章 雜則及び補則（第42条～第44条）から、第2編は第1章 保護裁判所（第45条～第46条）、第2章 補足的権限（第47条～第49条）、第3章 実務及び手続（第50条～第53条）、第4章 手数料及び費用（第54条～第56条）、第5章 公後見人（第57条～第60条）、第6章 保護裁判所訪問調査官（第61条）から、第3編は第1章 宣明規定（第62条）、第2章 國際私法（第63条）、第3章 一般的規定（第64条～第69条）から成り立っている。

また附則は、第21A条、第39A条、第39B条、第39C条及び第39D条の規則に当たる「附則A1 病院及び介護施設の居住者一自由剥奪」、第4A条第(5)項の規則に当たる「附則AA1 自由剥奪一介護及び治療を可能にする措置に対する権限付与」、第9条の規則に当たる「附則1 持続的代理権一形式的手続」、第16A条の規則に当たる「附則1A 本法による自由剥奪に関する不適格者」、第18条第(4)項の規則に当たる「附則2 財産管理一補則」、第63条の規則に当たる「附則3 成年者の国際的な保護」、第66条第(3)項の規則に当たる「附則4 現在有効に存在している継続的代理権に適用される規定」、第66条第(4)項の規則に当たる「附則5 移行規定及び留保条項」、第67条第(1)項の規則に当たる「附則6 小規模で派生的な改正」、第67条第(2)項の規則に

当たる「附則7 廃止」から成り立っている。

2005年イギリス意思能力法の実質的な内容は、意思能力が不十分で身上の保護や財産管理について自ら行動することができず、また医療や自らが被験者となる調査による身体的侵襲や病院・介護施設への収容による自由剥奪に対して同意を与えることができない者を保護するために、本人の自己決定を可及的に尊重しつつも、本人の最善の利益を図るために（治療を拒否する事前意思決定(ADRT)を含む）事前的措置としての任意代理と事後的措置としての法定代理について、さらにそれらの法的制度を担う組織としての保護裁判所と公後見人などについて、意思無能力が問題になる事項について網羅的に実体法的・手続法的に詳細な規定を定めるものである。

なお、本法における意思能力を欠く者（本人）のための代理人や本人に医療や介護を提供する者への実務上の手引として、本法の規定について法律家ではない一般人にとっても大変分かりやすい平易な言葉を用いて具体的な事例に基づき詳細に解説する『2005年イギリス意思能力法 実務指針（Code of Practice）』が2007年4月23日に本法第42条及び第43条に基づいて大法官によって公布されている。持続的代理権の任意代理人、裁判所によって選任された法定代理人、調査実施者、独立意思能力権利擁護者などは実務指針に配慮する義務を負い、実務指針の規定があらゆる刑事又は民事の訴訟上の問題に関連する限りにおいて、裁判所又は行政審判所は当該指針を考慮しなければならない（第42条第(5)項）が、当該実務指針はあくまでも指針であり、制定法である2005年イギリス意思能力法のようにそれ自体が法的拘束力を持つことはない。

## IV 本法の特徴

### 1 基本原則（第1条）

意思能力法第1条は、法律家以外の一般人も広く本法を参照し利用できるように、本法の冒頭に本法全体の解釈の指針として五つの基本原則を明示している。すなわち、

- (1) 本法の目的のために、以下の原則が適用される。
- (2) 人は意思能力を欠くと証明されない限り、意思能力を有していると推定されなければならない〔第1原則〕。
- (3) 人は意思決定をするのを助ける全ての実行可能な処置が取られたが成功しなかった場合を除き、意思決定をすることができないと扱われてはならない〔第2原則〕。
- (4) 人はただ愚かな意思決定をしたという理由だけで、意思決定をすることができないと扱われてはならない〔第3原則〕。
- (5) 本法において意思能力を欠く者のために又は意思能力を欠く者に代わってなされる行為や意思決定は、その本人の最善の利益においてなされなければならない〔第4原則〕。
- (6) 本法において意思能力を欠く者のために又は意思能力を欠く者に代わって行為や意思決定がなされる前に、当該行為や意思決定が必要とされる目的が、その本人の権利や行動の自由をより制限しない方法で、同じように効果的に達成され得るか否かについて配慮されなければならない〔第5原則〕。

第1原則から第5原則までの原則は、特定の意思決定をすることができない意思能力を欠く者の保護を目的とするが、同時にその者の意思能力を最大限尊重し、可及的に意思決定に参加できるようにすることも目的としている（注4）。本人を中心に据えて本人の能力を最大限尊重して、可能な限り本人自らが意思決定を行うことができるようにしていう本人中心主義の理念が本法を貫いている（第4条第(4)項参照）。これらの全ての原則は、意思能力のある者の自律性ないしは自己決定権を可及的に保護することをその究極の目的としているということができる（注5）。

最初の三つの原則と後の二つの原則ではその性質が異なっており、最初の三つの原則は人が意思能力を欠くか否かを証明する際の原則であり、後の二つの原則は人が能力を欠くと証明された場合にどうなるかについて定める原則である（注6）。

第1原則は、「ある人が意思無能力であることの証明責任はそれを主張する者が負う。その証明の基準は蓋然性の優越である」というイギリスの古くから形成された判例法であるコモン・ローの準則（注7）の前段部分を明文化したものである。すなわち本原則は、人は意思無能力であると証明されない限り意思能力を有していると推定されるという本法全体を貫く大原則である「意思能力の推定」を規定している。

これを受けた第2原則は意思能力の推定から発展した原則で、意思能力が推定されるだけではなく、さらに支援を受けた後でなければその推定が覆つて意思無能力者だと判断されてはならないことを定めている。これは先に述べたように、障害者権利条約の下で全世界的に急速に普及しつつある意思決定支援（Supported Decision-Making）の理論的根拠となる原則であるということができる。

第3原則は、コモン・ローの準則を明文化したものであり、人は何度も愚かな意思決定を繰り返せば意思無能力だと推定されることもあるが、ただ特定の意思決定について愚かな意思決定をしたという理由だけでは、意思無能力だと扱われてはならないことを定めている。

第4原則は、コモン・ローにおいて発展してきた最善の利益の基準の準則を明文化したものであり、「受認者としての義務（fiduciary duty）」と同じ趣旨を持つ（注8）。この原則を受けて第4条が本法全体を貫く最も重要な基本規定だといっても過言ではない最善の利益についての詳細な規定を置いている。この判例法の制定法化により最善の利益の判断手続が強行法規化されたことは重要な変化であることが指摘されている（注9）。

第5原則は、意思能力を欠く者の人権を最大限保障する見地から、アメリカ法において憲法判断で用いられる違憲審査基準の一つである「より制限的でない他に取り得べき方法（less restrictive alternative）」ないしは「最も制限的でない他に取り得べき方法（least restrictive alternative）」の基準が本法においても適用されることを述べている。

なお、日本の民法においては、第2条に解釈の基準として「個人の尊厳と

両性の本質的平等」がうたわれているが、より成年後見制度に特化した具体的な内容を持った本法の基本原則に相当する規定は存在していない。

## 2 意思無能力の意義（第2条～第3条）

14世紀以来様々な事案との関係で意思無能力についてのコモン・ローの準則が発展してきた中で、本法の第2条と第3条において、ある特定の時点のある特定の意思決定について意思無能力であることの唯一の制定法上の定義が得られたことは本法の大きな功績であると考えられている（注10）。

意思無能力は「精神又は脳の損傷又は機能障害によって」（第2条第(1)項）生じたものでなければならない。これは形式的な「診断上のテスト」と呼ばれ、このテストの結果、精神疾患、学習障害、認知症、脳損傷、中毒性錯乱状態などが意思無能力に該当することになる（注11）。「精神又は脳の損傷又は機能障害」は永続的なものでも一時的なものでもよく（第2条第(2)項）、その証明の基準は、基本原則の第1原則で述べたコモン・ローの準則に由来する「蓋然性の優越」（証拠の優越）である（第2条第(4)項）。

一般にイギリス法では民事事件で適用される「証拠の優越による証明」と刑事事件において適用される「合理的な疑いの余地のない証明」の二つの証明の基準が存在しているが、本法においては通常の民事事件における証明の基準が適用されるのである（注12）。第2条第(3)項は、高齢、肌の色などの身体的な特徴や服装、身体障害や人を信頼できず人とうまくやっていけないことやある特定の団体に所属していること、叫んだり興奮や熱情に伴って身振りをすること等に対する固定観念や偏見や差別によって意思無能力の判断がなされてはいけないことを具体例によって注意的に規定している。なお、同じ趣旨から最善の利益の判断に当たっても、その冒頭に第2条第(3)項と同一の文言の規定が置かれている（第4条第(1)項）。

本法の適用対象年齢、すなわち代理意思決定者が代理できる意思能力を欠く本人の年齢は、原因として年齢16歳以上（第2条第(5)項）だが、財産管理のうち遺言は18歳以上（第18条第(2)項）で、遺言以外の財産管理は18歳に達した時に意思能力がないと裁判所が考えれば16歳未満でも対象となる（第18

条第(3)項)。また、持続的代理権の本人（第9条第(2)項第(c)号）と任意代理人（第10条第(1)項第(a)号）、法定代理人（第19条第(1)項第(a)号）、治療を拒否する事前意思決定の本人（第24条第(1)項）は18歳に達していなければならぬ。なお、代理意思決定者の虐待又は故意による義務懈怠により被害を受け、代理意思決定者に対して刑事責任を追及できる意思無能力者については、被害者保護の趣旨から本人について年齢制限は存在しない（第44条）。

第3条は意思無能力の判断に当たり、単に第2条の形式的な「診断上のテスト」に該当するだけではなく、意思決定過程それ自体に着目する実質的な「機能上のテスト」について規定している。すなわち、意思決定過程の①当該意思決定に関する情報を（自分にふさわしい方法で情報を提供され説明されるという支援を受けた上で〔第3条第(2)項〕。本原則の第2原則(第1条第(3)項)参照)）理解する行為、②当該情報を（たとえ短期間でも意思決定できるだけの期間〔第3条第(3)項〕）保持する行為、③意思決定過程の一部として当該情報を利用若しくは検討する行為、④（会話、手話の利用その他のいかなる方法によってでも）自分の意思決定を伝達する行為のいずれかを行うことができないときにのみ、人は意思無能力だと判断されることになる（第3条第(1)項）。

日本の民法においては意思無能力の効果は無効であると規定されているものの、「意思能力」の具体的な内容については何ら規定されておらず（第3条の2）、また意思能力の不十分な者を類型化し、取消しによってその保護が図られている制限行為能力者についても、制限行為能力者として審判を受ける要件である「精神上の障害により事理を弁識能する能力（を欠く常況にある）、（が著しく不十分である）、（が不十分である）」（第7条、第11条、第15条）は形式的に「精神上の障害」が原因となっていることが規定されているが、「事理弁識能力」の実質的な内容については何ら具体的に規定されていない。このことから、大陸法系と判例法系という法系の違いはあるとはいえる、同じ制定法である本法の意思無能力に関する規定が基本原則の第1原則の「意思能力の推定」、第2原則の「意思決定支援」、第3原則の「愚かな意

思決定のみによる無能力認定の禁止」を実質化するためにいかに具体的な事実に基づいた実質的な詳細な判断基準を定めているかが理解できよう。

なお、権利能力、意思決定、行為能力を峻別する大陸法系に属する日本民法では、民法第3条第1項が「私権の享有は、出生に始まる。」と権利義務の主体となり得る資格である権利能力の始期について規定しているが、この規定は、民法第2条の趣旨も踏まえて、人は性別や年齢や障害の有無や国籍や階級や職業によって差別されることなく権利を有し義務を負う資格である権利能力を有するという近代民法における権利能力平等の原則を定めたものだと解釈されている（注13）。これに対して英米法ではこれらの能力概念は厳密には区別されていない。障害者権利条約第12条「法律の前にひとしく認められる権利」における“legal capacity”（法的能力）について権利能力の平等を認めたものかさらに行行為能力の平等まで認めたものか、その解釈について激しい議論の対立があることからも明らかのように、“capacity”は日本民法上の意思能力、行為能力、権利能力、（さらに責任能力）のいずれをも含み得る概念であり、具体的な文脈における解釈により意味が定まるとしている（本法の翻訳においても、法律の名称が“Mental Capacity Act 2005”（2005年意思能力法）であることから全ての条文において“capacity”を「意思能力」と訳出しているが、その原語は全て“mental capacity”（意思能力）ではなく“capacity”（能力）である。）。したがって条文の文言自体が具体的で詳細な事実に則した判断基準を明示しているか、抽象的でその具体的な意味内容を解釈に委ねているかの違いはあるものの、本法の偏見に基づいて人を無能力者として扱う不当な差別を実質的に禁じる第2条第(3)項（やそれが実質化している第1条）の規定は日本民法の第3条第1項（やそれが特に権利能力について実質化している第2条）と同じ趣旨を持つものだと考えることができよう。

### 3 最善の利益基準（第4条）

「2005年意思能力法第4条には『最善の利益』という見出しが付けられているが、同法は実際にはこの『最善の利益』という表現について定義してい

ない。これは同法を起草した立法者の熟議の上での決定であった。『最善の利益』の決定は様々な環境や状況において、家族だけではなく一定の範囲の専門家によってもなされるので、立法者はあらゆる個人の最善の利益が何であるかについてあらかじめ特定するのは不可能だと考えたのである。したがって、『最善の利益』という見出しの同法第4条は、定義は置かず、第(1)項から第(11)項までの規定は、全ての場合において従わなければならない手続について説明している。』(注14)。

基本原則の第4原則に挙げられている最善の利益は本法全体に適用される最も重要な基本原則であるが、①(有効性及び適用可能性を持つ)「治療を拒否する事前意思決定(advance decisions to refuse treatment)」(第24条～第26条)と②同意する意思能力を欠く本人について行われる「調査(research)」(第30条～第34条)の二つの例外には適用されない。前者は本人の意思ないしは自己決定の尊重の見地から最善の利益の判断によらず、本人の意思能力ある段階での意思決定がそのまま実現されるからであり、後者は本人に不相当な負担を課すことなく本人の利益となる可能性があるか、又は同一・同様の疾患の原因若しくは治療又は当該疾患に罹患した患者の介護に関する知識を提供することを目的としているかという独自の実質的な基準で判断されるからである(注15)。

既に基本原則で述べたように、第4条第(4)項は本人を中心に据えて本人の能力を最大化して、可能な限り本人自らが意思決定を行うことができるようにしてしまうという本法全体を貫く本人中心主義の理念の現われということができ、そのために最善の利益の判断手続において、緊急の場合でない限りは、本人自らが意思能力を回復するまで判断を延ばなければならないとされている(第4条第(3)項)。本人中心主義に立ち本人の命を最大限尊重するために、一定の終末期医療について違法性が阻却される場合を除いては、生命維持治療に関する意思決定に際しては、本人を死亡させたいという動機に基づいて当該治療について最善の利益を判断することは許されない(第4条第(5)項)。

最善の利益の実質的な判断基準としては、最善の利益の決定者は、合理的に確認できる限りにおいて、①本人の過去と現在の願望と気持ち（及び、特に本人が能力を有している時に作成したそれに関連するあらゆる文書による供述）、②本人が能力を有しているならば本人の意思決定に影響を与えると思われる、本人の信念と価値観、及び③もし可能であれば本人が考慮するだろうと思われるその他の要因を考慮して判断しなければならない（第4条第(6)項）、とされている。①は、現在及び過去の本人の願望と気持ち並びにそれに関する本人が意思能力のある時に作成した文書などの特定の事柄についての具体的な証拠があり、それに基づいて本人の最善の利益の決定者である代理意思決定者が判断するもので、②は、①の特定の事柄についての具体的な証拠がないときに、現在は意思無能力の本人が仮に意思能力があったと仮定したなら有しているだろう本人の一般的な信念と価値観を、代理意思決定者が本人の立場に立って仮定して最善の利益を決定するものである。この①と②は本人の自己決定を尊重し、主観的に本人の立場に立って判断するものであり、アメリカの成年後見法においては、成年後見人の意思決定基準のうち「代行判断決定法理 (substituted judgment doctrine)」と呼ばれている（より一層本人の自己決定を尊重する主観的度合いが強い①を「狭義の代行判断決定法理」、客観的な要素が入っている②を「広義の代行判断決定法理」という。）。代行判断決定法理と対極的に本人の保護の必要性を重視し、本人以外の第三者である医師などの専門家が客観的に専門家としての立場から本人の最善の利益を判断するものを「最善の利益基準 (best interest rule)」といい、この基準も専門家が利用可能な情報に基づいて純粹に客観的に本人にとってのみの最善の利益を判断する、最も客観的な度合いが強い「狭義の最善の利益基準」と専門家のみならず本人の福祉に十分な关心を持つ者の見解をも含む利用可能な情報に基づいて、本人ならば考慮するであろうと通常人が考えるその他の者（たとえば本人が可愛がっている孫など）にとっての結果の考慮をも含み得る、主観的要素が入った「広義の最善の利益基準」に区別されている（注16）。もし可能であれば本人が考慮するだろう

と思われるその他の要因を考慮して判断する③はアメリカ法上の「広義の最善の利益基準」に該当することになる。したがって、第4条は最善の利益基準という見出しを付けているが、その実質は本人の自己決定を最大限尊重する立場から、本人の立場に立って主観的に最善の利益を判断するアメリカ法上の代行判断決定法理の立場を採っているといえるのである。

最善の利益の決定者は、最善の利益の判断のために①本人が指名したあらゆる者、②本人の介護従事者又は福祉関係者、③本人によって授与された持続的代理権の任意代理人、④裁判所によって本人のために選任された法定代理人の意見を聞きその意見を考慮しなければならない（第4条第(7)項）。これによって最善の利益の決定者は直接、本人自身の過去や現在の願望と気持ちを知り本人の自己決定を最大限重視した判断ができ、またそれがかなわなくともこれら本人の周辺人を通して本人の気持ちを推測することができ、独善に陥らずにより本人に寄り添った最善の利益の判断が可能になるのである。

なお、最善の利益基準（と代行判断決定法理の関係）については、日本の民法においては、成年後見人の事務に当たっての成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮（第858条、第876条の5第1項、第876条の10第1項、任意後見契約法第6条）の解釈として実質的に問題となっている。また先に基本原則の第4原則で触れた最善の利益基準は「受認者としての義務（fiduciary duty）」と同じ趣旨を持つという点からは、日本法上の委任契約における受任者ないしは成年後見人等の職務執行に当たっての善管注意義務（第644条、第869条、第876条の5第2項、第876条の10第1項）の問題として形式的に位置づけることができよう。

#### 4 代理意思決定者の一般的免責（第5条）及び代理の適用除外（第27条、第28条、第29条）

代理意思決定者が本人の介護や治療について代理する前に本人が当該事柄について意思無能力であると確認する合理的な措置を取り、代理をしている最中にも本人が当該事柄について意思無能力であり、その代理がなされるこ

とが本人の最善の利益であると合理的に信じた（第5条第(1)項）ときは、本法第5条の一般的免責(general defence)により、意思無能力の本人が意思能力を有しており、自分自身で行動したのと同様の効果を持ち、代理意思決定者は刑事及び民事の法的責任を免除される（第5条第(2)項）。ただし、代理意思決定者に過失があったとき（第5条第(3)項）及び本人が治療を拒否する事前意思決定をしていたとき（第5条第(4)項）はこの限りではない。

本法における代理意思決定者の代理権は原則として本人の財産管理及び身上の保護の全てに及ぶ（第9条第(1)項、第16条、第17条、第18条）が、婚姻、同性愛者の法的共同生活、性的関係を持つこと等に対する同意などの家族関係に関する代理は本法の適用除外とされている（第27条）。同様に、精神保健法が適用される医療に関する事柄及び投票権についての代理も本法の適用除外とされている（第28条、第29条）。

## 5 持続的代理権（第9条～第14条）

本人が意思無能力時には任意代理権が消滅するというコモン・ローの準則を修正した1985年継続的代理権法は代理権の対象を財産管理のみとし、身上の保護には代理権が及ばなかった。本法の規定する持続的代理権によって初めて、財産管理のみならず健康管理や医療を含む身上の保護にも任意代理権を設定することが可能になったのである。本法が施行された2007年10月1日からは、1985年継続的代理権法は失効し（第66条第(1)項第(b)号）新たに継続的代理権を設定することはできず（第66条第(2)項）、その時点で存在していた継続的代理権には本法の「附則4 現存する継続的代理権に適用される規定」が適用される（第66条第(3)項）。なお、持続的代理権は日本法上の任意後見に相当する。

## 6 治療を拒否する事前意思決定（第24条～第26条）

「治療を拒否する事前意思決定」は、「リヴィング・ウィル」、「事前指示」、「事前拒絶」とも呼ばれることがあり、長期にわたって形成されてきたコモン・ローの準則を制定法化したものである。特に生命維持治療については生命維持治療の治療拒否は死亡という不可逆的な重大な結果をもたらすの

で慎重性が要請されており、文書で作成され証人によって証明されなければならぬという厳格な要件が規定されている（第25条第(5)項）。それ以外の治療についてはそのような要件は存在しないが、それが提出される特定の状況において治療を拒否する事前意思決定が有効かつ適用可能であると判断されなければならない。なお、治療を拒否する事前意思決定がなされた後に付与された持続的代理権で、治療を拒否する事前意思決定の対象となる治療について任意代理人に治療に対する同意権又は拒絶権を付与したときは、治療を拒否する事前意思決定は無効となる（第25条第(2)項第(b)号）。

## 7 意思無能力者の自由剥奪に対する保護—2007年改正（第4A条、第4B条、第16A条、第21A条、第39A条～第39E条）

以前はHL対UK事件（HL v UK 45508/99 (2004) ECHR471 (or HL v UK)）として知られていたがボーンウッド判決（Bournwood Judgment）として呼ばれることが多い、精神病院と介護施設で非常に多数の弱い立場に置かれた成年者が有効な同意なく不法に拘禁されていた事実を白日の下にさらし、イギリス法に存在したこの「ボーンウッド ギャップ」と呼ばれる法の抜け穴をヨーロッパ人権条約第5条の「自由及び安全に対する権利」違反であるとして塞いだ2004年のヨーロッパ人権裁判所の決定を受けて、2007年に精神保健法（MHA）が改正された。この改正は「自由剥奪に対する保護（deprivation of liberty safeguards (DoLS)）」を導入するために2005年意思能力法（MCA）（本法）を改正するものであった。これにより、「第4A条 自由剥奪に対する制限」、「第4B条 生命維持治療等に必要な自由剥奪」、「第16A条 精神保健法の患者等に対する第16条の権限」等、「附則A1 病院及び介護施設の居住者—自由剥奪」、「附則AA1 自由剥奪—介護及び治療を可能にする措置に対する権限付与」及び「附則1A 本法による自由剥奪に関する不適格者」を新たに追加するなどの2005年意思能力法（MCA）（本法）の2007年改正が行われたのである。

すなわち、本法第4A条「自由剥奪に対する制限」及び附則A1「病院及び介護施設の居住者—自由剥奪」の規定の新設により自由剥奪への権限付与

の手続が創設された。この手続は病院又は介護施設の環境内における本人の自由剥奪に対して適法性を付与することを目的としていた。この手続は、精神障害を持ち、自由剥奪となる状況の下で介護又は治療の提供のために収容設備を与えられることに対する同意能力を欠くイングランド及びウェールズの成年者に対してのみ適用される。自由剥奪は損害から本人を保護し、本人の最善の利益を図るために必要でなければならない。政府は、2009年4月1日に施行されたこの手続は重い学習障害者、認知症患者、神経病患者に適用される可能性が高いと考えていた。この手続では自由剥奪に対する標準的な権限付与及び緊急的な権限付与が準備されていた。当初は自由剥奪に対する保護の利用は低調であったが、判例法の発展により自由剥奪について幅広い定義が蓄積され、標準的な権限付与の利用が急増するようになっている。

## 8 独立意思能力権利擁護者（第35条～第41条）

独立意思能力権利擁護者（Independent Mental Capacity Advocate (IMCA)）の業務とは、国民医療制度機関や地方当局という公的機関によって意思能力を欠く本人に対してなされる治療や居住場所についての意思決定に対する手続的濫用防止策ないしは本人保護策として、本人を代理し支援するためにイングランドでは2007年4月に、ウェールズでは2007年10月に新たに導入された制度である。重大な治療の提供や居住地の変更を提案された意思無能力者が、専門家や有償の介護・治療従事者以外に、自らの最善の利益について相談することができる家族や友人などが存在しないときは、この意思無能力者に対して国民医療制度機関による重大な治療の提供（第37条）又は国民医療制度機関若しくは地方当局による短期間を超える収容設備の提供（第38条、第39条）の前に、独立意思能力権利擁護者が選任されなければならない。独立意思能力権利擁護者は本人の最善の利益を確認し、それを代理意思決定者に薦めることができる。

独立意思能力権利擁護者は自らが代理するように指示された意思無能力者があらゆる関連する意思決定に可及的に参加できるように支援するために必要な措置を採らなければならない。さらに独立意思能力権利擁護者の職務内

容としては、関連情報の収集と整理、本人の希望や気持ちがどのようなものであるだろうかについて知ること、もし本人に意思能力があれば本人が影響を受けるだろう信念や価値を確かめること、利用可能な他に取り得べき行動の選択肢を探すこと、治療が提案され必要だと考えるときは医師のセカンドオピニオンを得ることが挙げられている。さらに本法の下で定められ得る行政規則によって、独立意思能力権利擁護者はあらゆる代理意思決定者による意思決定について異議を述べ又は異議を述べるための支援を提供することができるとしている（第36条）。なお、本人の最善の利益について代理意思決定者と意見が一致しないときは、独立意思能力権利擁護者は保護裁判所に最終的な判断を求めることができる（第15条第(1)項第(c)号、第50条第(1)項第(a)号）。

## 9 保護裁判所及び公後見人（第45条～第61条）

本法第45条第(6)項により保護裁判所と呼ばれている最高法院の部局は廃止され、本法第45条第(1)項によってより強力な権限とより広範な管轄権を持つ保護裁判所（Court of Protection）という名称の正式記録裁判所である上位裁判所が新たに設置された。すなわち、保護裁判所は、あらゆる日及び時間に、イングランド及びウェールズのあらゆる場所において開廷することができ（第45条第(3)項）、大法官は、イングランド及びウェールズの首席裁判官に相談した後で、高等法院のあらゆる地区登記所及びあらゆる県裁判所の事務室を保護裁判所の補助的な登記所として指定することができる（第45条第(5)項）。

保護裁判所は本法の下で意思無能力者に関する全ての問題を扱い、財産管理について命令するだけでなく、医療に関する命令を下すことを含む身の保護に関する問題も取り扱っている。保護裁判所は法と事実に関する紛争について判決を下すことができ、ある特定の時点である特定の意思表示をした本人の意思能力の有無、本人に関する文書や意思決定の有効性、本人の最善の利益の決定など本法に関して争われ疑われているあらゆることについて命令を下すことができる。ある。

公後人（public guardian）が所属する官庁である公後見人局（office of public guardian）は本法に関する行政サービスの多くを提供している。特に持続的代理権の登記、保護裁判所が選任した法定代理人の監督、任意代理人や保護裁判所によって選任された法定代理人から担保や報告書の提供を受ける等の行政的機能について責任を負っている。公後見人が保護裁判所の「門番」、「実行機関」、「顔」と言われる（注17）ゆえんである。なお、公後見人は意思無能力者やその代理意思決定者を訪問し、報告する保護裁判所訪問調査官の監督も行っている。

## 注

注1 『2005年イギリス意思能力法 実務指針（Code of Practice）』 1ページ

注2 デンズィル・ラッシュ 元イングランド保護裁判所上席判事「成年後見制度における本人の尊重—意思決定支援」〔志村武訳、なお訳語を一部変更して引用している。以下同じ〕成年後見法研究第20号 4ページ（2023年6月）

注3 デンズィル・ラッシュ 注2所掲論文 15ページ

注4 注1所掲『2005年イギリス意思能力法 実務指針（Code of Practice）』19ページ

注5 PETER BARTLETT, BLACKSTONE'S GUIDE TO The Mental Capacity Act 2005, 47 (Oxford University Press, 2008, 2nd edn).

注6 デンズィル・ラッシュ 注3所掲論文 6ページ

注7 ROBERT BROWN, DEBBIE MARTIN, NEIL ALLEN and PAUL BARBER, The Mental Capacity Act 2005 A Guide for Practice, 20 (A Sage Publishing Company, 2024, 4th edn).

注8 PETER BARTLETT 注5所掲書 47ページ

注9 ROBERT BROWNほか 注7所掲書 23ページ

- 注10 ROBERT BROWNほか 注7所掲書 25ページ、及びPETER BARTLETT  
注5所掲書 32ページ
- 注11 Department of Health, 'Explanatory Notes to the Mental Capacity Act'  
(London Queen's Printer, 2005) para22.
- 注12 デンズィル・ラッシュ注3所掲論文 6ページ
- 注13 この点につき、四宮和夫、能見善久『民法総則第九版』(2018年3月30日) (弘文堂) 9ページ～10ページ参照
- 注14 デンズィル・ラッシュ注3所掲論文 6ページ
- 注15 PETER BARLETTほか 注5所掲書 53ページ、89ページ
- 注16 この点につき、志村武「アメリカ合衆国の成年後見法における成年後見人の意思決定基準としての代行判断決定法理と最善の利益基準の関係—各州制定法の類型化と新学説の登場—」田山輝明先生古稀記念論文集『民事法学の歴史と未来』(2014年3月31日 成文堂) 543ページ～553ページ参照
- 注17 ROBERT BROWNほか 注7所掲書 82ページ

## 参考文献

- PETER BARTLETT, BLACKSTONE'S GUIDE TO THE MENTAL CAPACITY ACT 2005 (Oxford University Press, 2008, 2nd edn).
- ROBERT BROWN, DEBBIE MARTIN, NEIL ALLEN and PAUL BARBER, THE MENTAL CAPACITY ACT 2005 A GUIDE FOR PRACTICE (A Sage Publishing Company, 2024, 4th edn).
- Department of Health, 'Explanatory Notes to the Mental Capacity Act' (London Queen's Printer, 2005) para22.
- DR TRACEY RYAN-MORGAN, A CONCISE GUIDE TO THE MENTAL CAPACITY ACT 2005 BASIC PRINCIPLES IN PRACTICE (Routledge, 2022, 1st edn).
- RICHARD JOHNES and EVE PIFFARETTI, MENTAL CAPACITY ACT MANUAL (Thomson Reuters, 2018, 8th edn).

# イギリスにおける成年後見制度

[翻訳] 2005年イギリス意思能力法



## 2005年イギリス意思能力法

### 2005年法律第9号

意思能力（capacity）を欠く者について新しい規定を定め、保護裁判所と呼ばれる正式記録裁判所である上位裁判所を同名の最高法院の部局に代わって設置し、2000年1月13日にハーグで署名された成年者国際保護条約に関する規定を定め、及びそれらに関連する目的を有する法律〔2005年4月7日〕

この法律は、現在招集され開催されているこの連合王国議会において、この議会の権限により、聖職貴族及び世俗貴族の貴族院議員並びに庶民院議員の助言と同意を得て、女王陛下によって以下のとおり制定された。

## 第1編 意思能力を欠く者

### 第1章 基本原則

#### 第1条 基本原則

- (1) 本法の目的のために、以下の原則が適用される。
- (2) 人は意思能力を欠くと証明されない限り、意思能力を有していると推定されなければならない。
- (3) 人は意思決定をするのを助ける全ての実行可能な処置が取られたが成功しなかった場合を除き、意思決定をすることことができないと扱われてはならない。
- (4) 人はただ愚かな意思決定をしたという理由だけで、意思決定をすることができないと扱われてはならない。
- (5) 本法において意思能力を欠く者のために又は意思能力を欠く者に代わってなされる行為や意思決定は、その本人の最善の利益においてなされなければならない。
- (6) 本法において意思能力を欠く者のために又は意思能力を欠く者に代わって行為や意思決定がなされる前に、当該行為や意思決定が必要とされる目的

が、その本人の権利や行動の自由をより制限しない方法で、同じように効果的に達成され得るか否かについて配慮されなければならない。

## 第2章 前提的事項

### 第2条 意思能力を欠く者

- (1) 本法の目的のために、人は精神又は脳の損傷又は機能障害によってある事柄について当該時点において自分自身で意思決定をすることができないときは、当該事柄について意思能力を欠くものとする。
- (2) 当該精神又は脳の損傷又は機能障害が永続的なものか一時的なものかは、問題にならない。
- (3) 本人の意思能力について他の人に不当な推測をさせかねない次に掲げる事由への言及のみによって、意思能力が欠けていることの証明とすることはできない。
  - (a) 本人の年齢若しくは外見、又は
  - (b) 本人の置かれた状況若しくは他の人から見た本人の行動の様子
- (4) 本法又はその他のあらゆる制定法(enactment)における手続において、本人が本法の意味における意思能力を欠いているか否かに関するあらゆる問題は、蓋然性の優越に基づいて決定されなければならない。
- (5) 次に掲げる場合には、人(「代理意思決定者」)は本法において行使可能ないかかる権限も16歳未満の者に関して行使することができない。
  - (a) 意思能力を欠く者に関するとき、又は
  - (b) 代理意思決定者がその者が意思能力を欠くと合理的に信じるとき。
- (6) 第(5)項は第18条第(3)項の制約を受ける。

### 第3条 意思決定ができないこと

- (1) 第2条の目的のために、人は、次に掲げる行為ができない場合には、自分自身で意思決定をすることができないものとする。
  - (a) 当該意思決定に関する情報を理解する行為
  - (b) 当該情報を保持する行為

- (c) 意思決定過程の一部として当該情報を利用若しくは検討する行為、又は
  - (d) (会話、手話の利用その他のいかなる方法によっても)自分の意思決定を伝達する行為
- (2) 人は(簡単な言葉、視覚教材やその他のあらゆる方法を利用して)自らの状況に適切な方法で与えられた情報の説明を理解できるときは、意思決定に関する情報を理解できないとみなされてはならない。
- (3) 人は意思決定に関する情報を短期間しか保持することができないという事実があっても、当該意思決定をするとみなされることを妨げられない。
- (4) 意思決定に関する情報には、次に掲げる行為の合理的に予見可能な結果に関する情報が含まれる。
- (a) ある意思決定をするか若しくはそれとは別の意思決定をするかという行為、又は
  - (b) 当該意思決定をしないという行為

#### 第4条 最善の利益

- (1) 本法の目的のために、本人の最善の利益が何であるか決定する場合には、その決定をする者は、本人の最善の利益が何であるかについて他の人に不当な推測をさせかねない次に掲げる事由のみに基づいて決定してはならない。
- (a) 本人の年齢若しくは外見、又は
  - (b) 本人の置かれた状況若しくは他の人から見た本人の行動の様子
- (2) 最善の利益の決定者は全ての関連する状況を考慮し、特に以下に掲げる処置を取らなければならない。
- (3) 最善の利益の決定者は、次に掲げる事由を考慮しなければならない。
- (a) 本人が問題となっている事柄に関する意思能力を将来いつか持つ蓋然性があるか否か、及び
  - (b) 当該蓋然性があると思われるときは、いつそうなると思われるか。
- (4) 最善の利益の決定者は、合理的に実行可能である限り、本人が本人に代わっ

て行われるあらゆる行為及び本人に影響を与えるあらゆる意思決定に、できる限り完全に参加し又は参加するために必要な能力を向上させるのを許可し、かつ、奨励しなければならない。

- (5) 最善の利益の決定が生命維持治療に関する場合には、決定者は当該治療が本人の最善の利益であるか否かを考慮するときに、本人を死亡させたいという欲求に動機付けられてはならない。
- (6) 最善の利益の決定者は、合理的に確認できる限りにおいて、次に掲げる事由を考慮しなければならない。
  - (a) 本人の過去と現在の願望と気持ち(及び、特に本人が意思能力を有している時に作成したそれに関連するあらゆる文書による供述)
  - (b) 本人が意思能力を有しているならば本人の意思決定に影響を与える蓋然性があると思われる、本人の信念と価値観、及び
  - (c) もし可能であれば本人が考慮するだろうと思われるその他の要因
- (7) 最善の利益の決定者は、その者の意見を聞くことが実行可能で、かつ、適切であるときは、本人の最善の利益が何であるか及び特に第(6)項が規定する事柄に関する次に掲げる者の意見を考慮しなければならない。
  - (a) 問題となっている事柄又はその種の事柄について意見を聞くべき者として本人が指名したあらゆる者
  - (b) 本人の介護に従事する又は本人の福祉に利害関係を持つあらゆる者
  - (c) 本人によって授与された持続的代理権のあらゆる任意代理人、及び
  - (d) 裁判所によって本人のために選任されたあらゆる法定代理人
- (8) 第(1)項から第(7)項によって課される義務は、次に掲げるあらゆる権限の行使に関しても同様に適用される。
  - (a) 持続的代理権に基づいて行使可能である権限、又は
  - (b) 自分以外の者が意思能力を欠いていると合理的に信じるときに、そう信じる者が本法に基づいて行使可能である権限
- (9) 裁判所以外の者が行為や意思決定をする場合において、その者が(第(1)項から第(7)項の要件に従った上で)自分が行為し決定することが本人の最善の利

益であると合理的に信じるときは、本条を十分に遵守していることになる。

(10) 「生命維持治療」とは、本人の医療提供者の見解において、生命を維持するのに必要な治療をいう。

(11) 「関連する状況」とは、次に掲げる状況をいう。

(a) その状況について、最善の利益の決定をする者が知っており、かつ、

(b) その状況について、関連すると考えることが合理的であるだろうと思われる状況

#### **第4A条 自由剥奪に対する制限**

(1) 本法はいかなる人（「代理意思決定者」）にも他のいかなる人（「本人」）の自由を剥奪する権限を与えない。

(2) ただし、第(1)項は次に掲げる制約を受ける。

(a) 本条の以下の規定、及び

(b) 第4B条

(3) 代理意思決定者はそうすることによって裁判所によってなされた関連する意思決定を実施するときは、本人の自由を剥奪することができる。

(4) 裁判所によってなされた関連する意思決定とは、本人の身の保護に関する事柄に関連して第16条第(2)項第(a)号の命令によってなされた意思決定をいう。

(5) 代理意思決定者はそうすることによって附則AA1（意思能力を欠く者の介護及び治療を可能にする措置）に基づいて権限を与えられた措置を実施するときは、本人の自由を剥奪することができる。

#### **第4B条 生命維持治療等に必要な自由剥奪**

(1) 次に掲げる条件を充足するときは、裁判所にあらゆる関連する事柄に関する意思決定を求めている間、代理意思決定者は本人の自由を剥奪する権限を与えられる。

(2) 第1の条件は、第4A条に基づいて代理意思決定者が本人の自由を剥奪する権限を与えられているか否かについての問題が存在することである。

(3) 第2の条件は、当該自由剥奪は、

- (a) 全体的又は部分的に次に掲げる目的を有すること。
    - (i) 本人に対する生命維持治療の提供、若しくは
    - (ii) あらゆる健康維持に不可欠な行為を行うこと、又は
  - (b) 全体的又は部分的に次に掲げることから成り立っていること。
    - (i) 本人に対する生命維持治療の提供、若しくは
    - (ii) 当該健康維持に不可欠な行為を行うこと。
- (4) 第3の条件は、当該自由剥奪は次に掲げることのために必要であること。
- (a) 生命維持治療の提供、又は
  - (b) 当該健康維持に不可欠な行為を行うこと。
- (5) 健康維持に不可欠な行為とは、当該行為を行う者が本人の健康状態の深刻な悪化を避けるために合理的に必要だと信じるあらゆる行為をいう。

## 第5条 介護又は治療に関する行為

- (1) 人「(代理意思決定者)」が自分以外の人「(本人)」の介護又は治療に関する行為を行う場合において、次に掲げるときは、当該行為は本条の適用を受ける行為となる。
- (a) 当該行為を行う前に、代理意思決定者が問題となっている事柄との関係で、本人が意思能力を欠くか否かを証明するために合理的な処置を取っているとき、かつ、
  - (b) 当該行為を行う時に、代理意思決定者が次に掲げることを合理的に信じたとき。
    - (i) 本人が当該事柄との関係で意思能力を欠いていること、かつ、
    - (ii) 当該行為が行われることが本人の最善の利益になるであろうこと。
- (2) 代理意思決定者は、次に掲げる事由が存在していたならば負わなかつたであろう当該行為に関するいかなる責任も負わない。
- (a) 本人が当該事柄に関して同意する意思能力を有していたこと、かつ、
  - (b) 本人が代理意思決定者が当該行為を行うことに同意していたこと。
- (3) 本条のいかなる規定も、当該行為を行う際の代理意思決定者の過失に起因する、損失若しくは損害に対するその者の民事責任又はその者の刑事責任を

免除しない。

- (4) 本条のいかなる規定も、第24条から第26条(治療を拒否する事前意思決定)の適用に影響を与えない。

## 第6条 第5条の行為一限界

- (1) 代理意思決定者が本人を制限する意図を持った行為をする場合には、次に掲げるさらなる二つの条件が充足されるときを除いて、当該行為には第5条は適用されない。
- (2) 第1の条件は、当該行為を行うことが本人に対する被害を防ぐために必要であると代理意思決定者が合理的に信じることである。
- (3) 第2の条件は、当該行為は次に掲げる事由に対する比例的な反応であるということである。
- (a) 本人が被害を受ける蓋然性、及び
  - (b) 当該被害の深刻性
- (4) 本条の目的のために、代理意思決定者が次に掲げる行為を行う場合には、代理意思決定者は本人を制限することになる。
- (a) 本人が抵抗する行為を行うことを担保するために、実力を用い若しくは用いると脅したとき、又は
  - (b) 本人が抵抗するか否かにかかわらず、本人の移動の自由を制限するとき。
- (5) (削除)
- (6) 次に掲げる者が自らの権限の範囲内で、かつ、この第1編の規定に従って行った意思決定と相容れない行為をする権限を、代理意思決定者は第5条により与えられない。
- (a) 本人により持続的代理権を授与された任意代理人、又は
  - (b) 裁判所により本人のために選任された法定代理人
- (7) ただし、裁判所によるあらゆる関連する争点についての意思決定が求められている間に、代理意思決定者が次に掲げる行為を行うことは、第(6)項の規定により禁じられない。

- (a) 生命維持治療の提供、又は
- (b) 本人の体調の重大な悪化を防ぐために自ら必要だと合理的に信じるあらゆる行為

## 第7条 必要な商品及びサービスの支払

- (1) 必要な商品やサービスが当該提供のための契約を締結する意思能力を欠く者へ提供されるときは、その者はその商品やサービスに対して合理的な対価を支払わなければならない。
- (2) 「必要な」とは、その商品やサービスが提供された時点において、本人の生活状況及び実際の必要に適していることを意味する。

## 第8条 支出

- (1) 第5条が適用される行為に支出が含まれるときは、代理意思決定者が次に掲げる行為をすることは適法となる。
  - (a) 当該支出のために本人の信用を保証すること、及び
  - (b) 当該支出に充当するために本人の占有する金銭を用いること。
- (2) 代理意思決定者が本人のために当該支出を引き受けたときは、代理意思決定者が次に掲げる行為をすることは適法となる。
  - (a) 本人の占有する金銭から返済を受けること、又は
  - (b) その他の方法で本人から損失補填を受けること。
- (3) 第(1)項及び第(2)項によって、人が（第(1)項及び第(2)項以外に）次に掲げる行為をする権限はいかなる影響も受けない。
  - (a) 本人の金銭又はその他の財産を適法に支配すること、及び
  - (b) 本人の利益のために金銭を支出する権限を有すること。

## 第3章 持続的代理権

### 第9条 持続的代理権 (lasting powers of attorney)

- (1) 持続的代理権とは、代理権授与者（本人）が（一人又は複数の）任意代理人に対して次に掲げる事柄の全部又は一部について意思決定をする権限を授与し、かつ、本人がもはや意思能力を有しない状況において当該意思決定をす

る権限を含む代理権をいう。

- (a) 本人の身上の保護又は本人の身上の保護に関する特定の事柄、及び
  - (b) 本人の財産管理又は財産管理に関する特定の事柄
- (2) 持続的代理権は、次に掲げる場合を除き設定されない。
- (a) 第10条に従うとき。
  - (b) 第(1)項が規定する種類の権限を授与する文書(持続的委任状)が作成され、附則1に従って登記されたとき、かつ、
  - (c) 本人が当該文書(持続的委任状)を有効に完成した時に、本人は18歳に達しており、かつ、当該文書を有効に完成する意思能力を有していたとき。
- (3) 次に掲げる場合には、持続的委任状はいかなる権限も授与しない。
- (a) 持続的代理権を有効に設定すると主張するが、
  - (b) 本条、第10条又は附則1に従わないとき。
- (4) 持続的代理権によって授与される権限は、次に掲げる事項の制約を受ける。
- (a) 本法の規定、特に第1条(基本原則)及び第4条(最善の利益)の規定、並びに
  - (b) 当該持続的委任状において特定されたあらゆる条件又は制限

## 第10条 任意代理人の選任

- (1) 持続的代理権の任意代理人は、次に掲げる者でなければならない。
- (a) 18歳に達した者、又は
  - (b) 持続的代理権が本人の財産管理のみに関するものであるときは、18歳に達した者若しくは信託法人
- (2) 破産者又はその者に関して債務救済命令が発せられた者は、本人の財産管理に関する持続的代理権の任意代理人に選任されることができない。
- (3) 第(4)項から第(7)項は、二人以上の者が持続的代理権の任意代理人として行動すると規定する持続的委任状に関して適用される。
- (4) 当該持続的委任状は、次に掲げる態様で行動するように任意代理人を選任することができる。

- (a) 全員一致で。
  - (b) 連帶して、又は
  - (c) ある事柄については全員一致で、その他の事柄については連帶して。
- (5) 任意代理人が全員一致で行動すべきであるか、連帶して行動すべきであるかについて特定されていないときは、当該持続的委任状は全員一致で行動するように任意代理人を選任していると推定されなければならない。
- (6) 任意代理人が全員一致で行動すべき場合において、任意代理人の一人が第(1)項若しくは第(2)項又は附則1第1編若しくは第2編の要件に従わないときは、持続的代理権の設定は妨げられる。
- (7) 任意代理人が連帶して行動すべき場合において、任意代理人の一人が第(1)項若しくは第(2)項又は附則1第1編若しくは第2編の要件に従わないときは、
  - (a) 当該任意代理人については選任の効果の発生が妨げられる。ただし
  - (b) 一人又は複数の他の任意代理人については持続的代理権の設定は妨げられない。
- (8) 持続的代理権の設定のために用いられる持続的委任状は、
  - (a) 任意代理人に（又は任意代理人が複数存在するときは、そのいかなる者にも）その者の代理人又は後任の者を選任する権限を与えることができない。ただし、
  - (b) 当該持続的委任状はそれ自体において、任意代理人の選任を終了させる効果を生じさせる第13条第(6)項第(a)号から第(d)号に掲げる事由が生じたときに当該任意代理人と（又は任意代理人が複数存在するときは、そのいかなる者とも）交替する者を選任することができる。

## 第11条 持続的代理権一制限

- (1) 次に掲げる三つの条件が充足される場合を除いては、持続的代理権は任意代理人に（又は任意代理人が複数存在するときは、そのいかなる者にも）本人を制限する意図を持った行為を行う権限を授与しない。
- (2) 第1の条件は、本人が問題になっている事柄との関係で意思能力を欠く、又

は任意代理人が合理的にそうであると信じることである。

- (3) 第2の条件は、当該行為を行なうことが本人に対する被害を防ぐために必要であると任意代理人が合理的に信じることである。
- (4) 第3の条件は、当該行為は次に掲げる事由に対する比例的な反応であるということである。
  - (a) 本人が被害を受ける蓋然性、及び
  - (b) 当該被害の深刻性
- (5) 本条の目的のために、任意代理人が次に掲げる場合において、当該行為を自ら行なうとき又は他人に当該行為のいかなるものについても行う権限を与えるときは、任意代理人は本人を制限することになる。
  - (a) 本人が抵抗する行為を行なうことを担保するために、実力を用い若しくは用いると脅したとき、又は
  - (b) 本人が抵抗するか否かにかかわらず、本人の移動の自由を制限するとき。
- (6) (削除)
- (7) 持続的代理権によって任意代理人が（又は任意代理人が複数存在するときは、そのいかなる者でも）本人の身の保護に関する意思決定をする権限を与えられている場合において、当該権限は、
  - (a) 本人が意思能力を欠く又は任意代理人が本人が意思能力を欠くと合理的に信じる状況以外の状況においては、当該意思決定をすることには及ばない、
  - (b) 第24条から第26条（治療を拒否する事前意思決定）の制約を受ける、及び
  - (c) 本人の医療提供者による治療の実施又は継続に対する同意の付与又は拒絶に及ぶ。
- (8) ただし、第(7)項第(c)号は、
  - (a) 生命維持治療に関しては、当該持続的委任状が当該効力を与える明示の規定を含んでいるときを除き、その実施又は継続に対する同意の付与

又は拒絶を行う権限を与えない、及び

- (b) 当該持続的委任状におけるあらゆる条件又は制限の制約を受ける。

## 第12条 贈与に関する持続的代理権の範囲

- (1) 持続的代理権が本人の財産管理に関する意思決定をする権限を授与するときは、第(2)項が許可する範囲を除いては、任意代理人は（又は任意代理人が複数存在するときは、そのいかなる者も）贈与によって本人の財産を処分する権限を与えられない。
- (2) 任意代理人は次に掲げる場合において、当該贈与の個々の価値が一切の事情、特に本人の財産規模を考慮して不相当でないときは、贈与をすることができる。
- (a) 本人と親族関係にある若しくは関係している者（自分自身を含む。）に対して、慣習的な機会になされるとき、又は
  - (b) 本人が贈与を行った若しくは贈与を行ったと期待することができた、あらゆる慈善事業に対してなされるとき。
- (3) 「慣習的な機会」とは、次に掲げる事情がある場合をいう。
- (a) 出生、婚姻若しくは同性愛者の法的共同生活の形成の機会若しくは記念日、又は
  - (b) 家族内又は友人若しくは仲間の間で贈り物が慣習的になされるあらゆるその他の機会
- (4) 第(2)項は、当該持続的委任状におけるあらゆる条件又は制限の制約を受ける。

## 第13条 持続的代理権の撤回等

- (1) 本条は、次に掲げる場合において適用される。
- (a) 持続的代理権を設定するために、本人が文書（持続的委任状）を有効に完成させたとき、又は
  - (b) 本人により授与されたものとして持続的代理権が登記されたとき。
- なお、本条における持続的代理権の撤回には当該文書（持続的委任状）の撤回が含まれる。

- (2) 本人は、撤回する意思能力を有するときは、いつでも持続的代理権を撤回することができる。
- (3) 本人の破産又は本人に関する（1986年支払不能者法第7A編に基づく）債務救済命令の発出は、本人の財産管理に関する限りにおいて持続的代理権を撤回させる。
- (4) ただし、自分に関して単に暫定的な破産に伴う行為制限命令が効力を有しているという理由で本人が破産したとき又は本人が（1986年支払不能者法の附則4ZBに基づく）暫定的な債務救済に伴う行為制限命令の制約を受けたときは、持続的代理権は、本人の財産管理に関する限りにおいて、当該命令が効力を有する期間に限り一時的に停止する。
- (5) 任意代理人に関して第(6)項が規定する事由が生じたときは、
- (a) 当該任意代理人の選任が終了する、及び
  - (b) 当該持続的代理権は、第(7)項に掲げる場合を除いて、撤回される。
- (6) 当該事由とは、
- (a) 本条の目的達成のために大法官の定める行政規則が規定（prescribed）し得る要件に従って、任意代理人が選任を辞退したこと。
  - (b) 第(8)項及び第(9)項の制約内における、任意代理人の死亡若しくは破産又は任意代理人に関する（1986年支払不能者法第7A編に基づく）債務救済命令の発出、又は任意代理人が信託法人であるときは、当該法人の清算若しくは解散
  - (c) 第(11)項の制約内における、本人と任意代理人の婚姻又は同性愛者の法的共同生活の解消又は無効・取消し
  - (d) 任意代理人の意思能力の欠如
- (7) 当該場合とは、
- (a) 当該持続的委任状の条項に基づいて、任意代理人が交替したとき。
  - (b) その者があらゆる事柄について任意代理人として連帯して行動するために選任された二人以上の者のうちの一人であり、かつ、当該事由が生じた後に少なくとも一人の任意代理人が残存しているとき。

- (8) 任意代理人の破産又は任意代理人に関する（1986年支払不能者法第7A編に基づく）債務救済命令の発出は、当該任意代理人の権限が本人の身上の保護に関する限りにおいて、当該任意代理人の選任の終了又は当該権限の撤回を生じさせない。
- (9) 自分に関する単に暫定的な破産に伴う行為制限命令が効力を有しているという理由で任意代理人が破産したとき又は任意代理人が（1986年支払不能者法の附則4ZBに基づく）暫定的な債務救済に伴う行為制限命令の制約を受けたときは、当該任意代理人の選任及び持続的代理権は本人の財産管理に関する限りにおいて、当該命令が効力を有する期間に限り一時的に停止する。
- (10) 任意代理人があらゆる事柄について当該持続的代理権により連帶して行動するために選任された二人以上の者のうちの一人であるときは、第(9)項における当該持続的代理権の一時的停止への言及は当該任意代理人に関する限りにおける一時的停止への言及である。
- (11) 婚姻又は同性愛者の法的共同生活の解消又は無効・取消しは、当該持続的委任状がその旨規定しているときは、任意代理人としての当該選任の終了又は当該持続的代理権の撤回を生じさせない。

#### **第14条 代理権の不設定又は撤回における任意代理人及びその他の者の保護**

- (1) 次に掲げる場合には、第(2)項及び第(3)項が適用される。
- (a) 文書が附則1に従って持続的委任状として登記されたとき。
  - (b) しかし、問題となっている行為又は取引の時点で当該登記が取り消されたか否かにかかわらず、持続的代理権が設定されていなかったとき。
- (2) 持続的代理権を行使していると称して行動する任意代理人について、当該行為の時点において次に掲げる事由が存在する場合を除いては、当該任意代理人は当該持続的代理権の不存在を理由として（本人又はあらゆるその他の者に対して）いかなる責任も負担しない。
- (a) 持続的代理権が設定されていなかったことを知っていたこと、又は
  - (b) 仮に持続的代理権が設定されていたとしても、自分が任意代理人として行動する権限を終了させたであろう状況が存在していたことを認識し

ていたこと。

- (3) 任意代理人と相手方との間のいかなる取引も、当該取引の時点で相手方が第(2)項が規定する事由を知っていた場合を除いて、相手方の利益のために、あたかも当該持続的代理権が存在していたのと同様に有効となる。
- (4) 第三者の利益が任意代理人と相手方との間の取引が第(3)項により有効となるか否かによって決まる場合において、次に掲げるときは、第三者の利益のために当該取引は有効であったとみなされる。
  - (a) 当該取引が当該持続的委任状の登記された日から12か月以内に完了されたとき、又は
  - (b) 相手方が当該売買の完了前若しくは完了後3か月以内に、当該取引時点において任意代理人が当該取引の目的物につき処分権を有していたことを疑う理由がなかったという司法手続外誓約をしたとき。
- (5) 本人の財産管理以外の事柄に関する持続的代理権への適用にあたっては、1971年任意代理権法（法律第27号）第5条（代理権撤回の場合の保護）が、撤回に対する言及には本人の財産管理に関する持続的代理権の消滅が含まれるものとして、効力を有する。
- (6) 持続的代理権によって二人以上の任意代理人が選任されたときは、本条における特定の任意代理人に対する言及は任意代理人の全員又はあらゆる者に対する言及として扱われる。

## 第4章 裁判所の一般的権限及び法定代理人の選任

### 第15条 確認判決をする権限

- (1) 裁判所は、次に掲げる事柄について確認判決をすることができる。
  - (a) ある者が、確認判決で特定された意思決定をする意思能力を有するか又は欠くかということ。
  - (b) ある者が、確認判決で述べられている事柄について意思決定をする意思能力を有するか又は欠くかということ。
  - (c) その者に関して既に行なわれた又はこれから行なわれるあらゆる行為

が適法か又は違法かということ。

(2) 「行為」には不作為及び一連の行為が含まれる。

## 第16条 意思決定及び法定代理人の選任をする権限—一般的規定

(1) 本条は、人(「本人」)が次に掲げる事柄に関して一つ又は複数の事項について意思能力を欠く場合に適用される。

(a) 本人の身上の保護、又は

(b) 本人の財産管理

(2) 裁判所は、次に掲げる行為をすることができる。

(a) 命令をすることによって、当該一つ若しくは複数の事柄に関連して本人に代わって一つ若しくは複数の意思決定をすること、又は

(b) 当該一つ若しくは複数の事柄に関連して本人に代わって意思決定をする人(「法定代理人」)を選任すること。

(3) 本条における裁判所の権限は、本法の規定、特に第1条(基本原則)及び第4条(最善の利益)の規定の制約を受ける。

(4) 法定代理人を選任することが本人の最善の利益であるか否かを決定するときは、裁判所は(第4条において述べられている事柄に加えて)次に掲げる一般原則についても考慮しなければならない。

(a) 裁判所による意思決定は意思決定のための法定代理人の選任に優先しなければならないという一般原則、及び

(b) 法定代理人に付与される権限は、当該状況において合理的に実行可能な程度までその範囲及び期間について制限されるべきであるという一般原則

(5) 裁判所は、第(2)項に基づいてした命令若しくは選任に対して又はその他それに関係して効果を与えるのが必要又は適切であると考えるときは、さらに命令し又は指示を与え、及び法定代理人に権限を付与し又は義務を課すことができる。

(6) 裁判所に対して当該条件での命令、指示、選任の申立てが提起されていなくとも、裁判所は、第4条との関係で実体的判断としての既判力の効果を持つ

ことなしに、本人の最善の利益であると考える条件を付して命令し、指示を与える又は代理人の選任をすることができる。

- (7) 裁判所の命令は、事後的命令によって変更し、取り消すことができる。
- (8) 裁判所は、次に掲げる事由を認めるときは、特に法定代理人の選任を撤回し、法定代理人に付与された権限を変更することができる。
  - (a) 法定代理人が裁判所の付与した権限に違反する若しくは本人の最善の利益ではない方法で行動した若しくは行動しつつあること、又は
  - (b) 法定代理人が裁判所の付与した権限に違反するであろう若しくは本人の最善の利益ではないであろう方法で行動することを提案していること。

#### **第16A条 第16条の権限一精神保健法の患者等**

- (1) ある者が本法による自由剥奪について不適格であるときは、裁判所は身上の保護に関する命令にその者の自由を剥奪する権限を与える規定を含めることができない。
- (2) 次に掲げる場合には、当該規定はその者が不適格である間は効力を失う。
  - (a) 身上の保護に関する命令にある者の自由を剥奪する権限を与える規定が含まれているとき、かつ、
  - (b) その者が本法により自由剥奪について不適格になったとき。
- (3) 第(2)項の規定によっては、第16条第(7)項に基づいて裁判所が身上の保護に関する命令を変更し又は取り消す権限はいかなる影響も受けない。
- (4) 本条の目的のために、
  - (a) 本人が本法により自由を剥奪されることについて不適格であるか否かを決定するために、附則1Aが適用される、
  - (b) 「身上の保護に関する命令」とは第16条第(2)項第(a)号における命令をいう。

#### **第17条 第16条の権限一身上の保護**

- (1) 本人の身上の保護に関する第16条の権限は、特に次に掲げる事柄に及ぶ。
  - (a) 本人の居所の決定

- (b) 本人が交際するときは、いかなる特定の者と、どのような交際をするかの決定
  - (c) 名前を挙げられた者が本人と交際することを禁じる命令を出すこと。
  - (d) 本人の医療提供者による治療の実施又は継続に対する同意の付与又は拒絶
  - (e) 本人の医療責任者に対して別人が当該責任を引き継ぐように指示すること。
- (2) 第(1)項は、第20条（法定代理人に対する制限）の制約を受ける。
- ### 第18条 第16条の権限—財産管理
- (1) 本人の財産管理に関する第16条の権限は、特に次に掲げる事柄に及ぶ。
    - (a) 本人の財産の支配及び管理
    - (b) 本人の財産の売却、交換、担保権設定、贈与又はその他の処分
    - (c) 本人の名義における又は本人に代わる財産取得
    - (d) 本人に代わるあらゆる職業、取引又は事業の継続
    - (e) 本人が組合員である組合を解散する効果を持つ意思決定を行うこと。
    - (f) 本人が締結したあらゆる契約の履行
    - (g) 法的な強制執行可能性の有無にかかわらない本人の債務及びあらゆる義務の履行
    - (h) 本人の利益のためになされたか、他人の利益のためになされたかに関わらない、あらゆる本人財産に関する和解
    - (i) 本人のために遺言を有効に完成すること。
    - (j) 受益者若しくは受託者としての又はその他の本人に付与されている（同意権を含む。）あらゆる権限の行使
    - (k) 本人の名義における又は本人に代わる裁判手続の実行
  - (2) 本人が18歳に達していない時には、第(1)項第(i)号に基づいて遺言を作ることはできない。
  - (3) 本人の財産管理に関する遺言以外のあらゆる事柄についての第16条の権限は、本人が18歳に達しても依然として当該事柄について意思決定する意思能

力を欠いている蓋然性があると裁判所が考えるときは、たとえ本人が16歳に達していない時であっても行使され得る。

- (4) 附則2は本条の規定を補充する。
- (5) 第16条第(7)項(裁判所の命令の変更及び取消し)は、附則2第6条の制約を受ける。
- (6) 第(1)項は、第20条(法定代理人に対する制限)の制約を受ける。

## 第19条 法定代理人の選任

- (1) 裁判所により選任される法定代理人は、次に掲げる者でなければならない。
  - (a) 18歳に達した個人、又は
  - (b) 財産管理に関する権限については、18歳に達した個人若しくは信託法人
- (2) 裁判所は、特定の役職又は地位を当分の間有する者を当て職で選任することによって、個人を選任することができる。
- (3) 人は、その同意なくして法定代理人に選任されることはできない。
- (4) 裁判所は、次に掲げる態様で行動する二人以上の法定代理人を選任することができる。
  - (a) 全員一致で、
  - (b) 連帶して、又は
  - (c) ある事柄に関しては全員一致だが、その他の事柄に関しては連帶して。
- (5) 一人又は複数の法定代理人を選任する場合において、次に掲げるときは、裁判所は同時に現在の法定代理人の後を継ぐ一人又は複数のその他の者を選任することができる。
  - (a) 裁判所が定め得る状況又は事態が発生したとき。
  - (b) 裁判所が定め得る期間におけるとき。
- (6) 法定代理人は、その選任の範囲内において、かつ、この第1編の規定に従って、自らが行った又は意思決定したあらゆる事柄に関して本人の代理人として扱われなければならない。
- (7) 法定代理人は、次に掲げる事柄について権利を有する。

- (a) 自らの職務執行における合理的な費用につき本人の財産から返済を受けること、及び
  - (b) 選任時に裁判所が指示するときは、本人の財産から自らの職務執行に対する報酬を受けること。
- (8) 裁判所は、次に掲げる権限を法定代理人に付与することができる。
- (a) 本人の財産のうち全ての又はあらゆる特定された部分を占有又は支配する権限
  - (b) 裁判所の決定し得る投資の権限を含む、当該財産に関する全ての又はあらゆる特定された権限を行使する権限
- (9) 裁判所は法定代理人に対して、次に掲げる行為をするように求めることができる。
- (a) 裁判所が法定代理人の適切な職務執行のために適当であると考える担保を、公後見人に対して提供すること、及び
  - (b) 裁判所が指示し得る報告を、当該指示に従った回数又は時間的間隔で、公後見人に対して提出すること。

## 第20条 法定代理人に対する制限

- (1) 法定代理人は、ある事柄に関して本人が意思能力を有していると知っている又は信じるにつき合理的な根拠を有するときは、当該事柄に関して本人に代わって意思決定をする権限を有しない。
- (2) 法定代理人は、第16条第(5)項又は第17条のいかなる規定によっても、次に掲げる事柄を行う権限を与えられることは許されない。
  - (a) 名前を挙げられた者が本人と交際することを禁じること、
  - (b) 本人の医療責任者に対して別人が当該責任を引き継ぐように指示すること。
- (3) 法定代理人は、次に掲げる事柄に関する権限を与えられることはできない。
  - (a) 本人の利益のためになされたか、他人の利益のためになされたかにかかわらず、あらゆる本人財産に関する和解
  - (b) 本人のために遺言を有効に完成すること、又は

- (c) 受益者若しくは受託者としての又はその他の本人に付与されている（同意権を含む。）あらゆる権限の行使
- (4) 法定代理人は、本人により持続的代理権を授与された任意代理人（又は任意代理人が複数存在するときは、そのいかなる者も）が自らの権限の範囲内で、かつ、本法に従って行った意思決定と一致しない意思決定を本人に代わってする権限を与えられることができない。
- (5) 法定代理人は、本人に関する生命維持治療の実施又は継続に対する同意を拒絶してはならない。
- (6) 法定代理人に与えられる権限は、本法の規定、特に第1条（基本原則）及び第4条（最善の利益）の規定の制約を受ける。
- (7) 法定代理人は、次に掲げる四つの条件が充足される場合を除いては、本人を制限する意図を持った行為をしてはならない。
- (8) 第1の条件は、行為を行うに当たっては、法定代理人は自らが裁判所により明示的に与えられた権限の範囲内において行為していることである。
- (9) 第2の条件は、本人が問題になっている事柄との関係で意思能力を欠く、又は法定代理人が合理的にそう信じることである。
- (10) 第3の条件は、当該行為を行うことが本人に対する被害を防ぐために必要であると法定代理人が合理的に信じることである。
- (11) 第4の条件は、当該行為は次に掲げる事由に対する比例的な反応であることである。
  - (a) 本人が被害を受ける蓋然性、及び
  - (b) 当該被害の深刻性
- (12) 本条の目的のために、法定代理人が次に掲げる場合において、当該行為を自ら行うとき又は他人に当該行為のいかなるものについても行う権限を与えるときは、法定代理人は本人を制限することとなる。
  - (a) 本人が抵抗する行為を行うことを担保するために、実力を用い若しくは用いると脅したとき、又は
  - (b) 本人が抵抗するか否かにかかわらず、本人の移動の自由を制限すると

き。

(13) (削除)

**第21条 18歳未満の者に関する手続の移送**

(1) イングランド及びウェールズの首席裁判官は大法官の同意を得て、命令により、当該命令において定められた状況における、次に掲げる18歳未満の者に関する手続の移送について規定することができる。

- (a) 保護裁判所から1989年児童法(法律第41号)に基づいて管轄権を持つ裁判所への手続の移送、又は
- (b) 当該法律に基づいて管轄権を持つ裁判所から保護裁判所への手続の移送

(2) イングランド及びウェールズの首席裁判官は、本条における自らの職務を行わせるために、次に掲げるいかなる者をも任命することができる。

- (a) 保護裁判所の所長
- (b) (2005年憲法改革法第109条第(4)項が定義する) 司法官職保有者

**第5章 附則A1に関する裁判所の権限**

**第21A条 附則A1に関する裁判所の権限**

(1) 本条は、附則A1に基づいて次に掲げる権限付与のうちいずれかがなされたときに適用される。

- (a) 標準的な権限付与
- (b) 緊急的な権限付与

(2) 標準的な権限付与がなされたときは、裁判所は次に掲げるいかなる事柄に関するいかなる問題をも決定することができる。

- (a) 本人が資格要件の一つ又は複数を充足するか否か
- (b) 標準的な権限付与の有効期間
- (c) 標準的な権限付与がなされた目的
- (d) 標準的な権限付与が与えられた条件

(3) 裁判所は第(2)項におけるいかなる問題を決定するときにも、次に掲げる事

柄に関する命令をすることができる。

(a) 標準的な権限付与の変更若しくは終了、又は

(b) 監督機関に対する標準的な権限付与の変更若しくは終了の指示

(4) 緊急的な権限付与がなされたときは、裁判所は次に掲げるいかなる事柄に関するいかなる問題をも決定することができる。

(a) 緊急的な権限付与がより早い段階でなされるべきであったか否か、

(b) 緊急的な権限付与の有効期間

(c) 緊急的な権限付与がなされた目的

(5) 裁判所は第(4)項におけるいかなる問題を決定するときにも、次に掲げる事柄に関する命令をすることができる。

(a) 緊急的な権限付与の変更若しくは終了、又は

(b) 当該病院若しくは介護施設の管理当局に対する緊急的な権限付与の変更若しくは終了の指示

(6) 裁判所が第(3)項又は第(5)項に基づいて命令するときは、裁判所は標準的な権限付与又は緊急的な権限付与に関してその者が行ったあらゆる行為に対するその者の責任についてその変更又は終了前に命令することができる。

(7) 第(6)項に基づく命令は、特にその者を免責することができる。

## 第6章 持続的代理権に関する裁判所の権限

### 第22条 持続的代理権の有効性に関する裁判所の権限

(1) 本条及び第23条は、次に掲げる場合において適用される。

(a) 人（本人）が持続的代理権を設定する目的を持って文書（持続的委任状）を有効に完成した若しくは完成すると称しているとき、又は

(b) 本人が授与した持続的代理権として文書（持続的委任状）が登記されたとき。

(2) 裁判所は、次に掲げる事柄に関するあらゆる問題を決定することができる。

(a) 持続的代理権を設定するための一つ又は複数の要件が充足されているか否か、

- (b) 持続的代理権が撤回されているか又はその他の事由により消滅しているか否か。
- (3) 裁判所が次に掲げる事由を認めるときは、第(4)項が適用される。
- (a) 本人に次に掲げる行為をさせるために、詐欺若しくは不当圧力が使われたこと。
- (i) 持続的代理権を設定する目的を持って持続的委任状を有効に完成させること、若しくは
- (ii) 持続的代理権を設定すること、又は
- (b) 持続的代理権の任意代理人(又は任意代理人が複数存在するときは、そのいかなる者も)が次に掲げる行為をすること。
- (i) 自らの権限に違反する方法で若しくは本人の最善の利益ではない方法で行動した又は行動しつつあること、又は
- (ii) 自らの権限に違反するであろう方法で若しくは本人の最善の利益ではないであろう方法で行動することを提案していること。
- (4) 裁判所は、次に掲げる行為をすることができる。
- (a) 持続的代理権を設定すると称している文書(持続的委任状)が登記されなければならないと指示すること、又は
- (b) 本人に当該意思能力がないときは、当該持続的委任状若しくは持続的代理権を撤回すること。
- (5) 複数の任意代理人が存在するときは、裁判所は、当該任意代理人のいかなる者に関する限りにおいても、第(4)項第(b)号に基づいて当該持続的委任状又は持続的代理権を撤回することができる。
- (6) 「任意代理人」には、現在は登記されていないが将来登記されることが意図されている持続的委任状における意図された(intended)任意代理人が含まれる。

### 第23条 持続的代理権の実施に関する裁判所の権限

- (1) 裁判所は持続的代理権又は持続的代理権を設定すると称する持続的委任状の意味又は効力に関するあらゆる問題を決定することができる。

- (2) 裁判所は、次に掲げる行為をすることができる。
- (a) 次に掲げる意思決定に関する指示を与えること。
    - (i) 持続的代理権の任意代理人が行う権限を有する意思決定、かつ、
    - (ii) 本人が意思能力を欠き、行うことができない意思決定
  - (b) 本人に意思能力があるならば、任意代理人が本人から得なければならぬ、行為に対するあらゆる同意又は権限付与をすること。
- (3) 裁判所は、本人が次に掲げる行為をする意思能力を欠くときは、当該行為をすることができる。
- (a) 任意代理人に対して報告書又は会計計算書類の提出及びそのために保管する記録を作成することに関する指示を与えること。
  - (b) 任意代理人に対して情報提供又は任意代理人として占有する文書若しくは物の提出を求めること。
  - (c) 任意代理人の報酬又は費用に関する指示を与えること。
  - (d) 任意代理人が任意代理人としての義務違反のために自ら負担した又は負担した可能性のあるあらゆる責任を、全面的又は部分的に免除すること。
- (4) 裁判所は、第12条第(2)項(許された贈与)の範囲を超える贈与をする権限を与えることができる。
- (5) 持続的代理権に基づいて二人以上の任意代理人が選任されたときは、特定の任意代理人に対する言及は任意代理人の全員又はあらゆる者に対する言及として、本条は適用される。

## 第7章 治療を拒否する事前意思決定

### 第24条 治療を拒否する事前意思決定 (advance decisions to refuse treatment)

#### 一般的規定

- (1) 「事前意思決定」とは、人(「本人」)が18歳に達した後、かつ、当該意思決定をする意思能力を有する時に、次に掲げる場合において、当該特定された治療が実施又は継続されなければならないという本人によってなされた意思決定

をいう。

- (a) 後に自ら特定し得る状況において、特定された治療の実施又は継続が自分の医療提供者から提案されたとき、かつ、
  - (b) その時点において、本人が当該治療の実施又は継続に対して同意する意思能力を欠いているとき。
- (2) 第(1)項第(a)号の目的のために、意思決定が専門用語ではない一般人の使う言葉で表現されても、治療や状況を特定しているとみなされることがある。
- (3) 本人は、当該意思能力を有するときはいつでも、事前意思決定の撤回又は変更をすることができる。
- (4) 撤回（部分的な撤回を含む。）は、文書でなされる必要はない。
- (5) 事前意思決定の変更は、文書でなされる必要はない（ただし、第25条第(5)項が当該変更の結果生じる意思決定に関して適用されるときはこの限りではない。）。

## 第25条 事前意思決定の有効性及び適用可能性

- (1) 事前意思決定は、当該治療の時点において当該意思決定が次に掲げる要件を充足する場合を除いては、本人に関する治療の実施又は継続について医療提供者が負う可能性がある責任に影響を与えない。
- (a) 有効であるとき、かつ、
  - (b) 当該治療について適用可能であるとき。
- (2) 事前意思決定は、本人が次に掲げる行為をした場合には、有効ではない。
- (a) 本人が当該意思能力を有していた時に、当該意思決定を撤回したとき。
  - (b) 事前意思決定がなされた後に設定された持続的代理権に基づいて、当該事前意思決定が関係する当該治療に対する同意を付与し若しくは拒絶する権限を任意代理人に（又は任意代理人が複数存在するときは、そのいかなる者にも）授与したとき、又は
  - (c) 当該事前意思決定が依然として自らの確定した意思決定であり続けていることと明らかに矛盾するその他の行為をしたとき。

- (3) 当該治療の時点において本人が当該治療に対する同意を付与し又は拒絶する意思能力を有していたときは、事前意思決定は当該治療に対しては適用されない。
- (4) 次に掲げる場合には、事前意思決定は当該治療に対しては適用されない。
- (a) 当該治療が当該事前意思決定で特定された治療ではないとき。
  - (b) 当該事前意思決定が特定した状況のいずれかが存在しないとき、又は
  - (c) 当該事前意思決定がなされた時点において本人が予想しなかった、かつ、仮に本人が予想していたら本人の意思決定に影響を与えたであろう状況が存在していると信じるにつき相当の理由があるとき。
- (5) 次に掲げる場合を除いては、事前意思決定は生命維持治療には適用されない。
- (a) 生命に危険が生じても当該意思決定は当該治療に適用されるべきだという趣旨の本人の供述によって、当該意思決定が確認されているとき、かつ、
  - (b) 当該意思決定及び供述が、第(6)項に従っているとき。
- (6) 意思決定又は供述は、次に掲げる場合に限り本項に従っていることになる。
- (a) 文書であるとき。
  - (b) 本人により又は本人の面前で、かつ、本人の指示に従い本人以外の者により署名されているとき。
  - (c) 当該署名が証人の面前で、本人により作成され又は確認されたとき、かつ、
  - (d) 証人が本人の面前で当該意思決定又は供述に署名し又は自分の署名を確認したとき。
- (7) 第(2)項第(b)号が規定する種類以外のいかなる持続的代理権が存在しても、事前意思決定が有効で適用可能であるとみなされることは妨げられない。

## 第26条 事前意思決定の効果

- (1) 本人が次に掲げる事前意思決定をしたときは、当該意思決定は、当該治療が実施又は継続されるべきか否かという問題が生じた時点で、本人が当該意思

決定を既に行っており、かつ、当該意思決定を行う意思能力を有していたのと同様の効果を生じる。

- (a) 有効である、かつ、
- (b) 治療について適用可能である。

(2) 医療提供者は、当該治療の時点において有効であり、かつ、当該治療に適用可能な事前意思決定が存在すると認めるときを除いては、当該治療を実施し又は継続したことについて責任を負わない。

(3) 医療提供者は、当該治療の時点において有効であり、かつ、当該治療に適用可能な事前意思決定が存在すると合理的に信じるときは、本人に対する当該治療の見合せ又は中止をしたことによって生じた結果について責任を負わない。

(4) 裁判所は、次に掲げる事柄について宣言をすることができる。

- (a) 事前意思決定が存在するか否か、
- (b) 事前意思決定が有効であるか否か、
- (c) 事前意思決定が治療について適用可能であるか否か。

(5) 表見的な事前意思決定のいかなる規定によっても医療提供者が次に掲げる行為をすることは、裁判所によるあらゆる関連する争点についての意思決定が求められている間は禁じられない。

- (a) 生命維持治療の提供、又は
- (b) 本人の体調の重大な悪化を防ぐために自ら必要だと合理的に信じるあらゆる行為を行うこと。

## 第8章 除外される意思決定

### 第27条 家族関係等

(1) 本法のいかなる規定も、次に掲げる事柄に関する意思決定が本人に代わってなされることを許さない。

- (a) 婚姻又は同性愛者の法的共同生活に対する同意
- (b) 性的関係を持つことに対する同意

- (c) 2年の別居期間に基づいて離婚判決が許可されることに対する同意
  - (d) 2年の別居期間に基づいて同性愛者の法的共同生活に関する解消命令が出されることに対する同意
  - (e) 養子縁組斡旋所による養子縁組に子が斡旋されることに対する同意
  - (f) 養子縁組命令が出されることに対する同意
  - (g) 子の財産に関しない事柄についての親の義務の履行
  - (h) 1990年人受精胎生法（法律第37号）に基づく同意の付与
  - (i) 2008年人受精胎生法に基づく同意の付与
- (2) 「養子縁組命令」とは次に掲げるものをいう。
- (a) 2002年養子縁組及び子ども法（法律第38号）にいう養子縁組命令（将来における養子縁組命令を含む。）、及び
  - (b) 当該法律第84条（外国における養子縁組前の親の義務）による命令

## 第28条 精神保健法に関する事柄

- (1) 本法のいかなる規定も、患者に対する治療が提案された時点で、当該患者の治療が精神保健法第4編の規制対象であるときは、いかなる者に対しても次に掲げる事柄に対する権限を与えない。
- (a) 患者に精神障害の治療をすること、又は
  - (b) 患者が精神障害の治療をされることに同意すること。
- (1A) 第(1)項は、当該患者が精神保健法第58A条（電気痙攣療法等）第(7)項（同意の付与ができない18歳未満の非正規患者）に該当するときは、同条が適用されるいかなる形式の治療との関係でも適用されない。
- (1B) 第5条は、精神保健法第64B条（病院に戻ることが命じられていない地域社会の患者の治療）が適用される行為には適用されない。
- (2) 「治療」、「精神障害」及び「患者」とは、精神保健法と同じ意味を持つ。

## 第29条 投票権

- (1) 本法のいかなる規定も、あらゆる公職選挙又は国民投票における投票に関する意思決定が本人に代わってなされることを許さない。
- (2) 「国民投票」とは、2000年政党、選挙及び国民投票法（法律第41号）第101条

と同じ意味を持つ。

## 第9章 調査

### 第30条 調査

- (1) 同意する意思能力を欠く者に対して又はその者に関して行われる侵害的 (intrusive) 調査は、次に掲げる場合を除き違法である。
  - (a) 当該調査が、第31条に従って本法の目的のためにしかるべき機関によって当分の間認可されている調査計画の一部として行われるとき、かつ、
  - (b) 当該調査が第32条及び第33条に従って行われるとき。
- (2) 調査は、次に掲げる態様で行われた場合には違法になるであろう種類のものであるときは、侵害的である。
  - (a) 同意する意思能力を有している者に対して又はその者に関して、ただし、
  - (b) その者の同意なくして。
- (3) 臨床試験行政規則の規定の適用を受ける臨床試験は、本条の目的のために調査として扱われてはならない。
  - (3A) 調査は、胚若しくは人混合胚の生体外での生成をもたらす人の人細胞の使用、又はそのようにして生成された胚若しくは人混合胚のその後の保管若しくは使用から成り立っている限り、侵害的ではない。
  - (3B) 第(3A)項と1990年人受精胎生法附則3（配偶子、胚又は人混合胚等の使用又は保管に対する同意）で使用されている表現は、当該第(3A)項においては当該附則3と同じ意味を持つ。
- (4) 調査計画に関する「しかるべき機関」とは、しかるべき当局によって制定された行政規則において、当該種類の計画に関してしかるべき機関として明記されている人、委員会又はその他の機関をいう。
- (5) 「臨床試験行政規則」とは、次に掲げるものをいう。
  - (a) 2004年人の使用する医薬品に係る（臨床試験）行政規則（『命令集』2004年第1031号命令）及び当該行政規則を差し替え又は修正するあらゆ

るその他の行政規則、並びに

(b) 臨床試験に関する、かつ、本条の目的のために臨床試験行政規則として國務大臣によって指定されたあらゆるその他の行政規則

(6) 本条、第32条及び第34条において、「しかるべき当局」とは次に掲げるものをいう。

(a) イングランドにおける調査実施に関しては、國務大臣、及び

(b) ウェールズにおける調査実施に関しては、ウェールズ国民議会

### 第31条 認可のための要件

(1) しかるべき機関は、調査計画に参加することに対して同意する意思能力を欠く者（本人）に対する又はその者に関する当該計画の一部として行われる調査に関して、次に掲げる要件が充足されるだろうと認めるときを除き、本法の目的のために当該計画を認可することは許されない。

(2) 当該調査は、次に掲げる事柄に関係していなくてはならない。

(a) 本人に影響を与える損傷状態、又は

(b) その治療

(3) 「損傷状態」とは、精神又は脳の損傷又は機能障害を原因とする（若しくはその可能性がある）又はそれを引き起こす若しくはその一因となる（若しくはその可能性がある）状態をいう。

(4) 当該計画がそれに参加することに同意する意思能力を持つ者に限定され又はその者についてのみ関係しなければならないときには、同等の効果を持つ調査を実施することができない、と信じるにつき相当の理由がなければならない。

(5) 当該調査は、

(a) 本人が得るだろう利益に対して不相当な負担を本人に課すことがなく、本人に利益を与える可能性がなければならない、又は

(b) 同一若しくは同様の疾患の原因若しくは治療又は当該疾患に罹患した人の介護に関する知識の提供を意図するものでなければならない。

(6) 当該調査が第(5)項第(b)号に該当するが第(a)号に該当しないときは、次に掲

げることを信じるにつき相当の理由がなければならない。

- (a) 本人が当該計画に参加することによって被る危険は取るに足らないものであると見込まれること、かつ、
- (b) 本人に対して又は本人に関してなされるいかなることも、次に掲げることに該当しないであろうこと。
  - (i) 本人の行動の自由若しくはプライバシーを著しく侵害すること、又は
  - (ii) 過度に侵襲的若しくは制限的であること。

(7) 第32条及び第33条の要件の充足を担保するために、合理的な措置が取られなければならない。

### 第32条 介護者等への相談

- (1) 本条は、人（調査計画者）について次に掲げることが認められるときに適用される。
  - (a) 認可された調査計画を行っていること、かつ、
  - (b) 当該認可された調査計画の一部として、当該計画に参加することに対して同意する意思能力を欠く者（本人）に対して又はその者に関して、調査を実施することを希望していること。
- (2) 調査計画者は、次に掲げることが認められる者の存在を確認するために合理的な処置を取らなくてはならない。
  - (a) 専門家としての立場において又は報酬のためにではなく、本人の介護に従事している又は本人の福祉に関心があること、かつ、
  - (b) 本条に基づいて調査計画者の相談を受ける意思があること。
- (3) 第(2)項に掲げる者の存在を確認することができないときは、調査計画者はしかるべき当局の発行する手引きに従って次に掲げることが認められる者を指名しなければならない。
  - (a) 本条に基づいて調査計画者の相談を受ける意思があること、ただし
  - (b) 当該計画と何ら利害関係がないこと。
- (4) 調査計画者は第(2)項で存在が確認された者又は第(3)項で指名された者に対

して、当該計画に関する情報を提供した上で、次に掲げる行為をしなければならない。

- (a) 本人が当該計画に参加するべきか否かについての助言を求めること、かつ、
- (b) 当該事柄について本人に意思能力があるとしたら、当該計画への参加についての本人の希望及び気持ちはどのようなものになると思われるか、その者の意見を尋ねること。

(5) 当該相談をされた者が調査計画者に対して、当該事柄について本人に意思能力があったとしたら、自分の意見では、本人の希望及び気持ちから本人は当該計画への参加を辞退する（又は当該計画の中止を希望する）だろうと思われると助言した場合にはいつでも、調査計画者は次に掲げることを担保しなければならない。

- (a) 本人が既に当該計画に参加しているのではないときは、本人は当該計画に参加しないこと。
- (b) 本人が当該計画に参加しているときは、本人は当該計画を中止すること。

(6) ただし、調査計画者に当該治療が中止されると本人の健康に重大な危険が生じるだろうと信じるにつき相当の理由があるときは、本人が当該計画の一部として受けてきた治療の中止は第(5)項第(b)号によって要求されない。

(7) 本人によって授与された持続的代理権の任意代理人又は本人の法定代理人は、任意代理人である又は法定代理人であるという事実によっては、本条により相談を受ける者となることを妨げられない。

(8) 本人に対して緊急に治療が提供されている又は提供されようとしている場合において、調査計画者が当該調査及び当該事例の置かれた特別な状況の持つ性質に鑑みて、次に掲げることを考えるときは、第(9)項が適用される。

- (a) 当該調査のために、緊急に行動することがさらに必要であること、しかし
- (b) 本条の前掲規定に従って相談することは合理的に実行可能でないこと。

- (9) 調査計画者は、次に掲げる場合において当該行動をすることができる。
- (a) 調査計画者が当該調査計画の組織又は運営に関わっていない登録開業医の合意を得ているとき、又は
- (b) 当該合意を得ることが利用可能な時間の点で合理的に実行可能でない状況においては、当該調査計画が第31条に基づいて認可された時にしかるべき機関によって承認された手続に従って調査計画者が行動するとき。
- (10) ただし、緊急に当該行動をすることはもはや必要ではないと信じるにつき相当の理由があるときは、調査計画者は第(9)項により行動し続けることは許されない。

### 第33条 追加的な保護手段

- (1) 本条は、参加に同意する意思能力を欠いているが、認可された調査計画に参加している本人について適用される。
- (2) 当該調査過程において、次に掲げるいかなることも本人に対して又は本人に関してなされることができない。
- (a) 現在行われつつあることが本人が被害を受けないように保護し若しくは苦痛や不快感を減らし予防することを意図しているときを除き、それに対して本人が（抵抗する様子を示すか、それ以外の方法によるかに関わらず）反対しているように見えること、又は
- (b) それが、次に掲げる調査計画者が認識しているものに反すると思われること。
- (i) 本人の有効な事前意思決定、若しくは
- (ii) 本人が作成し、その後撤回されていない、その他のあらゆる形式の供述
- (3) 本人の利益は社会や科学の利益よりも重要であるとみなされなければならぬ。
- (4) 本人が（いかなる方法においても）当該計画を中止したいという希望を示すときは、当該計画は当該本人について遅滞なく中止されなければならぬ

い。

- (5) 本人に対する又は本人に関する調査の実施について、当該調査を行っている者が、第31条第(2)項から第(7)項が規定する要件のうちの少なくとも一つがもはや充足されていないと信じるにつき相当の理由があるときはいつでも、本人は当該計画を遅滞なく中止されなければならない。
- (6) ただし、調査計画者に当該治療が停止されると本人の健康に重大な危険が生じるだろうと信じるにつき相当の理由があるときは、第(4)項又は第(5)項によって本人が当該計画の一部として受けてきた治療の停止は要求されない。

### 第34条 調査計画中の意思能力喪失

- (1) 本条は人（本人）について次に掲げることが認められるときに、適用される。
- (a) 第30条の施行以前に開始している調査計画への参加について既に同意していること、しかし
  - (b) 当該計画の終了前に、当該計画に参加し続けることについて同意する意思能力を喪失したこと。
- (2) しかるべき当局は、次に掲げる場合には、本人の意思能力喪失にもかかわらず所定の調査が本人に対して又は本人に関して実施され得ると行政規則で規定することができる。
- (a) 当該計画が所定の要件を充足しているとき。
  - (b) 当該調査において使用されている本人に関するあらゆる情報又は資料が、所定の、本人の意思能力喪失前に入手したものであるとき、かつ、
  - (c) 当該計画を行っている者が、本人に関して、本人を保護するために定められ得る処置を取っているとき。
- (3) 当該行政規則は、特に次に掲げる規定を置き、含むことができる。
- (a) 当該行政規則の目的のために、いつ計画が始められたとみなされるべきかについて規定を置くこと。
  - (b) 第31条、第32条又は第33条におけるあらゆる規定と同様の規定を含むこと。

## 第10章 独立意思能力権利擁護者の業務

### 第35条 独立意思能力権利擁護者の選任

- (1) 責任当局は、人(「独立意思能力権利擁護者」)が第37条、第38条及び第39条の提案する行為や意思決定の関係する者又は第39A条、第39C条及び第39D条の適用される者を代理し支援するために利用できるようにするのに適切だと考える措置を取らなければならない。
- (2) しかるべき当局は、独立意思能力権利擁護者の選任について行政規則を定めることができる。
- (3) 当該行政規則は、特に次に掲げる事項について規定することができる。
  - (a) 人は、規定され(prescribed)得る状況又は条件の制約内においてのみ、独立意思能力権利擁護者として行動することができる。
  - (b) 当該行政規則に従って承認される制約内において、人は独立意思能力権利擁護者として選任されること。
- (4) 第(1)項による措置を取るときは、責任当局は、提案された行為や意思決定が関係する者は、実現可能な限り、当該行為や意思決定に責任を持ついかなる者からも独立している者によって代理され支援されなければならないという原則を考慮しなければならない。
- (5) 当該措置には、当該措置に従って職務を実行した者に対して、又はその者に関する、支払がなされるよう規定することが含まれ得る。
- (6) 独立意思能力権利擁護者の職務実行を可能にするために、独立意思能力権利擁護者は次に掲げる行為をすることができる。
  - (a) 自分が代理するように指示されている者と非公開で面談すること、及び
  - (b) 当該記録保有者が独立意思能力権利擁護者の調査に関連し得ると考えるとときは、全ての適当な機会において、次に掲げる記録を調べて複写すること。
    - (i) あらゆる健康上の記録
    - (ii) 地方当局の又はその保有する、社会福祉事業の職務との関連で収集

されているあらゆる記録、及び

- (iii) 2000年介護基準法(法律第14号)第2編、2008年健康及び社会介護法第1編第2章、又は2016年社会介護に係る規制及び検査(ウェールズ)法(法律第2号)第1編に基づいて登録されている者が保有するあらゆる記録

(6A) 第(1)項及び第(4)項において、「責任当局」とは次に掲げるものをいう。

- (a) イングランドにおける地方当局の地域での独立意思能力権利擁護者の業務提供に関しては、当該地方当局、及び
- (b) ウェールズにおける独立意思能力権利擁護者の業務提供に関しては、ウェールズの大臣

(6B) 第(6A)項第(a)号において、「地方当局」とはウェールズにおける県参事会も特別市も含まないという点を除いては、第64条第(1)項における意味を有する。

(7) 本条、第36条及び第37条において、「しかるべき当局」とは、次に掲げるものをいう。

- (a) イングランドにおける独立意思能力権利擁護者の業務の提供に関しては、国務大臣、及び
- (b) ウェールズにおける独立意思能力権利擁護者の業務の提供に関しては、ウェールズ国民議会

### 第36条 独立意思能力権利擁護者の職務

(1) しかるべき当局は、独立意思能力権利擁護者の職務について行政規則を定めることができる。

(2) 当該行政規則は、特に権利擁護者が次に掲げる行為をするために命じられる処置を取るように求める規定を置くことができる。

- (a) 代理するよう指示されている者(「本人」)があらゆる関連する意思決定にできる限り完全に参加することができるよう、本人に支援を提供すること。

- (b) 関連する情報を獲得し、評価すること。

- (c) 本人に意思能力があるとしたら、本人の希望及び気持ちはどのようなものになる可能性があるだろうか、並びに本人に影響を与える可能性のある信念及び価値を確かめること。
  - (d) 本人に関して他にどのような行動が選択できるかを確かめること。
  - (e) 治療が提案された場合において、権利擁護者がさらなる医師の見解を得るべきだと考えるときは、当該見解を得ること。
- (3) 当該行政規則は、当該権利擁護者があらゆる関連する意思決定に異議を述べる又は異議を述べるための援助を提供することができる状況についてさらに規定することができる。

### 第37条 国民医療制度機関による重大な治療の提供

- (1) 本条は、次に掲げる場合において適用される。
  - (a) 国民医療制度機関が、当該治療に同意する意思能力を欠く者（「本人」）に対して、重大な治療の提供又は提供の確保を提案しているとき、かつ、
    - (b) 国民医療制度機関が、専門家の立場で又は報酬のために本人に対する介護又は治療の提供に従事する者以外には、本人の最善の利益が何であるか決定するに当たって相談するのが適切だと思われる者がいないと認めるとき。
- (2) ただし、本条は、本人の治療が精神保健法第4編又は第4A編によって規制されているときは適用されない。
- (3) 国民医療制度機関は、当該治療が提供される前に、独立意思能力権利擁護者に本人を代理するように指示しなければならない。
- (4) 当該治療が緊急に提供される必要がある場合には、国民医療制度機関が第(3)項に従うことができないときでも、当該治療は提供されることができる。
- (5) 国民医療制度機関は、本人に対して治療の提供又は提供の確保をするときは、独立意思能力権利擁護者が提供したあらゆる情報又は行ったあらゆる提案を考慮しなければならない。
- (6) 「重大な治療」とは、しかるべき当局によって定められた行政規則が規定

(prescribed)する種類の治療の提供、見合せ、又は中止を含む治療をいう。

(7) 「国民医療制度機関」とは、次に掲げる者によって本条の目的のために定められた行政規則が規定し (prescribed) 得る意味を持つ。

(a) イングランドにおける機関に関しては、国務大臣、又は

(b) ウェールズにおける機関に関しては、ウェールズ国民議会

### 第38条 国民医療制度機関による収容設備の提供

(1) 本条は、国民医療制度機関が次に掲げる事由のために措置を取ることを提案する場合において、専門家の立場で又は報酬のために本人に対する介護又は治療の提供に従事する者以外には、本人の最善の利益が何であるか決定するに当たって相談するのが適切だろうと思われる者がいないと認めるときに適用される。

(a) 当該措置に同意する意思能力を欠く者(「本人」)に対する病院又は介護施設における収容設備の提供、又は

(b) 本人が収容設備を受ける場所の別の病院若しくは介護施設への変更

(2) ただし、本条は、精神保健法に基づいて本人に課された義務の結果として本人が収容設備の提供を受けているときは適用されない。

(2A) さらに本条は、次に掲げる場合には適用されない。

(a) 本人を代理するために、第39A条又は第39C条に基づいて独立意思能力権利擁護者が（当該国民医療制度機関によってか否かにかかわらず）選任さなければならぬとき、かつ、

(b) 本条の規定する措置の下で本人が収容設備の提供を受けることになる病院又は介護施設が、第39A条又は第39C条において権限付与がなされた当該病院又は介護施設であるとき。

(3) 当該措置が取られる前に国民医療制度機関は、次に掲げる事由が認められる場合を除いて、独立意思能力権利擁護者に本人を代理するように指示しなければならない。

(a) 当該収容設備が適用期間より短い期間だけ継続して提供されるだろうこと、又は

(b) 緊急に当該措置を取らなければならないこと。

(4) 次に掲げる場合には、国民医療制度機関は独立意思能力権利擁護者に本人を代理するように指示しなければならない。

(a) 第(3)項第(a)号又は第(b)号が適用されると認めたので、当該措置を取る前に独立意思能力権利擁護者に本人を代理するように指示しなかったとき、しかし

(b) その後、当該収容設備が次に掲げる一定の期間、継続して提供されるだろうと信じる理由を持つに至ったとき。

(i) 当該措置に従って収容設備が最初に提供された日に開始し、かつ、  
(ii) 当該適用期間の満了時又はその後に終了する。

(5) 国民医療制度機関は、本人に対してどのような措置を取るか決定するときは、独立意思能力権利擁護者が提供したあらゆる情報又は行ったあらゆる提案を考慮しなければならない。

(6) 「介護施設」とは、次に掲げるものをいう。

(a) 2000年介護基準法(法律第14号)第3条にいうイングランドにおける介護施設、及び

(b) 2016年社会介護に係る規制及び検査(ウェールズ)法第1編にいう介護施設の業務の全部又は主要部分が18歳以上の者に対して提供されるウェールズにおける場所

(7) 「病院」とは、次に掲げるものをいう。

(a) イングランドについては、2006年国民医療制度法第275条が定義する病院、及び

(b) ウェールズについては、2006年国民医療制度(ウェールズ)法第206条が定義する国民医療病院又は2000年介護基準法第2条が定義する独立病院

(8) 「国民医療制度機関」とは、次に掲げる者が本条の目的のために定めた行政規則が規定し(prescribed)得る意味を持つ。

(a) イングランドにおける機関に関しては、国務大臣、又は

- (b) ウェールズにおける機関に関しては、ウェールズ国民議会
- (9) 「適用期間」とは、次に掲げるものをいう。
- (a) 病院における収容設備に関しては、28日間、及び
  - (b) 介護施設における収容設備に関しては、8週間
- (10) 第(1)項の目的のために、附則A1第10編に基づいて本人の代理人に選任された者は、当該選任によっては、専門家の立場で又は報酬のために本人に対する介護又は治療の提供に従事する者に該当しない。

### 第39条 地方当局による収容設備の提供

- (1) 本条は、地方当局が次に掲げる事由のための措置を取ることを提案する場合において、専門家の立場で又は報酬のために本人に対する介護又は治療の提供に従事する者以外には、本人の最善の利益が何であるか決定するに当たって相談するのが適切だろうと思われる者がいないと認めるときに適用される。
- (a) 当該措置に同意する意思能力を欠く者(「本人」)に対する居住型収容設備の提供、又は
  - (b) 本人が居住型収容設備を受ける場所の変更
- (1A) ただし、本条は次に掲げる場合にのみ適用される。
- (a) イングランドにおける地方当局に関しては、第(1B)項が適用されるとき。
  - (b) ウェールズにおける地方当局に関しては、第(2)項が適用されるとき。
- (1B) 本項は、次に掲げる規定に従って居住型収容設備が提供されるときに適用される。
- (a) 2014年介護法第1編
  - (b) 精神保健法第117条
- (2) 本項は、次に掲げる規定に従って居住型収容設備が提供されるときに適用される。
- (a) 2014年社会福祉事業及び福祉(ウェールズ)法第4編、又は
  - (b) 精神保健法第117条

- (3) 本条は、精神保健法に基づいて本人に課された義務の結果として本人が収容設備の提供を受けているときは適用されない。
- (3A) さらに本条は、次に掲げる場合には適用されない。
- (a) 本人を代理するために、第39A条又は第39C条に基づいて独立意思能力権利擁護者が（当該地方当局によってか否かにかかわらず）選任されなければならないとき、かつ、
  - (b) 本条の規定する措置の下で本人が収容設備の提供を受けることになる場所が、第39A条又は第39C条において権限付与がなされた当該病院又は介護施設であるとき。
- (4) 当該措置が取られる前に地方当局は、次に掲げる事由が認められる場合を除いて、独立意思能力権利擁護者に本人を代理するように指示しなければならない。
- (a) 当該収容設備が8週間より短い期間だけ継続して提供されるだろうこと、又は
  - (b) 緊急に当該措置が取られなければならないこと。
- (5) 次に掲げる場合には、地方当局は独立意思能力権利擁護者に本人を代理するように指示しなければならない。
- (a) 第(4)項第(a)号又は第(b)号が適用されると認めたので、当該措置を取る前に独立意思能力権利擁護者に本人を代理するように指示しなかったとき、しかし
  - (b) その後、当該収容設備が、当該措置に従って収容設備が最初に提供された日の後、8週間以上経過してから終了する一定の期間、継続して提供されるだろうと信じる理由を持つに至ったとき。
- (6) 地方当局は、本人に対してどのような措置を取るか決定するときは、あらゆる独立意思能力権利擁護者が提供した情報又は行った提案を考慮しなければならない。
- (7) 第(1)項の目的のために、附則A1第10編に基づいて本人の代理人に選任された者は、当該選任によっては、専門家の立場で又は報酬のために本人に対す

る介護又は治療の提供に従事する者に該当しない。

### 第39A条 附則A1の適用を受けるようになった者

- (1) 本条は、次に掲げる場合において適用される。
  - (a) 人（「本人」）が附則A1の適用を受けるようになったとき、かつ、
  - (b) 当該病院又は介護施設の管理当局が、専門家の立場で又は報酬のために本人に対する介護又は治療の提供に従事する者以外には、本人の最善の利益が何であるか決定するに当たって相談するのが適切だらうと思われる者がいないと認めるとき。
- (2) 管理当局は、監督機関に本条が適用されることを通知しなければならない。
- (3) 監督機関は、独立意思能力権利擁護者に本人を代理するように指示しなければならない。
- (4) 附則A1は、本条に基づいて選任された独立意思能力権利擁護者の役割について規定する。
- (5) 本条は、附則A1第161条の制約を受ける。
- (6) 第(1)項の目的のために、附則A1第10編に基づいて本人の代理人に選任された者は、当該選任によっては、専門家の立場で又は報酬のために本人に対する介護又は治療の提供に従事する者に該当しない。

### 第39B条 第39A条一補則

- (1) 本条は、第39A条の目的のために適用される。
- (2) 本人は次に掲げるいかなる場合においても、附則A1の適用を受ける。
- (3) 第1の場合は、附則A1第76条第(2)項（標準的な権限付与の申立て以前になされる緊急的な権限付与）に基づいて本人について緊急的な権限付与がなされた場合である。
- (4) 第2の場合は、次に掲げる条件を充足する場合である。
- (5) 第1の条件は、附則A1に基づいて本人について標準的な権限付与の申立てがなされることである（申立てがなされている標準的な権限付与）。
- (6) 第2の条件は、当該標準的な権限付与の申立てがなされる以前に、附則A1第76条第(2)項に基づいて緊急的な権限付与がなされていないことである。

- (7) 第3の条件は、現在有効な標準的な権限付与の期間満了の時点又はその前若しくはその直後において、申立てがなされている標準的な権限付与が効力を有していないであろうことである。
- (8) 標準的な権限付与の期間満了とは、当該権限付与が効力を停止することが予定されている日をいう。
- (9) 第3の場合は、監督機関が、附則A1第69条に基づいて、本人が拘禁された居住者であるか否かにつき評価する者を選ぶ場合である。

#### 第39C条 附則A1の適用を受ける間に代理人がいなくなった者

- (1) 本条は、次に掲げる場合において適用される。
  - (a) 附則A1に基づく権限付与が、人（「本人」）に対して効力を有しているとき。
  - (b) 本人の代理人としての人の選任が、附則A1第10編に基づいて定められた行政規則に従って終了したとき、かつ、
  - (c) 当該病院又は介護施設の管理当局が、専門家の立場で又は報酬のために本人に対する介護又は治療の提供に従事する者以外には、本人の最善の利益が何であるか決定するに当たって相談するのが適切だらうと思われる者がいないと認めるとき。
- (2) 管理当局は、監督機関に本条が適用されることを通知しなければならない。
- (3) 監督機関は、独立意思能力権利擁護者に本人を代理するように指示しなければならない。
- (4) 附則A1第159条は、本条に基づいて選任された独立意思能力権利擁護者の役割について規定する。
- (5) 本条に基づく独立意思能力権利擁護者の選任は、附則A1第10編に従って本人の代理人として新たな者が選任がされたときに終了する。
- (6) 第(1)項の目的のために、附則A1第10編に基づいて本人の代理人に選任された者は、当該選任によっては、専門家の立場で又は報酬のために本人に対する介護又は治療の提供に従事する者に該当しない。

## 第39D条 有償の代理人のいない附則A1の適用を受ける者

- (1) 本条は、次に掲げる場合において適用される。
  - (a) 附則A1に基づく権限付与が、人(「本人」)に対して効力を有しているとき。
  - (b) 本人は、附則A1第10編に基づいて「代理人」を選任されているとき、かつ、
  - (c) 代理人は、本人の代理人としての活動に対して附則A1第10編に基づく行政規則による支払を受けていないとき。
- (2) 監督機関は、次に掲げるいかなる場合においても、独立意思能力権利擁護者に本人を代理するように指示しなければならない。
- (3) 第1の場合は、本人が監督機関に対して権利擁護者に指示を与えるように要求した場合である。
- (4) 第2の場合は、代理人が監督機関に対して権利擁護者に指示を与えるように要求した場合である。
- (5) 第3の場合は、監督機関が次に掲げることのうち少なくとも一つが存在すると信じる理由のある場合である。
  - (a) 権利擁護者の助力がなければ、本人と代理人は関連する権利のうちの一つ又は両方を行使することができないだろうと思われること。
  - (b) 本人と代理人のそれぞれが、関連する権利を行使するのが合理的であったと思われるときに当該権利の行使を怠っていること。
  - (c) 本人と代理人のそれぞれが、関連する権利を行使するのが合理的であると思われるときに当該権利を行使する蓋然性がないこと。
- (6) 第(2)項の義務は、第39E条の制約を受ける。
- (7) 本条に基づいて権利擁護者が選任されたときは、権利擁護者は本人及び代理人が次に掲げる事柄を理解するのを助けるのに実行可能な処置を特に取らなければならない。
  - (a) 当該権限付与の効果
  - (b) 当該権限付与の目的

- (c) 当該権限付与の存続期間
  - (d) 当該権限付与が制約を受けるあらゆる条件
  - (e) 当該権限付与の要求に関する又は当該権限付与の見直しに関する評価を行ったそれぞれの評価者が、本人が当該資格要件を充足すると決定した理由
  - (f) 当該関連する権利
  - (g) 当該関連する権利の行使方法
- (8) 当該独立意思能力権利擁護者は、本人又は代理人が次に掲げる行為をするのを助けるのに実行可能な処置を特に取らなければならない。
- (a) 当該権利擁護者にとって本人若しくは代理人が裁判所に対して申立てをする権利の行使を望んでいると思われるときは、当該権利の行使、又は
  - (b) 当該権利擁護者にとって本人若しくは代理人が裁判所に対して見直しをする権利の行使を望んでいると思われるときは、当該権利の行使
- (9) 当該権利擁護者が本人又は代理人が見直しをする権利行使するのを助けるときは、
- (a) 当該権利擁護者は監督機関に対して、資格要件の見直し可能性の問題について提案することができる、
  - (b) 当該権利擁護者は見直しの評価を行うあらゆる評価者に対して、情報提供若しくは提案をすることができる。
- (10) 本条において「関連する権利」とは、次に掲げる権利をいう。
- (a) 裁判所に申し立てる権利、及び
  - (b) 見直しの権利
- 「裁判所に申し立てる権利」とは、第21A条に基づいて判所の裁判権を行使するように裁判所に申立てをする権利をいう。
- 「見直しの権利」とは、附則A1第8編に基づいて見直しを要求する権利をいう。

## 第39E条 第39D条における権利擁護者への指示義務に対する制限

- (1) 本条は、第39D条による指示に従って権利擁護者が既に本人を代理している場合に適用される。
- (2) 第39D条第(2)項は、次に掲げる条件が充足される場合を除いて、新たに別の権利擁護者が指示されることを要求しない。
  - (3) 第1の条件は、現存する権利擁護者が次に掲げる事由によって指示されたことである。
    - (a) 代理人による要求、又は
    - (b) 監督機関が第39D条第(5)項の掲げることのうち少なくとも一つが存在すると信じる理由があつたこと。
  - (4) 第2の条件は、本人の要求によって当該別の権利擁護者が指示を与えられるであろうと思われること。

## 第40条 除外規定

- (1) 第37条第(3)項、第38条第(3)項若しくは第(4)項、第39条第(4)項若しくは第(5)項、第39A条第(3)項、第39C条第(3)項又は第39D条第(2)項によって課される義務は、次に掲げる者が存在する場合には適用されない。
  - (a) 本人によって当該義務が関係する事柄について相談される人として(どのような方法においてでも)選任された者
  - (b) 当該事柄に関して意思決定をする権限を与えられた、本人によって設定された持続的代理権の任意代理人、又は
  - (c) 当該事柄に関して意思決定をする権限を持つ、裁判所によって本人のために選任された法定代理人
- (2) 附則A1第10編に基づいて本人の代理人に選任された者は、当該選任によつては、本人によって第(1)項の義務が関係する事柄について相談される人として選任された者に該当しない。

## 第41条 独立意思能力権利擁護者の役割を調整する権限

- (1) しかるべき当局は、次に掲げる行政規則を制定することができる。
  - (a) 意思能力を欠く者に関する独立意思能力権利擁護者の役割を拡張する

## 行政規則、及び

- (b) 第35条によって課される措置を取る義務を調整する行政規則
- (2) 当該行政規則は、特に次に掲げる内容を持つことができる。
  - (a) 独立意思能力権利擁護者が意思能力を欠く者の代理をするように所定の者から、指示されなければならない（第37条、第38条及び第39条が定める状況とは異なった）状況又は指示されることができる状況を規定すること、並びに
  - (b) 第37条、第38条、第39条又は第40条の定めるいかなる規定とも同じ内容の規定を含むこと。
- (3) 「しかるべき当局」とは、第35条と同じ意味を持つ。

## 第11章 雜則及び補則

### 第42条 実務指針

- (1) 大法官は、次に掲げる事項について一つ又は複数の実務指針を作成し、公布しなければならない。
  - (a) あらゆる事柄に関して人が意思能力を有しているか否かについて評価する者を教え導くため、
  - (b) 自分以外の者の介護又は治療に関して行動する者を教え導くため（第5条参照）、
  - (c) 持続的代理権の任意代理人を教え導くため、
  - (d) 裁判所によって選任された法定代理人を教え導くため、
  - (e) 本法によって又は本法に基づいて定められたあらゆる規定を信頼して（またその他、本法第30条から第34条に関して）調査を実施する者を教え導くため、
  - (f) 独立意思能力権利擁護者を教え導くため、
  - (fa) 附則A1に従って職務を行う者を教え導くため、
  - (fb) 附則A1第10編に基づいて選任された代理人を教え導くため、
  - (g) 第24条から第26条（事前意思決定及び表見的な事前意思決定）の規定

に関して、及び

- (h) 大法官が適切だと考える、本法に関係するその他の事柄に関して。
- (2) 大法官は適当なときに指針を改正することができる。
- (3) 大法官は、適切だと考える限りで指針の全部又はあらゆる部分の作成又は改正を委任することができる。
- (4) あらゆる関連する指針について配慮することは、意思能力を欠く者に関して次に掲げる一つ又は複数の方法で行動している者の義務である。
  - (a) 持続的代理権の任意代理人として、
  - (b) 裁判所によって選任された法定代理人として、
  - (c) 本法によって又は本法に基づいて定められたあらゆる規定(第30条から第34条参照)を信頼して調査を実施する者として、
  - (d) 独立意思能力権利擁護者として、
  - (da) 附則A1に従って職務を行うときに、
  - (db) 附則A1第10編に基づいて選任された代理人として、
  - (e) 専門家としての立場において、
  - (f) 報酬のために。
- (5) あらゆる刑事又は民事の訴訟を扱っている裁判所又は行政審判所にとって当該訴訟において生じた問題に次に掲げる事由が関係すると思われるときは、当該問題を解決するに当たって当該事由が考慮されなければならない。
  - (a) 指針の規定、又は
  - (b) 指針に従わないこと。
- (6) 第(1)項第(d)号による指針は、附則5第1条第(2)項(精神保健法に基づいて選任された財産保全管理人に与えられた法定代理人の職務)によって選任された法定代理人について別の指標を含むことができる。
- (7) 本条及び第43条において、「指針」とは本条に基づいて作成又は改正された指針をいう。

### 第43条 実務指針一手続

- (1) 指針の作成又は改正前に、大法官は次に掲げる者に相談しなければならな

い。

- (a) ウエールズ国民議会、及び
  - (b) 大法官が適切だと考えるその他の者
- (2) 大法官は、次に掲げる場合を除いては、指針を公布することが許されない。
- (a) 大法官によって当該指針の草案が議会の両議院に提出されているとき、かつ、
  - (b) いずれの議院も当該草案に賛成しない決議をすることなく40日の期間が経過したとき。
- (3) 大法官は、既に公布しているあらゆる指針が、当該規定に関係すると思われる人の目に留まるようにするのに適切だと考える方法で出版されるように準備しなければならない。
- (4) 「40日の期間」とは、提案された指針の草案について、次に掲げるものをいう。
- (a) 当該草案が一方の議会に提出された日よりも遅く他方の議会に提出されたときは、当該二つの日のうち遅い方の日から開始する40日の期間
  - (b) それ以外のあらゆる場合には、当該草案が各議会に提出された日から開始する40日の期間
- (5) 当該40日の期間の計算に当たっては、議会が解散若しくは閉会され又は両議会が4日以上延会されたいかなる期間も考慮してはならない。

#### **第44条 虐待又は義務懈怠**

- (1) 人（代理意思決定者）について、次に掲げる場合には、第(2)項が適用される。
- (a) 意思能力を欠く又は意思能力を欠くと自分が合理的に信じる人（「本人」）の介護をするとき。
  - (b) 本人によって設定された持続的代理権若しくは（附則4の意味における）継続的代理権の任意代理人であるとき、又は
  - (c) 本人のために裁判所によって選任された法定代理人であるとき。
- (2) 代理意思決定者は、本人に対して虐待又は故意による義務懈怠をしたとき

は、違反行為の責任がある。

- (3) 本条により違反行為の責任がある者は、次に掲げる法的責任を負う。
- (a) 陪審によらない有罪判決による、治安判事裁判所の一般的制限を超えない期間の拘禁刑若しくは制定法の上限を超えない罰金又は両者の併科
  - (b) 正式起訴手続に基づく有罪判決による、5年を超えない期間の拘禁刑若しくは罰金又は両者の併科

## 第2編 保護裁判所及び公後見人

### 第1章 保護裁判所

#### 第45条 保護裁判所

- (1) 保護裁判所という名称で知られる正式記録裁判所である上位裁判所を設置することとする。
  - (2) 保護裁判所は公印を持つこととする。
  - (3) 保護裁判所は、あらゆる日及び時間に、イングランド及びウェールズのあらゆる場所において開廷することができる。
  - (4) 保護裁判所は、大法官がイングランド及びウェールズの首席裁判官に相談した後で定めた場所に本部及び登記所を持つこととする。
  - (5) 大法官は、イングランド及びウェールズの首席裁判官に相談した後で、高等法院のあらゆる地区登記所及びあらゆる県裁判所の事務室を保護裁判所の補助的な登記所として指定することができる。
- (5A) イングランド及びウェールズの首席裁判官は、本条における自らの職務を行わせるために、次に掲げるいかなる者をも任命することができる。
- (a) 保護裁判所の所長
  - (b) (2005年憲法改革法第109条第(4)項の定義する) 司法官職保有者
- (6) 保護裁判所と呼ばれている最高法院の部局は、廃止する。

#### 第46条 保護裁判所の裁判官

- (1) 保護裁判所の裁判権は、第51条第(2)項第(d)号に基づく保護裁判所規則に従つ

て、次に掲げる者によりそのために任命された裁判官によって行使されることができる。

- (a) イングランド及びウェールズの首席裁判官、又は
- (b) 本項に基づいてイングランド及びウェールズの首席裁判官が自らの代わりに行動するように任命したときは、次に掲げる者
  - (i) 保護裁判所の所長、又は
  - (ii) (2005年憲法改革法第109条第(4)項の定義する) 司法官職保有者
- (2) 任命されるためには、裁判官は次に掲げる者でなければならない。
  - (a) 家事部首席裁判官
  - (b) 高等法院の大法官部長としての大法官
  - (c) 高等法院の平裁判官
  - (d) 巡回裁判官
  - (e) 地方裁判官
  - (f) (治安判事裁判所) 地方裁判官
  - (g) 2007年行政審判所、裁判所及び執行法の附則2第1条第(1)項又は附則3に基づいて任命された第一層行政審判所若しくは上訴行政審判所の裁判官
  - (h) 移送された事件を担当する(transferred-in)第一層行政審判所又は上訴行政審判所の裁判官 (2007年行政審判所、裁判所及び執行法第31条第(2)項参照)
    - (i) (2007年行政審判所、裁判所及び執行法附則3第7条又は同法第31条第(2)項による) 上訴行政審判所の代理裁判官
    - (j) 第一層行政審判所若しくは上訴行政審判所の裁判官室の室長又は副室長
    - (k) 陸海空軍の主任法務官
    - (l) 非常勤裁判官 (リコーダー)
    - (m) 1981年上級法院法第89条第(3C)項の表の第1縦列に列挙されている官職保有者 (上級の高等法院主事等)

- (n) 1981年上級法院法附則2第2編縦列1に列挙されている官職保有者(高等法院主事等)
  - (o) 1981年上級法院法第102条又は1984年県裁判所法第8条に基づいて任命された代理地方裁判官
  - (p) イングランド及びウェールズ又はスコットランドに対して設置された雇用関係紛争解決裁判官の合議体の構成員
  - (q) 1951年軍法会議(上訴)法第30条第(1)項第(a)号又は第(b)号に基づいて任命された者(陸海空軍の主任法務官の補佐)
  - (r) 高等法院の代理裁判官
  - (s) 行政審判所上級部長裁判官
  - (t) (当該裁判所の民事部と刑事部のいずれかの部の副部長が存在するときはその者を含む。) 控訴院の普通の裁判官
  - (u) 女王座部部長裁判官
  - (v) 記録長官、又は
  - (w) イングランド及びウェールズの首席裁判官
- (3) イングランド及びウェールズの首席裁判官は、大法官に相談した後で、次に掲げる行為をしなければならない。
- (a) 第(2)項第(a)号から第(c)号によって指名された裁判官のうち一人を保護裁判所の所長に選任すること、及び
  - (b) 当該指名された裁判官のうち別の者を保護裁判所の副所長に選任すること。
- (4) イングランド及びウェールズの首席裁判官は、大法官に相談した後で、第(2)項第(d)号から第(q)号によって指名された裁判官のうち一人を、大法官が、イングランド及びウェールズの首席裁判官に相談した後で、命じじうことができる保護裁判所に関する管理機能を担う保護裁判所の上級裁判官に選任することをしなければならない。

## 第2章 棚足的権限

### 第47条 命令等の一般的権限及び効果

- (1) 保護裁判所はその裁判権に関して、高等法院と同じ権限、権利、特権及び機能を持つ。
- (2) 保護裁判所の命令及び指示に関しては、高等法院の命令に対するのと同様に1925年財産法（法律第20号）の第204条（譲受人の利益を図るとみなされる高等法院の命令）が適用される。
- (3) 保護裁判所が発出し公印を捺印した命令、指示又はその他の文書の正式謄本は、全ての法的訴訟手続において何ら追加的な証明なくして原本の証拠として証拠能力を持つ。

### 第48条 暫定的な命令及び指示

次に掲げる場合において、保護裁判所は、人（「本人」）についてなされた申立てについて決定をするまでの間、いかなる事柄に関しても命令し又は指示を与えることができる。

- (a) 当該事柄に関して本人が意思能力を欠いていると信じる理由が存在するとき。
- (b) 当該事柄が本法の下で保護裁判所の権限が及んでいる事柄であるとき、かつ、
- (c) 遅滞なく当該命令をする又は指示を与えることが本人の最善の利益にかなうとき。

### 第49条 報告を要求する権利

- (1) 本条は、第1編に基づいて本人に関して提起された訴訟手続において、保護裁判所が本人に関する問題を検討しているときに適用される。
- (2) 保護裁判所は、公後見人又は保護裁判所訪問調査官に対して保護裁判所に報告することを要求することができる。
- (3) 保護裁判所は、地方当局又は国民医療制度機関に対して、次に掲げる者から報告がなされるように措置を取ることを要求することができる。
  - (a) その職員若しくは被用者、又は

- (b) 当該地方当局若しくは当該国民医療制度機関が適當だと考える（公後見人若しくは保護裁判所訪問調査官以外の）その他の者
- (4) 当該報告は、保護裁判所が指示し得る本人に関する事柄について取り扱わなければならない。
- (5) 保護裁判所規則は、保護裁判所が別段の指示をするときを除いて、さらに当該報告において取り扱わなければならない事柄を指定することができる。
- (6) 当該報告は、保護裁判所の指示に従って、文書又は口頭でなされることがある。
- (7) 要求に応じるときは、公後見人又は保護裁判所訪問調査官は、当該記録が本人に関連する限りにおいて、全ての適当な機会に、次に掲げる記録を調べて複写することができる。
- (a) あらゆる健康上の記録
  - (b) 地方当局の又はその保有する、社会福祉事業の職務との関連で収集されているあらゆる記録、及び
  - (c) 2000年介護基準法（法律第14号）第2編、2008年健康及び社会介護法第1編第2章、又は2016年社会介護に係る規制及び検査（ウェールズ）法第1編に基づいて登録されている者が保有するあらゆる記録
- (8) 公後見人又は保護裁判所訪問調査官は、要求に応じる中で訪問をするときは、本人と非公開で面談することができる。
- (9) 特別調査官である保護裁判所訪問調査官が要求に応じる中で訪問をする場合において、保護裁判所が指示するときは、当該調査官は本人の意思能力及び健康状態について医療上、精神医学上及び心理学上の検査を非公開で実施することができる。
- (10) 「国民医療制度機関」とは、2003年健康及び社会介護（地域保健及び基準）法（法律第43号）第148条が定める意味を持つ。
- (11) 「要求」とは、第(2)項又は第(3)項における保護裁判所の要求を意味する。

### 第3章 実務及び手続

#### 第50条 保護裁判所への申立て

- (1) 次に掲げる者から保護裁判所に対してなされる本法に基づくあらゆる権限の行使を求める申立てには、許可は必要とされない。
- (a) 意思能力を欠いている若しくは欠いていると主張されている本人
  - (b) 18歳未満の本人に対して親の責任を負う者
  - (c) 当該申立てが関係する持続的代理権の代理権授与者若しくは任意代理人
  - (d) 当該申立てが関係する者に対して保護裁判所によって選任された法定代理人、又は
  - (e) 当該申立てが保護裁判所が発した現在有効な命令に関するときは、当該命令において名前が挙げられている者
- (1A) さらに、本人の代理人から保護裁判所に対してなされる第21A条に基づく申立てにも、許可は必要とされない。
- (2) ただし、保護裁判所規則及び附則3第20条第(2)項(国際私法に関する宣言)の制約内において、保護裁判所に対してなされるあらゆるその他の申立てには許可が必要とされる。
- (3) 許可を与えるか否かを決定するに当たっては、保護裁判所は特に次に掲げる事由に配慮しなければならない。
- (a) 当該申立てが関係する者と申立人との間柄
  - (b) 当該申立ての理由
  - (c) 提案された命令又は指示が当該申立てが関係する者に与える利益、及び
  - (d) 当該利益が他の方法において実現可能か否か。
- (4) 「親の責任」とは、1989年児童法(法律第41号)と同じ意味を持つ。

#### 第51条 保護裁判所規則

- (1) 保護裁判所の実務及び手続に関する裁判所規則(以下「保護裁判所規則」という。)は、2005年憲法改革法附則1第1編に従って定めることができる。

- (2) 保護裁判所規則は特に次に掲げる事柄について規定することができる。
- (a) 訴訟手続開始の方法及び形式
  - (b) 当該訴訟手続について通知を受けて当事者となる資格を有する者
  - (c) 特定され得る状況における特定の種類の訴訟手続の特定の裁判官又は特定の種類の裁判官への手順配分
  - (d) (削除)
  - (e) 当該訴訟手続が関係する者の名前において、その者のために又はその者を代理して行動するのに適切な者（同意があれば最高法院付事務弁護士でもよい）を保護裁判所が選任することを可能にすること。
  - (f) 保護裁判所への申立てについて審理なしでの処理を可能にすること。
  - (g) 保護裁判所において当該申立てが関係する者が不在でも審理又はその一部を進行させることを可能にすること。
  - (h) 訴訟手続又はその一部が非公開で行われることを可能にする又は必要とすること並びに非公開で開廷するときに保護裁判所が傍聴を認める者を決定すること及び公開で開廷するときに特定の者を排除することを可能にすること。
  - (i) (保護裁判所規則以外での証拠能力の有無にかかわらず)証拠として受け入れ可能なもの及びその提出方法
  - (j) 当該訴訟手続において出された命令及び指示の実現
- (3) 保護裁判所規則は、ある事柄について規定する代わりに、指示によって当該事柄に関して既に存在する又はこれから定められる規定を参照することができる。
- (4) 保護裁判所規則は、異なった地域に対して異なった規定を定めることがある。

## 第52条 実務に関する指示

- (1) 保護裁判所の実務及び手続に関する指示は、2005年憲法改革法附則2第1編に従って与えられることができる。
- (2) 第(1)項以外に与えられる実務上の指示は、次に掲げる者の承認なくしては

与えられることができない。

(a) 大法官、及び

(b) イングランド及びウェールズの首席裁判官

(3) イングランド及びウェールズの首席裁判官は、本条における自らの職務を行わせるために、次に掲げるいかなる者をも任命することができる。

(a) 保護裁判所の所長

(b) (2005年憲法改革法第109条第(4)項の定義する) 司法官職保有者

## 第53条 上訴権

(1) 本条の規定の制約内において、控訴院に対して保護裁判所のあらゆる判決を不服とする上訴が認められる。

(2) 保護裁判所規則は、保護裁判所の判決が特定の種類の者によって下されたときは、当該判決を不服とする上訴は控訴院に対してではなく保護裁判所の特定の種類の裁判官に対して認められる、と規定することができる。

(3) (削除)

(4) 保護裁判所規則は、次に掲げる事柄について規定することができる。

(a) 特定の場合においては、保護裁判所の判決を不服とする上訴は許可なしには行えないこと。

(b) 上訴の許可を与える資格を持つ一人又は複数の者

(c) 許可が与えられる前に充足されるべきあらゆる要件

(d) 保護裁判所の裁判官が上訴について決定を下した場合において、当該決定を不服とする上訴が控訴院に対してなされることは、次に掲げる事由が存在すると控訴院が考えるときを除いて許されないこと。

(i) 当該上訴が理論上若しくは実務上の重要な論点を提起するであろうこと、又は

(ii) 控訴院が当該上訴を審理するべきその他のやむにやまれぬ理由が存在すること。

(e) 上訴の許可を認める又は拒絶することとの関係で考慮されるべきあらゆる検討事項

## 第4章 手数料及び費用

### 第54条 手数料

- (1) 大法官は、保護裁判所が取り扱うあらゆることに関する支払われるべき手数料について、大蔵省の同意を得て命令によって規定することができる。
- (2) 本条による命令は、特に次に掲げる事項に関する規定を含むことができる。
  - (a) 手数料の等級表又は割合
  - (b) 手数料の免除又は割引
  - (c) 手数料の全部又は一部の減額
- (3) 本条によって命令を出す前に、大法官は次に掲げる者に相談しなければならない。
  - (a) 保護裁判所の所長
  - (b) 保護裁判所の副所長、及び
  - (c) 保護裁判所の上級裁判官
- (4) 大法官は、手数料に関する情報が手数料の支払義務を負うと思われる者の目に留まるように、合理的に実行可能である処置を取らなければならない。
- (5) 本条において支払われるべき手数料は、民事上の債務として略式手続で回収することができる。

### 第55条 費用

- (1) 保護裁判所規則の制約内において、保護裁判所における全ての訴訟手続の費用及びそれに付随する費用については保護裁判所の裁量に任されている。
- (2) 保護裁判所規則は特に、法的又はその他の代理人に対して支払われるべき報酬表の指定を含む、当該訴訟手続の費用に関する事柄を規制する規定を定めることができる。
- (3) 保護裁判所は、誰によって、どの程度まで費用が支払われるべきかについて決定する完全な権限を有している。
- (4) 保護裁判所は、あらゆる訴訟手続において、浪費された費用の全部又はそのうち保護裁判所規則に従って決定され得る部分について、次に掲げる取扱いをすることができる。

(a) 認めないこと、又は

(b) 関係する法的又はその他の訴訟代理人に対して支払を命じること。

(5) 訴訟手続の当事者に関する「法的又はその他の代理人」とは、当事者に代わって弁論権又は訴訟を行う権利を行使するあらゆる者をいう。

(6) 「浪費された費用」とは、当事者が負う次に掲げるあらゆる費用をいう。

(a) 法的又はその他の代理人若しくは当該代理人の被用者の側における不適正な、不合理な、過失ある行為若しくは不作為の結果として、当事者が負った費用、又は

(b) 当事者が当該費用を負った後に生じた当該行為若しくは不作為に鑑みて、当該当事者が支払うのを期待するのは不合理だと裁判所が考える費用

用

## 第56条 手数料及び費用一補則

(1) 保護裁判所規則は、次に掲げる事柄について規定することができる。

(a) 手数料及び費用が支払われる方法及びその資金

(b) 当該訴訟手続が関係する者の不動産権 (estate) に対する手数料及び費用の請求

(c) 当該訴訟手続が関係する者の死亡若しくは当該訴訟手続の終了から一定の期間内における手数料及び費用の支払

(2) 第(1)項第(b)号により生じた人の不動産権 (estate) に対する請求によっては、その者のあらゆる財産 (property) に対するあらゆる利益が消滅し若しくは終了し又は再開を妨げられることはない。

## 第5章 公後見人

### 第57条 公後見人

(1) 本法の目的のために、公後見人という名称の公務員を置く。

(2) 公後見人は、大法官によって任命される。

(3) 公後見人には、国会が支給する金銭から大法官が決定し得る俸給が支払われる。

- (4) 大法官は公後見人に相談した後、公後見人の職務の適切な遂行にとって大法官が必要だと考える限度において、次に掲げることを行うことができる。
- (a) 公後見人に幹部職員及び職員を提供すること、又は
  - (b) 他の者と幹部職員、職員及びサービスの(当該他の者又はその下請人に よる) 提供のための契約を締結すること。
- (5) 公後見人のあらゆる職務は、公後見人によって許可される限り、公後見人の いかなる幹部職員によっても行われることができる。

## 第58条 公後見人の職務

- (1) 公後見人は、次に掲げる職務を行う。
  - (a) 持続的代理権に関する登記の創設及び維持
  - (b) 法定代理人を選任する命令に関する登記の創設及び維持
  - (c) 保護裁判所によって選任された法定代理人の監督
  - (d) 保護裁判所訪問調査官に対して次に掲げる者を訪問し、公後見人が指 示し得る事柄について公後見人に報告するように命じること。
    - (i) 持続的代理権の任意代理人
    - (ii) 保護裁判所によって選任された法定代理人、又は
    - (iii) 持続的代理権を授与した者若しくは法定代理人が選任された者(「本 人」)
  - (e) 代理人の職務遂行について保護裁判所が代理人に対して提供するよう に要求する担保を受領すること。
  - (f) 持続的代理権の任意代理人及び保護裁判所によって選任された法定代 理人から報告を受けること。
  - (g) 本法の下での訴訟手続に関して保護裁判所が要求する事柄について、 保護裁判所に報告すること。
  - (h) 持続的代理権の任意代理人又は保護裁判所によって選任された法定代 理人の権限行使方法に関する(苦情を含む)代理について対処するこ と。
  - (i) 代理人の職務遂行に関して、公後見人が適切であると考えるあらゆる

方法において、公後見人が適切であると考えるあらゆる情報を公表すること。

(2) 第(1)項第(c)号及び第(h)号によって与えられる職務は、本人の介護又は治療について職務を行うあらゆるその他の者と協力して遂行することができる。

(2A) 公後見人はさらに、次に掲げる職務を行う。

(a) 後見命令に関する登記の創設及び維持

(b) 後見人の監督

(c) 後見人の職務執行について保護裁判所が後見人に対して提供するよう  
に要求する担保を受領すること。

(d) 後見人から報告を受けること。

(e) 2017年後見（失踪者）法の下での訴訟手続に関して保護裁判所が要求  
する事柄について、保護裁判所に報告すること。

(f) 後見人によるその職務執行方法に関する（苦情を含む）代理について  
対処すること、及び

(g) 後見人及び後見命令に関して、公後見人が適切であると考えるあらゆ  
る方法において、後見人の職務執行についての情報を公表すること。

(3) 大法官は、行政規則によって、次に掲げる事柄について規定することができる。

(a) 本法又は2017年後見（失踪者）法に関連して、公後見人にその他の職務  
を付与すること。

(b) 公後見人の職務遂行に関連すること。

(4) 第(3)項第(b)号に基づいて規定される行政規則は、特に次に掲げる事柄につ  
いて規定することができる。

(a) 保護裁判所によって選任された法定代理人又は後見人による担保の提  
供並びに当該提供された担保の実行及び消滅

(b) 公後見人によって課され得る手数料

(c) 当該手数料が支払われる方法及び資金

(d) 当該手数料の免除又は割引

- (e) 当該手数料の全部又は一部の減額
  - (f) 保護裁判所により選任された法定代理人及び保護裁判所により意思能力を欠く本人に代わって取引を行うように指示されたその他の者が公後見人に対して報告すること。
  - (g) 後見人が公後見人に対して報告すること。
- (5) 持続的代理権又は法定代理人に関する公後見人の職務実行を可能にするために、公後見人は当該記録が本人に関連する限りにおいて、全ての適当な機会に、次に掲げる記録を調べて複写することができる。
- (a) あらゆる健康上の記録
  - (b) 地方当局の又はその保有する、社会福祉事業の職務との関連で収集されているあらゆる記録、及び
  - (c) 2000年介護基準法（法律第14号）第2編、2008年健康及び社会介護法第1編第2章、又は2016年社会介護に係る規制及び検査（ウェールズ）法第1編に基づいて登録されている者が保有するあらゆる記録
- (6) 公後見人は、その職務執行を可能にするために、さらに非公開で本人と面談することができる。
- (7) 本条において「後見人」及び「後見命令」とは、2017年後見（失踪者）法と同じ意味を持つ。

## 第59条 公後見人委員会

（削除）

## 第60条 年次報告書

- (1) 公後見人は、大法官に対して自らの職務遂行について報告書を提出しなければならない。
- (2) 大法官は、当該報告書を受け取った時から1か月以内に、当該報告書の写しを国会に提出しなければならない。

## 第6章 保護裁判所訪問調査官

### 第61条 保護裁判所訪問調査官

- (1) 保護裁判所訪問調査官とは、大法官によって次に掲げる名簿に任命された者をいう。
- (a) 特別訪問調査官の名簿、又は
  - (b) 一般訪問調査官の名簿
- (2) 人は、次に掲げる者に該当するときを除いては、特別訪問調査官の資格を有しない。
- (a) 登録医師である者又はその他の適切な資格若しくは訓練を有していると大法官に思われる者、及び
  - (b) 精神又は脳の損傷又は機能障害の症例について特別の知識及び経験を有していると大法官に思われる者
- (3) 一般訪問調査官は医療に関する資格を有している必要はない。
- (4) 保護裁判所訪問調査官は、大法官の決定し得る
- (a) 期間及び条件の制約内において任命され、並びに
  - (b) 報酬及び手当を支払われ得る。
- (5) 意思能力を欠く者(「本人」)に関する本法における保護裁判所訪問調査官の職務を実行するために、保護裁判所訪問調査官は当該記録が本人に関連する限りにおいて、全ての適当な機会に、次に掲げる記録を調べて複写することができる。
- (a) あらゆる健康上の記録
  - (b) 地方当局の又はその保有する、社会福祉事業の職務との関連で収集されているあらゆる記録、及び
  - (c) 2000年介護基準法(法律第14号)第2編、2008年健康及び社会介護法第1編第2章、又は2016年社会介護に係る規制及び検査(ウェールズ)法第1編に基づいて登録されている者が保有するあらゆる記録
- (6) 保護裁判所訪問調査官は、その職務を実行するために、さらに非公開で本人と面談することができる。

## 第3編 雜則及び一般的規定

### 第1章 宣明規定

#### 第62条 本法の射程

疑義を回避するために、本法におけるいかなる規定も謀殺若しくは故殺に関する法又は1961年自殺法（法律第60号）第2条（自殺帮助）の適用に影響を与えるように解釈されてはならないとここにおいて宣言される。

### 第2章 国際私法

#### 第63条 成年者の国際的な保護

附則3は、

- (a) 2000年1月13日にハーグで署名された成年者の国際的な保護条約（勅令国会提出資料第5881号）をイングランドとウェールズにおいて実施する（ただし、本法に別段の定めがあるときはこの限りでない。）、及び
- (b) イングランドとウェールズの国際私法について関連規定を定める。

### 第3章 一般的規定

#### 第64条 解釈

##### (1) 本法において、

「1985年法」とは、1985年継続的代理権法（法律第29号）を意味する。

「事前意思決定」とは、第24条第(1)項が規定する意味を持つ。

「附則A1に基づく権限付与」とは、次に掲げるいずれかを意味する。

- (a) 当該附則に基づく標準的な権限付与、又は
- (b) 当該附則に基づく緊急的な権限付与

「裁判所」とは、第45条により創設された保護裁判所を意味する。

「保護裁判所規則」とは、第51条第(1)項が規定する意味を持つ。

「保護裁判所訪問調査官」とは、第61条が規定する意味を持つ。

「法定代理人」とは、第16条第(2)項第(b)号が規定する意味を持つ。

「制定法 (enactment)」には、(1978年解釈法 (法律第30号) のいう) 委任立法の規定が含まれる。

「健康上の記録」とは、2018年データ保護法と同じ意味を持つ (当該法律第205条参照)。

「人権条約」とは、1998年人権法 (法律第42号) の「条約」と同じ意味を持つ。

「独立意思能力権利擁護者」とは、第35条第(1)項が規定する意味を持つ。

「持続的代理権」とは、第9条が規定する意味を持つ。

「生命維持治療」とは、第4条第(10)項が規定する意味を持つ。

「地方当局」とは、第35条第(6A)項第(a)号及び附則A1におけるものを除き、次に掲げるものを意味する。

- (a) イングランドにおける地区参事会が存在しない県の参事会
- (b) イングランドにおける地区の参事会
- (c) ウェールズにおける県の参事会若しくは特別市
- (d) ロンドン自治区の参事会
- (e) ロンドン市の下院、又は
- (f) シリー諸島の参事会

「精神保健法」とは、1983年精神保健法 (法律第20号) を意味する。

「規定された (prescribed)」とは、本法に基づいて定められた行政規則に関して、当該行政規則によって規定されたことを意味する。

「財産 (property)」には、あらゆる債権及び不動産又は動産におけるあらゆる利益が含まれる。

「政府当局」とは、1998年人権法と同じ意味を持つ。

「公後見人」とは、第57条が規定する意味を持つ。

「譲受人」及び「譲受け」とは、1925年財産法 (法律第20号) 第205条第(1)項が規定する意味を持つ。

「社会福祉事業の職務」とは、次に掲げる意味を持つ。

- (a) イングランドに関しては、1970年地方当局社会福祉事業法 (法律第42

号) 第1A条が規定する意味

(b) ウェールズに関しては、2014年社会福祉事業及び福祉(ウェールズ)法  
(法律第4号) 第143条が規定する意味

「治療」には、診断又はその他の手続が含まれる。

「信託法人」とは、1925年受託者法(法律第19号) 第68条第(1)項が規定する意味を持つ、並びに

「遺言」には、遺言補足書が含まれる。

(2) 本法においては、持続的代理権の任意代理人又は裁判所によって選任された法定代理人が意思決定をすることについての言及には、適切であるときは、当該意思決定に基づいて行動することが含まれる。

(3) 本法においては、人の破産についての言及には、1986年支払不能者法(法律第45号)に基づいて破産に伴う行為制限命令がその者に関して効力を有する場合が含まれる。

(3A) 本法においては、(1986年支払不能者法第7A編に基づく)債務救済命令が人に関して発出されることについての言及には、1986年支払不能者法に基づいて債務救済に伴う行為制限命令がその者に関して効力を有する場合が含まれる。

(4) 「破産に伴う行為制限命令」には、暫定的な破産に伴う行為制限命令が含まれる。

(4A) 「債務救済に伴う行為制限命令」には、暫定的な債務救済に伴う行為制限命令が含まれる。

(5) 本法における「人の自由剥奪」に対する言及は、人権条約第5条第(1)項と同じ意味を持つ。

(6) 当該言及の目的のためには、本人が自由を政府当局によって剥奪されたか否かは問題にならない。

## 第65条 規則 (rules)、行政規則 (regulations) 及び命令 (orders)

(1) 第21条における権限以外の本法に基づく規則、行政規則又は命令を定めるあらゆる権限は、次に掲げるものとする。

- (a) 行政機関の制定する命令 (statutory instrument) により行使できる。
  - (b) 補充的、付隨的、派生的、移行的又は留保的な規定を定める権限を含む。
  - (c) 異なった事例に対して異なる規定を定める権限を含む。
- (2) 本法に基づいて大法官又は国務大臣が定めた規則、行政規則又は命令を含むあらゆる行政機関の制定する命令は、次に掲げるものを除いて、国会のいずれかの議院の決議に従って無効とされる。
- (a) 第34条（調査計画中の意思能力喪失）に基づく行政規則
  - (b) 第41条（独立意思能力権利擁護業務の役割調整）に基づく行政規則
  - (c) 附則3 第32条第(1)項第(b)号(成年者の保護に関する国際私法)に基づく行政規則
  - (d) 第67条第(6)項（主たる立法の派生的修正）に述べられている種類の命令、又は
  - (e) 第68条（施行）に基づく命令
- (2A) 附則AA1に基づいてウェールズの国務大臣が定めた行政規則を含むあらゆる行政機関の制定する命令は、ウェールズ国民議会の決議に従って無効とされる。
- (3) 附則3 第31条(ハーグ条約にさらなる効力を与える規定)に基づく評議会における命令を含む行政機関の制定する命令は、国会のいずれかの議院の決議に従って無効とされる。
- (4) 国務大臣が第34条若しくは第41条に基づいて又は大法官が附則3 第32条第(1)項第(b)号に基づいて制定した行政規則を含む行政機関の制定する命令は、草案が各議院に提出され、各議院の決議により承認されなければ制定されることはできない。
- (4A) 第(2)項は、附則A1に基づいて国務大臣が制定した行政規則を含む行政機関の制定する命令には適用されない。
- (4B) 当該行政機関の制定する命令が附則A1第42条第(2)項第(b)号、第129条、第162条、第164条に基づく行政規則を含むときは（さらに他の行政規則を含

むか否かにかかわらず)、当該行政機関の制定する命令は、草案が各議院に提出され、各議院の決議により承認されなければ制定されることがない。

(4C) その制約内において、当該行政機関の制定する命令は国会のいずれかの議院の決議に従って無効とされる。

(5) 第21条に基づく命令は、

(a) 補充的、付隨的、派生的、移行的又は留保的な規定を含むことができる。

(b) 異なった事例に対して異なった規定を定めることができる。

(c) 当該命令は大臣の定めた命令であるとして、1946年行政機関の制定する命令法が適用される行政機関の制定する命令の形式において定められるものとする。

(d) 国会のいずれかの議院の決議に従って無効とされる。

**第66条 現在有効に存在している財産保全管理人 (receivers) 及び継続的代理権 (enduring powers of attorney) 等**

(1) 次に掲げる規定は効力を失う。

(a) 精神保健法第7編

(b) 1985年継続的代理権法 (法律第29号)

(2) 1985年法の継続的代理権は、第(1)項第(b)号の施行後は設定されることがない。

(3) 第(1)項第(b)号の施行前に設定された継続的代理権に関しては、附則4が1985年継続的代理権法に代わって効力を有する。

(4) 精神保健法第7編及び1985年継続的代理権法に関しては、附則5が移行規定及び留保条項を含んでいる。

**第67条 小規模で派生的な改正及び廃止**

(1) 附則6は小規模で派生的な改正を含んでいる。

(2) 附則7は廃止を含んでいる。

(3) 大法官は、本法の規定の目的のために、本法の規定の結果として又は本法

の規定に完全な効力を与えるために、命令によって、補充的、付隨的、派生的、移行的又は留保的な規定を定めることができる。

- (4) 第(3)項に基づく命令は、特に次に掲げることをすることができる。
  - (a) 本法の別の規定の発効前に発効する本法の規定が、当該別の規定の発効するまでの間、特定の修正された効力を持つことを定めること。
  - (b) 本法が可決された会期の後の会期で可決された法律又は国教会制定法に含まれている制定法 (enactment) 以外の制定法 (enactment) を、改正、廃止又は撤回すること。
- (5) 第(4)項第(b)号に基づいてなされ得る改正は、本法の他のあらゆる規定により又はそれに基づいてなされた改正に付け加わるものである。
- (6) 法律又は国教会制定法の規定を改正又は廃止する第(3)項に基づく命令は、草案が各議院に提出され、各議院の決議により承認されなければ制定されることができない。

## 第68条 施行及び適用範囲

- (1) 本法は、第30条から第41条を除いて、大法官が命令によって定めた規定に従って施行される。
- (2) 第30条から第41条は、次に掲げる者が命令によって定めた規定に従って施行される。
  - (a) イングランドに関しては、国務大臣、及び
  - (b) ウェールズに関しては、ウェールズ国民議会
- (3) 本条に基づく命令は、それぞれ異なった規定及び異なった目的に対してそれぞれ異なった日数を定めることができる。
- (4) 本法は、第(5)項及び第(6)項の制約内において、イングランド及びウェールズについてのみ適用される。
- (5) 次に掲げる規定は、連合王国に適用される。
  - (a) 附則 1 第16条第(1)項（持続的代理権の文書及び登記の証拠）
  - (b) 附則 4 第15条第(3)項（継続的代理権の文書及び登記の証拠）
- (6) 附則 6 のあらゆる規定の制約内において、附則 6 及び附則 7 による改正及

び廃止はその関連する制定法と同じ適用範囲を有する。

## 第69条 略称

本法は2005年意思能力法として、引用することができる。

## 附則

附則A1 病院及び介護施設の居住者一自由剥奪

<略>

附則AA1 自由剥奪一介護及び治療を可能にする措置に対する権限付与

<略>

附則 1 持続的代理権一形式的手続

<略>

附則1A 本法による自由剥奪に関する不適格者

<略>

附則 2 財産管理一補則

<略>

附則 3 成年者の国際的な保護

<略>

附則 4 現在有効に存在している継続的代理権に適用される規定

<略>

附則 5 移行規定及び留保条項

<略>

附則 6 小規模で派生的な改正

<略>

附則 7 廃止

<略>



## ベルギーにおける成年後見制度

[概説] ベルギー成年後見法の概説



# ベルギー成年後見法の概説

早稲田大学法学学術院教授 山城一真

## 1 始めに

ベルギー民法典は、フランス法の系譜に属する法典であり、その内容においても、かつてはフランス民法典との間に多くの共通点を有していた。その成年者保護制度も、歴史的には、1804年のフランス民法典の継承に始まり、1991年7月18日の法律によって民法典に編入された仮の管理 (administration provisoire) を中心とする制度を経て<sup>1</sup>、無能力制度の改正及び人の尊厳に適合する新しい保護制度の創設に関する2013年3月17日の法律による改正（2014年9月1日施行。以下、「2013年改正」、「2013年法」ということがある。）によって成立したものである<sup>2</sup>（その後においても、司法分野の諸規定に関する2018年12月21日の法律等による改正がされている<sup>3</sup>）。現行規定は、次のような構成を採っている。

<sup>1</sup> この制度の概観として、須永醇「ヨーロッパ大陸の法制〔1〕フランス法圏——〔2〕ベルギー法」同編『被保護成年者制度の研究』（勁草書房、1995年）219ページを参照。旧規定においては、仮の管理のほか、禁治産 (interdiction)、保佐 (conseil judiciaire)、未成年延長 (mineur prolongé) の諸制度が定められていたが、仮の管理以外の制度が用いられるることはほとんどなかったようである。この点につき、山城一真「後見類型論の行方——ベルギー成年後見法改正（2013年）を例として」実践成年後見68号（2013年）47ページを参照。

<sup>2</sup> 改正の概要につき、山城・前掲（注1）46ページを参照。改正法の立法理由を示す資料として、*v. Projet de loi réformant les régimes d'incapacité et instaurant un nouveau statut de protection conforme à la dignité humaine*, Ch. 53-1009/1. 改正に関する詳細な分析を示す文献として、*v. aussi Le Conseil francophone de la F.N.R.B. La protection des personnes vulnérables à la lumière de la loi du 17 mars 2013*, Bruylant, 2014.

<sup>3</sup> その立法理由を示す資料として、*v. Projet de loi portant des dispositions diverses en matière de justice*, Ch. 54-3303/1.

## 第1編 人

### 第11章 成年及び被保護者

#### 第1節 成年

##### 第1節の2 成年者に属する財産の仮の管理

###### 第2節 被保護者

###### 第1款 適用範囲

###### 第2款 裁判外の保護

###### 第3款 裁判上の保護

###### 第1目 定義

###### 第2目 無能力

###### 第3目 サンクション

###### 第2/1節 管理

###### 第1款 定義

###### 第2款 管理の開始

###### 第3款 管理の組織

###### 第4款 管理の遂行

###### 第1目 総則

###### 第2目 補佐

###### 第3目 代理及び管理行為

###### 第4目 親が行う管理

###### 第5目 信任者

###### 第5款 管理の終了

###### 第3節 (削除)

成年者保護制度の対象とされるのは、「自らの健康状態により、補佐その他の保護措置がなければ全面的に又は部分的にその財産的利益又は非財産的利益に係る管理行為を自ら引き受けることができない成年者」(488/1条1項、旧488条の2のAをも参照。以下、特に断りがない限り、参照する

条文番号は現行法である旧民法典のものである。) である。手続面においては、制度利用の適否に関する認定は、財産又は人格の管理を自らすることができない健康状態であることを証する詳細な診断書 (certificat médical circonstancié) に基づいて行われる (司法法典1241条)。このように、保護制度の利用開始は、第一義的には医学的評価を基礎とする。もっとも、浪費者に対して保護制度が適用される場合がある場合には、注意が必要である (488/2条)。

かつての「仮の管理」制度と比較したとき、現行法の際立った特徴としては、委任契約による保護制度である「裁判外の保護」が新設されたこと、治安判事 (juge de paix) の命令による「裁判上の保護」につき、一元的な保護制度が採用され、その対象となる利益が——財産的利益だけでなく——人格的利益をも含むことが明らかにされたことを指摘することができるであろう。こうした改正の基調にあったのは、いわゆる必要性の原則 (principe de nécessité) に意識を向け、本人に適用される保護をできる限り個別化しようとする努力であるといってよい。

2013年改正の結果、現行法における成年者保護制度は、裁判によらないもの (第1編第11章第2節第2款) と裁判によるもの (同第3款) とに大きく分けて規律されている。以下でも、この構成に従って、裁判外の保護 (2)、裁判上の保護 (3) の順に、成年者保護制度の内容を一瞥する。その上で、最後に、条文訳の方針に付言しておきたい。

## 2 裁判外の保護

裁判外の保護 (protection extrajudiciaire) と呼ばれるのは、本人が自ら選択した者との間で委任契約を締結することによって保護を設ける仕組みである (契約そのものとしては「委任」と呼ばれ、成年者保護制度の一環としては「裁判外の保護」の呼称が与えられる。)。機能としては日本法における任意後見に相当するが、具体的な規律には差異が見られる。

この契約を締結することができるのは、自ら意思を表明することができ、

裁判上の保護制度に付されていない成年者である（490条1項）。その特徴は、本人が、自らの意思に基づいて、法律行為を締結する権限を受任者に与える点にある。

委任契約は、本人を委任者とし、将来における代理人を受任者として締結する。契約の締結については、公署証書の作成等、特段の方式を要しない。締結された契約は、ベルギー王立公証人連盟が運営する中央登録簿に登録される（490条1項）。登録は、公証人が仲介して行うか、あるいは治安判事の書記課に契約書の写しを提出することによって行う（同2項）。

治安判事は、委任者の判断能力が低下したと認めるときは、委任が委任者の利益に適合することと、委任者がその任務を引き受けたこととを確認した後に、委任の全部又は一部の履行を受任者に命ずる（490/1条第2パラグラフ2項）。ただし、委任を履行させることが委任者の利益に反する事情があるときは、委任を停止し、裁判上の保護措置を命ずることができる（同3項）。裁判上の保護措置が命じられると、委任は、それと矛盾しない限りにおいて存続する（492条3項を参照）。

委任事項は、本人の財産管理全般としてもよいし（包括委任）、特定の行為を契約中に列挙するのでもよい（特別委任）（490条1項）。また、監督人の選任は制度化されておらず、受任者による委任事務処理の適正性は、治安判事による権限行使（490/2条第2パラグラフ）によって担保されることが想定されている。

以上の制度は、もとより本人の意思を尊重することを旨とするものであり、そのことは、能力制限を伴わないこと、委任契約たる性質を有すること（490/2条第1パラグラフ1項）、委任事務の処理に当たってはできる限り委任者を関与させるよう要請されること（同3項。同2項も参照）等の特徴にも現れている。また、裁判上の保護に比べて制度利用のための手続が簡便であること、財産管理を柔軟に行うことなど、メリットも指摘される。しかし、能力制限を伴わないことは、委任者がした法律行為の取消しという保護を伴わない点で不便を生じさせる面があるとの見方もある。さら

に、受任者に対する監督が法定されていないことも、デメリットとして指摘されることがある。

### 3 裁判上の保護

#### (1) 総 説

##### ア 無能力

裁判上の保護（protection judiciaire）は、人格又は財産に関する一定の法律行為をすることにつき<sup>4</sup>、成年者を無能力とすることを命じた上で（第2節第3款第2目）、成年者を保護するために管理者を選任する（第2／1節）ことからなる。

裁判上の保護は、これを命ずる必要があり、かつ、他の制度を利用するのでは不十分であることが確認された場合においてのみ、裁判所の命令に基づいて適用される（492条1項）。この命令は、人格と財産の一方又は双方につき、事務ごとに個別に行われる（492/1条第1パラグラフ1項（人格）、同第2パラグラフ1項（財産）、同第3パラグラフ（双方））。すなわち、人格については22種の行為が、財産については21種の行為がそれぞれ挙示され（同第1パラグラフ3項、同第2パラグラフ3項）、治安判事は、必要と認められる限りにおいて保護措置を命じる。治安判事による決定がされない事項については、能力が制限されることはない（同第1パラグラフ2項、第2パラグラフ2項）。このような判断方法は、「チェックリスト方式」と通称される。

無能力であるとされた行為を本人が自ら単独でしたときは、人格に關

<sup>4</sup> ここで「人格」といわれるものは、492/1条第1パラグラフ3項にみられるように、本人の身体的及び精神的利益のほか、身分関係の形成に関わる事項をも含む。「身上」という訛語を充てることも考えられるが、その内容は、日本法において「身上」とよばれるもの（未成年被後見人につき民法857条、成年被後見人につき同858条）が想定する「監護」の対象行為（同820条から823条まで）や「心身の状態及び生活の状況」（同858条）より広く、保護法益としての人格的利益に関わる事務を含む。このことを考慮して、ここでは「人格」の訛語を採用した。なお、次注も参照。

するものは当然に無効となり（493条第1パラグラフ1項）、財産に関するものはレジオンがあるときは無効となる（同第2パラグラフ2項。その例外につき、同1項及び3項を参照）。

## イ 管 理

本人が能力を有しないとされた行為については、管理者による管理（administration）が命じられる<sup>5</sup>（492条1項及び495条）。管理の方法には、二つのものがある。

第1は、補佐（assistance）である。補佐は、本人が自らした行為の有効性を完全なものとするために管理者が関与することと定義される（494条e号）。管理者が関与するための方法は、治安判事が定めるが（498/1条1項）、特に定めがないときは、法律行為への書面による同意又は証書への副署によって行われる（同条2項）。

第2は、代理である。代理は、本人の名及び計算において管理者が関与することと定義される（494条f号）。代理は、例外的な措置であり、補佐によっては本人を保護するのに十分でないときにのみ認められる（492/2条1項）。なお、2013年法施行当時においては包括的な代理権を与える可能性も、例外的ながら認められていた（旧492/5条<sup>6</sup>）。しか

<sup>5</sup> 本文にみるとおり、「管理」という語は、人格と財産の双方に共通して用いられる。「人格の管理」という表現については、日本法での用語法に対応する「身上監護」等の訳語を充てることも考えられる。しかし、次の2点を考慮して、これを「管理」と訳出した。第1に、この用語法は、保護者による配慮が、人格的利益と財産的利益のいずれを念頭に置くかにかかわらず同一の概念に包含されることを示唆する。したがって、両者を通じて同じ訳語を用いることが望ましい。第2に、統一的な訳語を用いるならば、「保護」等の語を用いることも考えられる（「財産の保護」）。しかし、「administration」は、一般的には「管理」の意に用いられるばかりでなく、旧規定における「仮の管理」と連続性を有する語であることも看過することができないと考えた。なお、前注をも参照。

<sup>6</sup> 旧492/5条1項は、「国王は、医師会及び全国障害者高等評議会の拘束力のある意見に基づき、補佐を利用するときであっても、自らの財産的利益をしかるべき管理する要保護者の能力が著しく、かつ、継続的に低下したとみなされる健康状態のリストを定める」と規定していた。これに該当する者については、全ての行為を対象とする包括的な代理権を保護者に与えることができるほか（同2項）、個別の行為についてのみ代理権を与えるにとどめることもできる（同3項）とされた。

し、この規定は、障害者権利条約との適合性を慮ってか、2018年改正において削除された。

なお、代理と並んで行われることが想定されるものに、管理行為 (gestion) がある（499条以下を参照）。これは、「管理者の関与であって、代理によることなく財産に関する行為をすること」と定義されるが（494条g号）、その内容は明確ではない。法律行為によらずに財産を管理する場合を広く含む趣旨であろうか。学説においては、一身専属的な行為（497/2条）に当たらない日常の財産的事務を広く含める趣旨でこの語が用いられたとの推測を示すものがみられる<sup>7</sup>。

どのような内容・態様の管理を用いるかは、保護措置の適用対象となるリスト上の行為のそれぞれにつき、治安判事が決定する。その際には、財産に関する行為のうち、特定のものについては保護者に代理権を付与するが、他の行為については補佐を命じるにとどめるといった取扱いをすることもできる。

以上のほか、任務の遂行に関しては、補佐及び代理の対象とすることができない行為（497/2条）、治安判事による許可を得てしなければならない行為（人格の管理者につき、499/7条第1パラグラフ、財産の管理者につき、同第2パラグラフ）が列挙されていることにも留意する必要がある。

## （2）手 続

成年者保護制度関連事件に関する手続は、司法法典（Code Judiciaire）第4編「特別の手続」第10章「被保護者」（同法典1238条以下）に定められる。

裁判上の保護措置は、治安判事に対する申立てに基づいて開始される。本人のほか、利害関係人（personne intéressée）、国王検事も申立人となることができる（司法法典1238条1項）。ここにいう利害関係人とは、い

<sup>7</sup> Th. VAN HALTEREN, *La protection judiciaire des biens*, in : Le Conseil francophone de la F.N.R.B., *supra* note 2, n° 14, p. 115.

わゆる法律上の利害関係を有する者に限られることなく、家族、近親者、医師、ソーシャルワーカー等を広く含むと解されているようである。

管理者に選任される者の範囲に限定はない。ただし、選任に関する優劣が設けられている。

第1に、選任されるべき管理者についての意向が表明されることがある。意向を表明することができるのは、本人（496条）のほか、保護者に選任された近親者等（496/1条）である。意向の表明は、公証人の関与のもとで公署証書を作成し、治安判事に対してこれを届け出ることによって行う（496条1項及び3項）。治安判事は、管理者を選任するに当たり、届出において指名された者がある場合において、この者が承諾したときは、原則として届出を承認する（496/2条1項）。

第2に、保護者の選任に関する意向の届出がされておらず、又はその選択に従うことができないときは、治安判事は、配偶者等、一定の近親者又は専門職を優先的に管理者として選任する（496/3条1項及び2項）。ただし、財産の管理者の選任については、人格の管理者が既にあるときは、人格の管理者を優先的に選任するものとされる（同3項）。

### （3）管理者の任務

#### ア 任務の内容

管理者が引き受けた事務は、民法典の規定上、任務（mission）とよばれる。

管理者の任務は、前記のとおり、治安判事の命令に基づき、本人の人格・財産に関する管理を行うことである。管理は、本人の利益を擁護し、自律を高めることを目的として行われる（497条2項。さらに、497/3条第1パラグラフ1項も参照）。

本人は、管理者の選任に関する意向を届け出るに当たり、管理者がその任務の遂行に際して遵守しなければならない原則を表明することができる（496条2項）。それが表明された場合において、管理者が財産に関する行為について本人を代理するときは、特段の事情がない限りこの原

則を遵守しなければならない（499/1条第3パラグラフ1項）。また、財産管理に当たっては、良家父の注意を尽くさなければならない（同第2パラグラフ）。

管理者が本人を補佐する場合に、本人が主体となって行為すべきことはもちろんであるが、本人を代理する場合においても、本人の意思をできる限り尊重しなければならない。そこで、管理者は、本人及び信任者（後述、(5)）との間で定期的に協議するとともに、本人の状態に照らして可能な限り、本人を行為に関与させなければならず（補佐の場合につき、498/2条3項、代理の場合につき、499/1条第3パラグラフ2項）、また、本人を代理した後には、自らがした行為について本人に知らせなければならない（499/1条第3パラグラフ3項）。

さらに、複数の管理者があるときは、管理者は、任務遂行の状況について相互に通知しなければならない（497/7条）。

#### イ 報 酬

治安判事は、(4)に述べる報告の審査及び承認の後に、管理者に対して報酬を与えることができる（497/5条第1パラグラフ1項。ただし、本人の親が管理者となる場合を除く。同9項）。その額は、1件の管理につき年額1,000ユーロの基礎概算報酬額を基準とし、本人の資力に応じて調整がされる。すなわち、基礎概算報酬の額は、本人の平均月収を超えることができない一方で（同3項）、1年当たり2万ユーロを上限として、年収の5パーセントの追加概算報酬を与えることができる（同5項）。

このほか、治安判事は、事案の複雑さに応じて、管理者に対して特別の報酬を与えることができる（同第2パラグラフ）。その額は、1時間当たり125ユーロを上限とする（同3項）。

#### (4) 監 督

##### ア 管理者の報告義務

管理者は、定期の報告と、選任時及び終了時における報告とについて

義務を負う。

第1に、定期の報告についてみると、財産の管理者は、治安判事、本人、信任者及び人格の管理者に対して、毎年、書面によって報告を行う（補佐の場合につき、498/3条第2パラグラフ1項、代理の場合につき、499/14条第2パラグラフ1項）。人格の管理者についても基本的な取扱いは同様であるが（補佐の場合につき、498/3条第1パラグラフ2項、代理の場合につき、499/14条第1パラグラフ2項）、治安判事は、人格の管理者が報告をすべき時期又は状況のほか、報告の態様を定めることができる（上掲各規定の第1パラグラフ1項を参照）。

第2に、管理者が新たに代理及び管理行為の任務を開始するときは、原則として、遅くとも6週間以内に次の事項について報告する（例外につき、499/6条3項）。すなわち、人格の管理者は、治安判事、本人及びその信任者に対して、本人の生活環境に関する報告を送付する（同1項）。財産の管理者は、本人の財産状況及び収入源に関する報告を作成し、治安判事、本人及びその信任者に対して送付する（同2項）。

第3に、管理者が任務を終了した場合において、管理者は、治安判事、本人（保護措置が終了したとき）、又は新たな管理者（管理を引き継ぐとき）に対して、最終報告を送付する（補佐の場合につき、498/4条1項、代理の場合につき、499/17条1項）。報告すべき事項は、人格の管理者（補佐の場合につき、498/3条第1パラグラフ3項、代理の場合につき、499/14条1パラグラフ3項）と財産の管理者（補佐の場合につき、498/3条第2パラグラフ2項、代理の場合につき、499/14条第2パラグラフ2項）とについてそれぞれ定められる。

なお、以上に述べたところに対して、本人の親が管理者に選任される場合については、計算や報告に関する事務が軽減される等、特別の取扱いが定められている（500条以下）。

#### イ 治安判事の権限

治安判事は、前項に述べた報告を受けるほか、いつでも、保護措置を

終了させ若しくはその内容を修正し、又は管理者を交代し、若しくはその権限を修正することができる（492/4条1項、496/7条1項）。また、管理者が一定の行為をするに当たり、治安判事による許可を得ることが求められることがある（人格の管理につき、499/7条第1パラグラフ1項、財産の管理につき、同第2パラグラフ1項のほか、499/9条2項、499/10条等をも参照）。

#### （5） 信任者

信任者（personne de confiance）とは、人格の管理者、財産の管理者と本人とを仲介する者であり、本人が自らその意見を表明することができないときはその意見を表明し、本人が単独でその意見を表明することができないときは意見を表明することを支援するとともに、管理の遂行を監督する役割を果たす（494条d号）。

信任者は、本人があらかじめ選任し（501条1項。496条1項をも参照）、管理の開始時又は継続中に、本人等による申立てを受けて治安判事が承認する（同2項）。治安判事が職権で選任することもできる（同4項）。また、本人は、いつでも、信任者からの支援を受けることをやめ、又は他の信任者を選任することができる（501/1条1項）。また、治安判事が信任者の職務遂行を禁じることもできる（同3項）。

信任者は、管理者、治安判事、本人の間に立って仲介者的役割を果たすことを期待される者である。具体的には、本人の支援のほか（501/2条1項。499/1条第3パラグラフ2項、499/2第2項も参照）、監督においては、各種の報告を受けること（502/2条2項。497/7条、498/3条第1パラグラフ2項、498/4条1項、499/6条1項及び2項、499/14条第1パラグラフ2項、同第2パラグラフ1項、499/17条1項を参照）、保護措置の内容を本人の状況に即して見直すこと（492/4条1項）、義務違反がある管理者の交代を治安判事に請求すること（501/2条4項。496/7条1項も参照）等がその役割とされる。

## (6) 保護制度の終了

保護制度は、治安判事の命令があるとき、本人が死亡したとき、又は期間が満了したときに終了する（492/4条、502条第1パラグラフ）。

管理者の任務は、本人の死亡、管理の終了、管理者の交代等の事由が生じたときに消滅する（499/19条第1パラグラフ、502条第2パラグラフ）。

ただし、本人が死亡した場合において、管理者に知れている相続人がないときは、治安判事は、管理者に対して、6か月を超えない期間、その任務を継続することを許可することができる（499/19条第2パラグラフ）。

### \*条文訳の方針及び表記方法について

- ① 仮の管理について定める488条の2は、今日では旧法と位置づけられる規定である。しかし、制度を理解するための参考として、現行規定と併せて訳出することとした<sup>8</sup>。
- ② ベルギー民法典については、目下、編別構成の変更にまで及ぶ大改正が進められており、改正作業を了した部分から、順次、新規定が施行されている<sup>9</sup>。これに伴い、改正が成立した部分は「民法典」、改正が未了の部分は（現行規定であるにもかかわらず）「旧民法典（ancien Code Civil）」と呼ばれている。成年後見制度に対応する部分の改正はいまだ実現していない

<sup>8</sup> 2013年改正に当たっては、次のような経過規定が設けられた。2013年法の施行前に命じられた仮の管理の効力は、同法の施行によっても直ちに影響を受けない（2013年法227条1項、230条）。しかし、次のようにして新制度への移行が図られる。①492/1条に基づいて保護措置が命じられたときは、仮の管理は当然に終了する（2013年法227条2項）。②仮の管理は、2013年法の施行から2年を経過したときは、財産の管理（旧民法典494条以下）に当然に移行する（2013年法228条1項）。治安判事は、必要に応じて、旧民法典492/4条に基づき、保護措置の内容を修正することができる（2013年法228条2項）。③保佐は、2013年法の施行から5年を経過したときは、当然に終了する（2013年法229条1項）。④後見及び未成年延長は、2013年法の施行から5年を経過したときは、財産の管理に関する規定（旧民法典494条以下）に当然に移行する（2013年法229条1項）。

<sup>9</sup> この改正につき、馬場圭太「ベルギー民法典第1編『一般規定』および第5編『債務』の改正」金山直樹先生古稀記念『民法学における伝統と変革』（日本評論社、2025年）100ページを参照。

いため、本資料作成時点における現行規定は、旧民法典である。

- ③ 条文原文には項番号は付されていないが、過去に資料として公表された翻訳との間で体裁の統一を図るとともに、参照の便宜とするために、訳者においてこれを補った。
- ④ ベルギー民法典においては、規定の表記方法として、「§ (paragraphe)」という記号が用いられる。これは、条 (article) を細分し、項 (alinéa) によって細分される単位であるが、日本法には対応するものがない。そこで、条文番号においては「§」と表記し、規定中で参照される場合には「パラグラフ」と訳出した。

なお、パラグラフは項によって細分されるものであるから、項番号は、パラグラフごとに振り直している。例えば、第2パラグラフの第3項における「第1項」の参照は、同一の条における第1パラグラフの第1項ではなく、第2パラグラフの第1項を指示するものである。



ベルギーにおける成年後見制度

[翻訳] ベルギー旧民法典



# ベルギー旧民法典

## 第1編 人

### 第11章 成年及び被保護者

#### 第1節 成年

##### 第488条

満18年をもって成年とする。この年齢から、市民生活上の全ての行為について能力を有する。

#### 第1節の2 成年者に属する財産の仮の管理

##### 第488条の2

- A 自らの健康状態により、全面的に又は部分的にその財産を管理することができない成年者には、それが一時的である場合であっても、その者の保護のために、仮の管理者を選任することができる。ただし、法定代理人が既に選任されているときは、この限りでない。
- B § 1 (1) 本人、全ての利害関係人又は国王検事がする申立てにより、要保護者には、その居所地（居所がないときは、その住所地）の治安判事<sup>1</sup>によって仮の管理者を選任することができる。
- (2) 治安判事は、精神障害者の保護に関する1990年6月26日の法律第5条第1パラグラフ及び第23条に定める申立てを受けたとき、又は同法第13条、第14条及び第25条に定める理由を付した報告書が提出されたときは、職権でこの措置を執ることができる。この場合において、同法第7条第1パラグラフを準用する。

<sup>1</sup> 治安判事（juge de paix）は、「近隣裁判官（juge de proximité）」とも通称される裁判官であり、成年後見に関する事件のほか、訴額が5,000ユーロを超えない事件（司法法典第590条第1項）に加えて、不動産賃貸借、共有、近隣妨害、地役権、通行権、占有訴権等に関する事件（同第591条）を管轄する。

- § 2 (1) 何人も、その居所地（居所がないときは、その住所地）の治安判事又は公証人に対して、自らの財産を管理することができない状態になったときに仮の管理者に選任すべき者に関する自らの意向を指示する届出をすることができる。この届出につき、治安判事は調書を作成し、公証人は公署証書を作成する。調書には、届出をした者が副署する。治安判事は、申立人の請求があるときは、申立人の費用において、届出を登録するために申立人の居所（必要に応じて、その住所）に行くことができる。
- (2) 書記官又は公証人は、前項に定める届出が提出されてから15日以内にベルギー王立公証人連盟が運営する中央登録簿に届出を登録する。
- (3) 国王は、中央登録簿の創設、運営及び閲覧の態様を定める。国王は、中央登録簿を無償で利用することができる官庁を決定する。国王は、届出の登録に関する料金表を定める。
- (4) 書記官は、申立てが治安判事に係属するのに先立ち、第2項に定める登録簿に届出が登録されているかどうかを確認する。この場合において、書記官は、届出がされた公証人又は治安判事に対して、原本に合致する届出の抄本を送付することを請求する。
- (5) 何人も、いつでも、第1項及び第2項に定めるのと同じ方法によって届出を撤回し、必要に応じて新たな意向を表明することができる。意向の表明は、以後、前項までに定める手続に従う。撤回を受けた治安判事又は公証人は、当初の届出を受けた治安判事又は公証人に対して、その旨を通知する。当初の届出を受けた治安判事又は公証人は、証書の原本に修正を付記する。
- (6) 治安判事は、重大な理由があるときは、理由を付して、第1項に定める意思表示に反することができる。

- § 3 (1) 父及び母の一方又は双方、配偶者、法定同居者、被保護者と婚姻同様に生活する者、信任者、又は近親家族であって、仮の管理者に選任された者は、治安判事に対して、自らがその者の委任を履行することができなくなったときに備えて、仮の管理者に選任すべき者に関する意向を示す届出をすることができる。この届出については、調書を作成し、第488条の2のC

第4パラグラフに定める記録書類に直接に添付する。

- (2) 治安判事は、前項に定める仮の管理者がその職務を行う場合において、これに代わり又はこれを承継する仮の管理者を選任するときは常に、記録書類に示された意向があるかどうかを確認しなければならない。治安判事は、重大な理由があるときは、理由を付した命令により、第1項に定める届出を排斥することができる。

**§ 4** (1) 要保護者は、仮の管理が継続する限り、この条第7パラグラフ及び第488条の2のC第2パラグラフ及び第3パラグラフ、第488条の2のD並びに第488条の2のF第1パラグラフ及び第5パラグラフに定める信任者として自らが選任した者（それがなく、かつ、必要があるときは、裁判所によって選任された者）を同席させる権利を有する。

- (2) 信任者は、仮の管理が開始する時又はこれが継続する間に、要保護者により、又は要保護者の利益のために第三者により、この目的のためにされる請求に基づいて選任する。
- (3) 信任者は、仮の管理者がその任務の遂行に際して義務を懈怠したことを確認したときは、第488条の2のDにおける利害関係人として、治安判事に対して、その命令の見直しを請求しなければならない。

**§ 5** (1) 仮の管理者を選任するための申立ては、次に掲げる事項を示すものでなければその効力を生じない。

1 年月日

2 申立人の氏名、職業、住所及び親等又は申立人と要保護者との関係の性質

3 請求の目的及び理由の概要

4 要保護者の氏名及び居所又は住所、並びに、必要に応じて、その父及び母の一方又は双方、配偶者、法定同居者、要保護者と婚姻同様に同居する者の氏名及び居所又は住所

5 申立てが係属すべき裁判官の指定

- (2) 申立てには、要保護者の15日以内の居所（それがない場合は住所）の証明

を付して、申立人又はその弁護士が署名する。

(3) 申立ては、このほか、次に掲げる事項をできる限り含むものとする。

1 要保護者の出生地及び生年月日

2 管理されるべき財産の性質及び構成

3 親等が最も近い成年である家族の氏名及び住所。ただし、二親等を超える場合はこの限りでない。

(4) 治安判事は、申立てに不備があるときは、8日以内にこれを補正することを申立人に促す。

(5) 申立ては、このほか、仮の管理者に選任すべき者並びにその権限の性質及び範囲に関する提案を含むことができる。

(6) 司法法典第1034条の2以下の規定を準用する。

§ 6 (1) 緊急の場合を除き、申立ては、要保護者の健康状態を記載し、15日以内に作成された理由を付した診断書が付されなかったときは、受理しない。

(2) 診断書は、要保護者を移動させることができるかどうか、それができるときは、その健康状態に鑑みて要保護者の移動を指示するかどうかを明らかにする。診断書は、このほか、要保護者が管理に関する報告書を理解することができるかどうかを明らかにする。

(3) 要保護者若しくは申立人の血族若しくは姻族である医師、又は要保護者がいる施設において何らかの資格を有する医師は、前項に定める診断書を作成することができない。

(4) 治安判事は、緊急の理由によって申立てに診断書が付されないときは、援用された緊急の理由があるかどうかを確認する。

(5) 治安判事は、理由があると認めるときは、申立てを受け取った時から8日以内に、申立人に対して、第1項から第3項までに定める条件に適合する理由を付した診断書を提出するよう請求する。

§ 7 (1) 治安判事は、全ての有益な情報を考慮する。治安判事は、要保護者の健康状態及びその意思を単独で表明する能力について意見を与える鑑定医

を選任することができる。

- (2) 要保護者、並びに、必要に応じて、父母の一方又は双方、配偶者、法定同居者（要保護者がこれらの者と同居する場合に限る。）、要保護者と婚姻同様に生活する者は、裁判所からの封書によって書記官により呼び出され、評議室において治安判事による聴取を受ける。必要に応じて、これらの者の弁護士又は要保護者の信任者が立ち会う。
  - (3) 裁判所からの封書には、申立ての写し、及び、必要に応じて、第488条の2のB第2パラグラフに定める届出の抄本を付する。
  - (4) 裁判所からの封書には、被保護者が弁護士及び信任者を選任する権利を有することを記載する。
  - (5) 書記官は、このほか、裁判所からの封書により、申立てに記載された家族に対して、申立てが提起されたこと並びに要保護者が聴取を受けるべき場所及び時期を通知する。
  - (6) 裁判所からの封書による呼出しを受けた者は、法廷で異議を述べたときを除き、この節に定めるところに従い、呼出しによって訴訟当事者となる。書記官は、裁判所からの封書により、このことを当事者に通知する。
  - (7) 前項までに定める家族は、自ら法廷に出頭し、聴取を請求することができる。家族はまた、聴取の期日に先立ち、書面によって治安判事に自らの意見を通知することができる。聴取は、治安判事によって職権で検討される措置の場合には、第2項の規定に従って行う。治安判事はまた、この者が居住する場所又はこの者がいる場所に行くことができる。治安判事は、訪問に関する調書を作成する。
  - (8) 治安判事は、このほか、調査を行うに適すると認める全ての者を聴取することができる。書記官は、裁判所からの封書による呼出しを送付する。
- C § 1** (1) 治安判事は、管理すべき財産の性質及び構成、要保護者の健康状態並びに要保護者の家族の状況を考慮して、理由を付した命令によって仮の管理者を選任する。
- (2) 治安判事は、必要に応じて、父及び母の一方若しくは双方、配偶者、法定

同居者、要保護者と婚姻同様に生活する者、近親家族、又は、必要があるときは要保護者の信任者を優先的に仮の管理者に選任する。ただし、第488条の2のB第2パラグラフ及び第3パラグラフの適用を妨げない。治安判事は、必要に応じて、申立てにおいてされた提案をこの選任のために考慮する。

- (3) 仮の管理者は、要保護者がいる施設の長又は職員から選任することができない。
- (4) 国王は、仮の管理者の職務の遂行を、仮の管理者が財産を管理する任務を負う者の数を制限することその他の一定の条件に服させることができる。
- (5) 治安判事が精神障害者の保護に関する1990年6月26日の法律第5条第1パラグラフに定める申立てを受けたとき、又は同法第13条及び第25条第1パラグラフに定める理由を付した報告書が治安判事に送付されたときは、選任は各別の命令によって行う。
- (6) 治安判事の命令は、言渡しから3日以内に、書記官により、裁判所からの封書をもって、仮の管理者に通知する。仮の管理者は、その選任から8日以内に、選任を受諾するかどうかを書面によって通知する。この書面は、記録書類に編綴する。
- (7) 治安判事は、前項に定める受諾がされなかったときは、他の仮の管理者を職権で選任する。
- (8) 仮の管理者による受諾がされた後に、仮の管理者を選任する命令の写しを国王検事に回付する。
- (9) 命令は、受諾を受け取った時から3日以内に、書記官により、裁判所からの封書をもって、申立人、参加当事者、要保護者、及び、必要に応じて、信任者に通知する。必要に応じて、これらの者の弁護士に対して、署名のない写しを郵便によって送付する。
- (10) 命令の発信は、申立書類の下部に記載することができる。

**§ 2 仮の管理者は、選任を受諾してから1か月以内に、被保護者の財産状況及び収入源に関する報告書を作成し、治安判事、被保護者及びその信任者に**

これを送付しなければならない。治安判事は、このほか、この報告書を被保護者に提出することを免除することができる。ただし、被保護者がこれを理解することができないときに限る。

**§ 3** (1) 仮の管理者は、毎年及び委任の終了から30日以内に、第2パラグラフに定める者に対して、次に掲げる要素を含む報告書を提示して管理につき報告する。

- 1 仮の管理者の氏名及び住所又は居所
  - 2 被保護者の氏名及び住所又は居所、並びに、必要に応じて、信任者の氏名及び住所又は居所
  - 3 経過した期間中の収支の概要並びにこの期間の始期及び終期における管理財産の状況の要旨
  - 4 仮の管理者が、その年の間に被保護者又はその信任者と連絡を取った日付
  - 5 被保護者の経済的な生活状況及び生活環境並びに仮の管理者がこれを考慮した方法
- (2) 仮の管理者は、仮の管理の期間中に被保護者が死亡したときは、その死亡から30日以内に、最終報告書を、被保護者の相続人及び遺産分割の届出をすべき公証人が知ることができる書記課に提出する。ただし、司法法典第1358条以下の適用を妨げない。
- (3) 治安判事は、必要と認めるときは、選任の時又は任務の遂行中において、仮の管理者に担保を求めることができる。
- (4) 仮の管理者は、自らがする行為について被保護者に通知する。治安判事は、特別の事情があるときは、この義務を免除することができる。この場合において、仮の管理者は、被保護者の信任者に通知する。信任者がないときは、治安判事は、管理者が通知をすべき者又は機関を指定する。
- § 4** (1) 第2パラグラフ及び第3パラグラフの適用によって作成された報告書は、治安判事の書記課において、被保護者の名において作成された記録書類中に保管する。

(2) 記録書類には、次に掲げる事項も含む。

- 1 仮の管理者の選任に関する最初の命令の写し
- 2 本人が選任した信任者の名及び連絡先
- 3 第3パラグラフの適用によって治安判事が指定した者又は機関の名及び連絡先
- 4 第488条の2のDから第488条の2のHまでの適用によってされた全ての命令の写し
- 5 仮の管理に関する治安判事からの連絡

D (1) 治安判事は、いつでも、本人若しくは全ての利害関係人の請求により、国王検事若しくは仮の管理者の請求により又は職権で、理由を付した命令によって、仮の管理者の任務を終了させ、仮の管理者に与えられた権限を変更し、又は仮の管理者を交代することができる。

(2) 前項に定める訴えは、一方的な申立てによって開始し、申立人又はその助言士が署名する。治安判事は、このほか、調査を行うに適すると認める全ての者を聴取することができる。いずれの場合においても、仮の管理者を聴取し又は呼び出さなければならない。

(3) 禁治産により、又は被保護者が未成年延長の身分に付されたことにより選任された法定代理人がその任務に着手したとき、司法法典第1246条に従って仮の管理者が選任されたとき、被監置者が終局的に退院したとき、及び被保護者が死亡したときは、仮の管理者の任務は当然に終了する。検察官は、被監置者が終局的に退院したことを治安判事に通知する。

(4) 被保護者は、いつでも、治安判事及び仮の管理者に対する郵便により、自らが選任した信任者による補佐を放棄し、又は他の信任者を選任することができる。被保護者はまた、口頭で放棄することができる。この場合において、裁判官は、書記官の補佐によって証書を作成し、その写しを仮の管理者に送付する。この通知は、記録書類に添付する。

(5) 治安判事は、要保護者の利益のために、いつでも、国王検事若しくは仮の管理者の請求により又は職権で、信任者がその職務を遂行することができない

ことを理由を付した命令によって決定することができる。

- E § 1** (1) 仮の管理者を選任し、その権限を変更する決定は、書記官の注意において、抄本によってベルギー官報に掲載する。
- (2) 終了又は取消しの決定も、前項と同様とする。
- (3) 公示は、言渡しから15日以内にしなければならない。その責めによってこれを懈怠し、又は遅滞した官吏は、遅滞又は懈怠が共謀によるものであることが証明されたときは、利害関係人に対して責任を負うことがある。
- (4) 決定は、住民登録に記載するために、同じ期間内に、書記官の注意により、被保護者の住所地の市長に通知する。市長は、名、連絡先、及び本人の能力に関する状態を記載して、本人又は利害を証明した全ての第三者に住民登録の抄本を交付する。

**§ 2** 治安判事は、仮の管理者の任務の限定を考慮して、第1パラグラフに定める決定を、治安判事に定める者に対してのみ書記官の注意によって通知することを決定することができる。

**§ 3** 国王は、第三者の利益のために、その他に執るべき公示手段を命ずることができる。

- F § 1** (1) 仮の管理者は、良家父の注意をもって被保護者の財産を管理し、又は被保護者による財産管理を補佐する任務を負う。
- (2) 仮の管理者は、その任務の遂行に際して、定期的に、被保護者又はその信託者と自ら協議する。
- (3) 仮の管理者は、その管理行為に際して、仮の管理者の責任において行為する一人又は複数の者によって補佐させることができる。
- (4) 仮の管理者は、その利益が被保護者の利益と相反するときは、治安判事による特別の許可がなければ行為することができない。
- (5) 前項に定める許可は、仮の管理者の申立てに基づき、理由を付した命令によって与える。第488条の2のB第7パラグラフ第2項及び第3項に定める手続を準用する。

**§ 2** (1) 判事は、管理すべき財産の性質及び構成並びに被保護者の健康状態

を考慮して、仮の管理者の権限の範囲を定める。

(2) 治安判事は、仮の管理者による補佐がなければ被保護者が締結することができない行為又は行為の類型を決定することができる。

§ 3 (1) 仮の管理者は、第488条の2のCに定める命令における指示がないときは、全ての法律行為において、及び全ての手続における原告又は被告として、被保護者を代理する。

(2) ただし、仮の管理者は、次に掲げる事項については、治安判事による特別の許可がなければ行為することができない。

a) 司法法典第1150条、第1180条第1号、第1187条第2項、第1206条第2項に定めるものを除く手続及び行為、並びに賃貸借契約、権原及び権利のない占有、被保護者のためにする社会立法及び私訴申立てに関する手続及び行為につき、原告として被保護者を裁判上代理すること。

b) 被保護者の動産又は不動産を譲渡すること。

c) 貸付けを受けて抵当権を設定すること、又は支払を受けたかどうかにかかわらず抵当権登記を抹消し、若しくは弁済を受けずに差押執行命令登記を抹消することを許可すること。

d) 不動産を目的とする権利に関する請求を認諾すること。

e) 相続を放棄し、又は包括名義若しくは特定名義の遺贈を放棄し若しくは承認すること。ただし、承認は、限定承認のみをすることができる。

f) 贈与を受諾し、又は特定遺贈を承認すること。

g) 農業用賃貸借契約若しくは事業用賃貸借契約を締結し、又は事業用賃貸借を更新すること、及び9年を超える期間の賃貸借を締結すること。

h) 和解をすること。

i) 不動産を購入すること。

(3) 治安判事は、単純申立てを受ける。治安判事は、被保護者、調査を行うに適すると認める全ての者、その他の者の意見を徴することができるほか、全ての有益な情報を考慮する。ただし、不動産売買については、司法法典第1186条及び第1193条の2の適用を妨げない。

(4) 被保護者による営業は、治安判事が有益と認めるときは、その定める条件に従って仮の管理者が継続する。これについて、仮の管理者の監督の下で、特別の管理者に対して指示を与えることができる。特別の管理者は、治安判事の請求により、事業裁判所が選任する。

- § 4 (1) 被保護者の住居及びこれに備え付けられた家財道具は、できる限り長期にわたって被保護者の利用に供しなければならない。
- (2) 長期にわたる入院又は入所その他の場合において、被保護者に属する権利を処分することが必要となり、又は被保護者の利益となるときは、第3パラグラフに定める治安判事の許可を得なければならない。
- (3) 前項に定める許可は、第488条の2のF第3パラグラフに定める手続に従って与える。
- (4) 記念品その他の個人的な性質の物品は、絶対的な必要がある場合を除き、譲渡することができず、仮の管理者の注意により、被保護者による利用にとどめなければならない。

§ 5 仮の管理者は、自らが受領した収入の限度において、被保護者の負担において監護及び療養の費用を支払い、本人又は信任者と協議した後に、境遇の改善に必要と判断する金額を本人に利用させる。患者、障害者又は高齢者の監護費用の負担に関する法律及び規則の適用を妨げない。仮の管理者は、このほか、被保護者のために社会立法の適用を申請しなければならない。

§ 6 被保護者の金銭及び財産は、管理者の個人財産から完全かつ明確に分離されなければならない。被保護者の銀行資産は、本人の名において登録する。

G 被保護者の動産及び不動産の売却は、司法法典第4部第4編第4節及び第5節の規定に従って行う。

H § 1 (1) 治安判事は、仮の管理者が第488条の2のC第3パラグラフに定める報告を提出した後、理由を付した決定により、仮の管理者に報酬を与えることができる。この報酬の額は、被保護者の収入の3パーセントを超えることができず、治安判事がしかるべき確認した支払済の費用を加算する。

ただし、治安判事は、理由を付した事情説明に基づき、特に履行された義務に応じて報酬を与えることができる。

- (2) 仮の管理者は、仮の管理者の裁判上の委任の履行に関して、前項に定める報酬のほか、性質及び出捐者にかかわらず、一切の報酬及び利益を受領することができない。

**§ 2** (1) 被保護者は、自らの申立てによって治安判事の許可を受けた後でなければ、生前贈与又は終意処分による有効な処分をすることができない。治安判事は、被保護者の意思の適性を判断する。

- (2) 治安判事は、被保護者又は被保護者に対して扶養を請求することができる者が贈与によって困窮するおそれがあるときは、処分の許可を拒絶することができる。

- (3) 司法法典第1026条から第1034条までの規定を準用する。同法典第1026条第5号に従い、申立人の署名をもって足りる。

- (4) 治安判事は、要保護者の健康状態について意見を述べるべき鑑定医を選任することができる。

- (5) 治安判事は、全ての有益な情報をを集め、これを明らかにすることができますと思料する全ての者を裁判所からの封書によって呼び出し、評議室で聴取することができる。治安判事は、贈与の場合には、いかなるときにおいても仮の管理者を出頭させる。

- (6) 第488条の2のB第6パラグラフの手続を準用する。

**§ 3** (1) 被保護者は、公証人が作成する計画に基づく治安判事の許可を得た後、仮の管理者の補佐によって夫婦財産契約を締結し、又はその夫婦財産制を変更することができる。ただし、第2パラグラフの適用を妨げない。

- (2) 治安判事は、特別の場合には、仮の管理者が単独で行為することを許可することができる。

- (3) 第488条の2のF第3パラグラフ第2項の規定を準用する。

Ⅰ (1) 第488条の2のFの規定に反して被保護者がした行為は、その効力を生じない。この無効は、被保護者又は仮の管理者によらなければ請求するこ

とができない。

(2) 前項は、仮の管理者の選任の申立てが提出された後にされた行為について準用する。

J (1) 前条の規定に基づく無効の訴権は、5年が経過したときは時効によって消滅する。

(2) 前項に定める期間は、被保護者に対しては、被保護者が係争行為を認識した時又は管理者の職務の終了後にされた通知の時から起算する。

(3) 第1項に定める期間は、被保護者の相続人に対しては、相続人が係争行為を認識した時又は被相続人が死亡した後にされた通知の時から起算する。

(4) 被保護者に対して進行を開始した時効は、相続人に対しても進行を継続する。

(5) 被保護者又はその相続人は、第1項に定める期間が経過したときであっても、契約の相手方が悪意であるときは、損害を被ったことを理由として損害賠償を請求することができる。

K 仮の管理者が選任された者に対してすべき送達及び通知は、仮の管理者の住所又は居所において、仮の管理者に対してする。

## 第2節 被保護者

### 第1款 適用範囲

#### 第488/1条

(1) 自らの健康状態により、補佐その他の保護措置がなければ全面的に又は部分的にその財産的利益又は非財産的利益に係る管理行為を自ら引き受けることができない成年者は、それが一時的である場合であっても、その利益が必要とするときは、その限度において保護に付することができる。

(2) 保護に付する旨の請求は、成年に達した時に前項に定める状態にあるであろうことが証明されたときは、満17歳以上の未成年者のためにも提起することができる。この保護は、被保護者が成年に達した時からその効力を生ずる。

## 第488/2条

財産に関する保護措置は、その利益が必要とするときは、その限度において、浪費状態にある成年者のためにも命ずることができる。

### 第2款 裁判外の保護

#### 第489条

財産及び人格に関する行為、並びに第494条第g)号に定める管理行為については、この款の規定のみを適用する。

#### 第490条

- (1) 自らの意思を表明する能力のある成年者又は解放された未成年者であって、第492/1条に定める保護措置が行われていないものが与えた特別委任又は包括委任であって、裁判外の保護を組織することを特に目的とするもの及びこの条第5項によるこの委任の終了は、ベルギー王立公証人連盟が運営する中央登録簿に登録する。
- (2) 登録の請求は、委任者の居所地(居所がないときは、その住所地)の治安判事が契約に合致することが確認された写しを書記課に提出し、又は委任にかかる証書を作成した公証人が仲介してする。
- (3) この契約には、受任者がその任務の遂行に際して遵守しなければならない一定数の原則を記載することができる。
- (4) 書記官又は公証人は、委任契約の登録の請求から15日以内に、ベルギー王立公証人連盟が運営する中央登録簿にこれを登録する。国王は、中央登録簿の創設、管理及び閲覧の態様を定める。国王は、中央登録簿を無償で利用する権限を有する者及び契約の登録に関する料金表を定める。
- (5) 受任者、自らの意思を表明する能力のある成年の委任者又は解放された未成年者であって第492/1条に定める保護措置が行われていないものは、この条第2項に定める書記課又は公証人に対して、契約を終了させる旨の決定を通知する。受任者は、この通知がされたことを治安判事に通知する。委任者は、同様の方法により、受任者がその任務の遂行に際して遵守しなければならないものとして契約に記載された原則を修正することができる。契約を終

了する旨の決定の通知を受けた書記官又は公証人は、契約の登録に当たった書記官又は公証人にこれを知らせる。契約の登録に当たった書記官又は公証人は、公証証書又はその写しに修正を記載する。以後、第4項に定める手続に従う。

## 第490/1条

- § 1 (1) 第490条に定める特別委任又は包括委任は、委任者が第488/1条及び第488/2条に定める状況に陥ったとしても、当然には終了しない。
- (2) この場合において、次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、受任者の資格において関与することができない。

1 第3款に定める裁判上の保護措置に付された者

2 第496/6条の定めるところにより、管理者となることができない者

- § 2 (1) 治安判事は、委任者、受任者、全ての利害関係人若しくは国王検事の請求により又は職権で、委任の履行について裁定することができる。
- (2) 治安判事は、委任者が第488/1条又は第488/2条に定める状態に陥り、委任が委任者の利益に適合し、かつ、委任者がその任務を引き受けたことを確認したときは、第490/2条に従って委任の全部又は一部を履行することを命ずる。この決定は、裁判所からの封書によって申立人、委任者及び受任者に通知する。
- (3) 治安判事は、前項に定める場合に当たらないときは、特に理由を付した命令に基づき、492/1条の適用によって委任の全部若しくは一部を停止し、又はこれに追加する裁判上の保護措置を命ずることができる。

- § 3 (1) 受任者は、必要に応じて第490条に定める委任契約の定めるところに従い、委任者が第488/1条又は第488/2条に定める状況に陥った時を評価する。この評価は、善意の第三者に対抗することができる。

(2) (削除)

## 第490/2条

- § 1 (1) 第490条に定める委任は、法律に反対の規定がない限り、第1984条から第2010条までに従う。

- (2) 受任者は、その任務の遂行に際して、第490条第3項に従って委任者が指示した原則をできる限り遵守する。
- (3) 受任者は、委任者の理解の程度を考慮してできる限り、その任務の遂行に委任者を参加させる。委任者は、定期的に、少なくとも毎年1回、委任者（必要に応じて、委任者が指示する者）と協議する。
- (4) 受任者の利益と委任者の利益が相反するときは、治安判事は、委任者若しくは全ての利害関係人の請求により又は職権で、特別受任者を選任する。
- (5) 委任者の預金及び財産は、受任者の個人財産から完全かつ明確に分離する。委任者の銀行資産は、委任者自身の名において登録する。
- (6) 委任者が複数の受任者を選任したときは、受任者間における対立は、司法法典第1247条に従い、当事者の観点を近づけるよう努めた後に、委任者の利益のために解決する。

- § 2 (1) 治安判事は、受任者による任務の遂行の態様が委任者の利益を害する性質を有するときは、第490条に定める特別委任又は包括委任の全部又は一部をいつでも終了させることができる。治安判事は、この委任の全部又は一部を委任者の利益により合致する保護措置によって代えることができる。治安判事は、裁判上の保護措置に適用されるものと同じ方式に従って委任を履行させ、又は受任者の権限行使させることができる。
- (2) 治安判事は、全ての利害関係人若しくは国王検事の請求により又は職権で、委任の履行の態様又は受任者の権限について裁定することができる。委任の履行の態様又は受任者の権限を遵守しなかったときは、裁判上の保護措置について定めるのと同様のサンクションが適用される。

- § 3 裁判外の保護措置は、次に定める場合に終了する。
- 1 第488/1条及び第488/2条に定める要件が満たされなくなったとき。
  - 2 受任者が、第490条第5項に従って委任を放棄したことを登録したとき。
  - 3 委任者が、第490条第5項に従って委任を撤回したことを登録したとき。
  - 4 委任者又は受任者が死亡し、又は第492/1条に従って裁判上の保護に付されたとき。

5 治安判事が、この条第2パラグラフ又は第490/1条第2パラグラフ第3項に基づく決定をしたとき。

### 第3款 裁判上の保護

#### 第1目 定義

##### 第491条

この款の適用については、次の各号に掲げる語は、それぞれについて定める意味に用いる。

- a) 被保護者とは、第492/1条に従って行われる裁判上の決定によって一つ又は複数の行為をすることについて無能力であることを宣告された成年者をいう。
- b) (削除)
- c) (削除)
- d) (削除)
- e) 能力とは、自ら単独で権利及び義務を行使する資格をいう。
- f) 補佐とは、第2/1節第4款第2目に定める無能力者の監護方法であって、被保護者は、特定の行為につき、自ら行為することはできるが、単独で行為することができないものとされる。
- g) 代理とは、第2/1節第4款第3目に定める無能力者の監護方法であって、被保護者は、特定の行為につき、自ら単独で行為することができないものとされる。

#### 第2目 無能力

##### 第492条

(1) 治安判事は、その必要性及び既存の法律上又は裁判外の保護では不十分であることを確認したときは、その限度において、第488/1条及び第488/2条に定める者に対して、裁判上の保護措置を命ずることができる。

(2) (削除)

(3) 裁判外の保護は、裁判上の保護措置と矛盾しない限りにおいて存続する。

治安判事は、必要に応じて、委任を継続する条件を定める。

## 第492/1条

- § 1 (1) 人格について裁判上の保護措置を命ずる治安判事は、本人の状況及びその健康状態を考慮して、被保護者が締結する能力を有しない人格に関する行為を定める。治安判事は、当該行為を命令において明示的に掲げる。
- (2) 被保護者は、前項に定める命令における指示がないときは、人格に関する全ての行為について能力を有する。
- (3) 治安判事は、いかなる場合においても、被保護者が次に掲げる事項について能力を有するかどうかをその命令において明示する。
- 1 居所を選択すること。
  - 2 第146条及び第165/1条に定めるところに従って婚姻の意思表示すること。
  - 3 第180条、第184条及び第192条に定める婚姻の無効の請求において原告又は被告となること。
  - 4 第229条に定める修復不能な不和による離婚の請求において原告又は被告となること。
  - 5 第230条に定める協議による離婚の請求を提起すること。
  - 6 第331条の2に定める別居の請求において原告又は被告となること。
  - 7 第328条に従って子を認知すること。
  - 8 第1編第7章に定める親子関係に関する訴権を原告又は被告として行使すること。
  - 9 未成年者に対して、第1編第9章に定める親権及び親の権限を行使すること。
  - 10 第1476条第1パラグラフに定める法定同居の届出をし、及び同条第2パラグラフに従ってこれを終了させること。
  - 11 必要に応じて、1984年6月28日のベルギー国籍法典第3節に定めるベルギー国籍を取得するための届出をすること。
  - 12 個人情報の取扱いについて私生活の保護に関する1992年12月8日の法律に定める権利行使すること。

- 13 反論権に関する1961年6月23日の法律に定める権利を行使すること。
  - 14 第370/3条に定める氏又は名を変更する請求を提出すること。
  - 15 憲法第8条第2項に定める政治的権利を行使すること。
  - 16 ヒトを対象とする実験に関する2004年5月7日の法律第6条に従ってヒトを対象とする実験に同意すること。
  - 17 臓器の摘出及び移植に関する1986年6月13日の法律第5条若しくは第10条に定める臓器の摘出に同意し、又は同法第10条に従ってこれを拒否すること。
  - 18 18か月未満の小児の医学的に説明困難な突然死の後における検死の実施に関する2003年3月26日の法律第3条に従って18か月未満の子に対する検死の実施を拒絶する権利を行使すること。
  - 19 医療又は科学実験のためのヒト由来試料の取得及び利用に関する2008年12月19日の法律第10条、第12条及び第20条第1パラグラフに定めるヒト生体試料の摘出に同意し、又は同法第12条及び第20条第2パラグラフに従ってこれを拒絶すること。
  - 20 武器を用いる個人の経済活動に関する2006年6月8日の法律第4節に定める武器の製造者、仲介者、収集者その他の者の活動をすること。
  - 21 自然人の国民登録に関する1983年8月8日の法律を修正する住民登録、個人カード、外国人カード、電子個人カード及び滞在書類に関する1991年7月19日の法律第6条第7パラグラフに従って電子個人カードを用いて署名又は認証をすること。
  - 22 出生証書に記載された性別が内的に体験する性自認に合致しない旨の確信を有することについて第135/1条に定める届出をすること。
- (4) 判事は、いずれの場合においても、本人が患者の権利に関する2002年8月22日の法律に従って患者の権利を自ら行使することができないときは、同法第14条第2パラグラフに基づいて患者の権利行使する管理者の権限を宣言する。
- (5) 第3項第9号に定める親権行使する能力を有しない者は、第2パラグラフ

フ第3項第17号に定める管理を行う能力を有しない。

- § 2 (1) 財産について裁判上の保護措置を命ずる治安判事は、本人の状況、管理すべき財産の性質及び構成並びにその健康状態を考慮して、被保護者が締結する能力を有しない財産に関する行為又はその類型を定める。
- (2) 被保護者は、前項に定める命令における指示がないときは、財産に関する全ての行為について能力を有する。
- (3) 治安判事は、いかなる場合においても、被保護者が次に掲げる事項について能力を有するかどうかをその命令において明示する。
- 1 財産を譲渡すること。
  - 2 借財を契約すること。
  - 3 自らの財産を質入れし、若しくはこれに抵当権を設定すること、又は弁済証書の有無にかかわらず抵当権設定登記を抹消し、又は弁済を受けずに差押執行命令登記を抹消することを許可すること。
  - 4 農業用賃貸借、事業用賃貸借又は居住用賃貸借を締結すること。
  - 5 相続又は包括遺贈若しくは包括名義遺贈を放棄し、若しくは承認すること。
  - 6 贈与を受諾し、又は特定遺贈を承認すること。
  - 7 裁判において原告又は被告となること。
  - 8 共有物分割の協議をすること。
  - 9 不動産を購入すること。
  - 10 和解をし、又は仲裁合意を締結すること。
  - 11 営業を継続すること。
  - 12 不動産を目的とする権利に関する請求を認諾すること。
  - 13 生前贈与による処分をすること。
  - 14 夫婦財産制を選択し、又は変更すること。
  - 14/1 第1478条第4項に定める合意を締結し、又は変更すること。
  - 15 遺言を作成し、又は撤回すること。
  - 16 日常的な管理行為をすること。

- 17 第1編第9章に定める未成年者の財産の法定管理を行うこと。
  - 18 法律が認める相続契約を締結すること。
  - 19 租税又は会社に関する権利及び義務を行使すること。
  - 20 定期の債務を約すること。
- (4) 治安判事は、必要に応じて、第3項第16号に定める日常的な管理行為、並びに被保護者が日常的な管理行為をするために銀行預金カードを使用することの可否及び条件をその命令において定める。
- § 3** 治安判事は、人格に関する保護措置と財産に関する保護措置を同時に命ずるときは、被保護者が締結する能力を有しない人格に関する行為及び財産に関する行為をその命令の各別の二つの部分において定める。

#### **第492/2条**

- (1) 治安判事は、補佐では不十分であるときでなければ、法律行為又は訴訟行為の締結について代理を命ずることができない。
- (2) 被保護者は、命令における別段の指示がない限り、無能力を宣告された行為の締結において補佐されるにとどまる。
- (3) 治安判事は、第488/2条に定める者に対しては、被保護者の財産に関する行為の全部又は一部の締結における補佐のみを命ずることができる。

#### **第492/3条**

裁判上の保護措置は、第499/7条第1パラグラフ及び第2パラグラフ、民法典第4.40条第3パラグラフ、第4.139条、第2.3.5条及び第1478条第4項に定める行為並びに法律が認める相続契約については、命令がベルギー官報に公示された時からその効力を生ずる。裁判上の保護措置は、その他の行為については、管理者を選任する申立てが提出された時からその効力を生ずる。

#### **第492/4条**

- (1) 治安判事は、いつでも、被保護者、その信任者、その管理者若しくは全ての利害関係人又は国王検事の請求により又は職権で、理由を付した命令によって、保護措置を終了させ、又はその内容を修正することができる。裁判上の保護措置は、必要に応じて、命令の日に終了する。

- (2) 治安判事は、必要と認めるとき、又は重大な事情変更が生じたときは、裁判上の保護措置を職権によって見直し、必要に応じて、前項に定める手続を行う。保護者は、全ての重大な事情変更を治安判事に通知する。
- (3) 裁判上の保護措置は、被保護者が死亡したとき、又はその期間が満了したときは、終了する。検察官は、精神科病院に入院中の者が終局的に退院したことにつき、治安判事に通知する。

#### 第492/5条

(削除)

#### 第3目 サンクション

#### 第493条

§ 1 (1) 被保護者が第492/1条第1パラグラフによって人格について無能力であるにもかかわらずした行為は、当然にその効力を生じない。

(2) 治安判事が前項に定める行為をすることを条件付きで許可した場合において、被保護者がこれを遵守せずにその行為をしたときは、その行為の無効を援用することができる。

§ 2 (1) 第499/7条第2パラグラフ、民法典第4.40条第3パラグラフ、第4.139条、第2.3.5条及び第1478条第4項に定める行為並びに法律が認める相続契約であって、被保護者が第492/1条第2パラグラフによってその財産について無能力であるにもかかわらずしたものは、当然にその効力を生じない。

(2) 被保護者が第492/1条第2パラグラフによってその財産について無能力であるにもかかわらずした行為は、前項に定める場合を除き、レジオン<sup>2</sup>があるときはその効力を生じない。無効は、善意の第三者の権利を考慮して、判事が評価する。ただし、判事は、過大であるときは、売買その他の行為によ

<sup>2</sup> レジオン (lésion) は、「過剰損害」「損害」等と訳されることのある概念であり、「当事者の給付相互の不均衡」をいう (民法典第5.38条)。契約総則においては、レジオンは、法律に別段の定めがある場合に限って契約の無効原因となることが明定されている (同)。493条第2パラグラフは、同条がいう別段の定めに相当するものとして、レジオンを理由に契約が無効となる場合を定めたものである。

て締結した債務を減殺することもできる。判事は、これについて、被保護者の財産状態、被保護者と契約を締結した者の善意、及び支出が有益であるかどうかを考慮する。

(3) 治安判事が、民法典第4.40条第3パラグラフ、第4.139条、第2.3.5条及び第1478条第4項に定める行為並びに法律が認める相続契約を条件付きで許可した場合において、被保護者が条件を遵守せずにその行為をしたときは、その行為は当然にその効力を生じない。被保護者がした行為が遺言である場合において、民法典第4.139条第3項に定める要件、又は、必要に応じて、第4.139条第4項に定める要件を満たさなかったときも、同様とする。

**§ 3** (1) 無効は、被保護者又はその管理者のみが援用することができる。行為の無効は、保護措置の期間中、管理者によって、民法典第4.139条、第2.3.5条及び第1478条第4項に定める行為並びに法律が認める相続契約について被保護者によって、それぞれ治癒することができる。治安判事は、第499/7条、民法典第4.40条第3パラグラフ、第4.139条、第2.3.5条及び第1478条第4項に定める行為並びに法律が認める相続契約につき、管理者に対して、又は、必要に応じて被保護者に対して、それぞれ特別の許可を与えることができる。

(2) 被保護者がその資格において自らの約定について原状回復を請求することができるときは、保護の期間中にこの約定の結果として支払われたものの返還を求めることができない。ただし、支払われたものが有益であったことが証明されたときは、この限りでない。

**§ 4** (1) この条は、補佐制度を利用する被保護者が第498/1条に反してした行為について準用する。

#### 第493/1条

(1) 無効の訴権は、5年が経過したときは時効によって消滅する。

(2) 前項に定める期間は、被保護者に対しては、被保護者が係争行為を認識した時又は管理者の職務の終了後にされた通知の時から起算する。

(3) 第1項に定める期間は、被保護者の相続人に対しては、相続人が係争行為を

認識した時又は被相続人が死亡した後にされた通知の時から起算する。

- (4) 被保護者に対して進行を開始した時効は、相続人に対しても進行を継続する。
- (5) 被保護者又はその相続人は、第1項に定める期間が経過したときであっても、契約の相手方が悪意であるときは、損害を被ったことを理由としてその賠償を請求することができる。

## 第493/2条

裁判上の保護措置が効力を生ずる前にされた行為は、その行為がされた時に第488/1条に基づく保護措置の原因となった事実が明らかに存在したときは、取り消すことができる。

## 第493/3条

被保護者が有償でした行為は、被保護者が死亡した後においては、保護措置がその死亡の前に申し立てられ、又は宣告されたときでなければ、その健康状態を理由として攻撃することができない。ただし、攻撃される行為それ自体から意思を表明する能力を欠くことが証明されるときは、この限りでない。

# 第2/1節 管理

## 第1款 定義

### 第494条

この款の適用については、次の各号に掲げる語は、それぞれについて定める意味に用いる。

- a) 被保護者とは、第492/1条に従ってする決定によって一つ又は複数の行為をすることについて無能力であることを宣告された成年者をいう。
- b) 人格の管理者とは、第492/1条に従って無能力を宣告された人格に関する行為をするに当たって被保護者を補佐又は代理する者をいう。
- c) 財産の管理者とは、第492/1条に従って無能力を宣告された財産に関する行為をするに当たって被保護者を補佐又は代理する者をいう。
- d) 信任者とは、人格の管理者、財産の管理者と被保護者との間に仲介者と

しての資格において関与する者であって、法律に定める場合において、被保護者が自らその意見を表明することができないときは被保護者の意見を表明し、被保護者が単独でその意見を表明することができないときは被保護者がその意見を表明することを支援するとともに、管理の良好な遂行を監督するものをいう。

- e) 補佐とは、被保護者が自らした行為の有効性を完全なものとするために管理者が関与することをいう。
- f) 代理とは、被保護者の名及び計算において管理者が関与することをいう。
- g) 管理行為とは、管理者の関与であって、代理によることなく財産に関する行為をすることをいう。

## 第2款 管理の開始

### 第495条

被保護者の管理は、治安判事が次に掲げる命令をしたときに開始する。

- 第492/1条に従って裁判上の保護措置を命じ、かつ、法律行為をするために被保護者を補佐する者を選任すべきことを命じたとき。
- 第492/1条に従って裁判上の保護措置を命じ、かつ、法律行為をするために被保護者を代理する者を選任すべきことを命じたとき。

## 第3款 管理の組織

### 第496条

- (1) 第492/1条に定める裁判上の保護措置がされていない者は、その居所地(居所がないときは、その住所地)の治安判事又は公証人に対して、治安判事が裁判上の保護措置を命ずるときに管理者又は信任者に選任すべき者に関する自らの意向を知らせる届出を提出することができる。
- (2) 前項に定める届出は、代理に関する任務を負う管理者がその任務の遂行に際して遵守しなければならない複数の原則を含むことができる。
- (3) この届出は、公署証書によって作成する。治安判事は、届出を登録するため、申立人の請求に基づき、申立人の費用において、書記官を立ち会わせた

上、そのカントン<sup>3</sup>の外であっても、申立人の居所又は住所に行くことができる。

- (4) 書記官又は公証人は、前項までに定める届出の提出から15日以内に、ベルギー王立公証人連盟が運営する中央登録簿に届出を登録する。
- (5) 国王は、中央登録簿の創設、運営及び閲覧の態様を定める。国王は、中央登録簿を無償で利用することができる官庁を定める。国王は、この届出の登録に関する料金表を定める。
- (6) (削除)
- (7) 第1項に定める者は、いつでも、第1項及び第2項に定めるのと同じ方法によって届出を撤回し、必要に応じて新たな意向を表明することができる。意向の表明は、以後、前項までに定める手続に従う。撤回を受けた治安判事又は公証人は、当初の届出を受けた治安判事又は公証人に対して、その旨を通知する。当初の届出を受けた治安判事又は公証人は、修正された書面に撤回を付記する。

## 第496/1条

- § 1 (1) 血族、配偶者、法定同居者、被保護者と婚姻同様に生活する者又は近親家族であって、管理者に選任されたものは、管理に関する記録書類を管理する治安判事に対して、管理者がその委任を自ら遂行することができなくなったときに管理者に選任すべき者に関する意向を知らせる届出を提出することができる。
- (2) 前項に定める届出は、証書によってし、原本に合致することが確認されたその写しを司法法典第1253条に定める管理に関する記録書類に添付する。
- (3) 治安判事は、第1項に定める管理者の交代又は承継として管理者を選任するときは、管理に関する記録書類が届出を含むかどうかをあらかじめ確認する。

---

<sup>3</sup> カントン (canton) とは、複数の市町村からなる行政区画をいう。ここで念頭に置かれるのは司法制度上のカントン (canton judiciaire) であり、カントンごとに治安判事の土地管轄が画される (司法法典第59条第1項)。

- § 2 (1) 被保護者が信任者に指定した者は、管理に関する記録書類を管理する治安判事に対して、信任者がこの職務を自ら遂行することができなくなつたときに信任者に選任すべき者に関する意向を知らせる届出をすることができる。この届出は、証書によってし、原本に合致することが確認されたその写しを司法法典第1253条に定める管理に関する記録書類に添付する。
- (2) 管理に関する記録書類を管理する治安判事は、第1項に定める信任者の交代又は承継として信任者を選任するときは、管理に関する記録書類が届出を含むかどうかをあらかじめ確認する。

#### 第496/2条

- (1) 治安判事は、第496条及び第496/1条に従って指名された者が管理を承諾したときは、指名を承認する。ただし、命令の理由において明らかにする被保護者の利益に関する重大な理由がこれに従うことを禁ずるときは、この限りでない。
- (2) 治安判事は、指名された者の前科調書の抄本に基づいて承認を拒絶するともできる。

#### 第496/3条

- (1) 治安判事は、第496条及び第496/1条に定める可能性を用いることができず、又はその選択に従うことができないときは、要保護者を補佐又は代理するのに適する管理者を選択する。
- (2) 治安判事は、要保護者の意見、その個人状況、生活状況及び家族状況を考慮して、一方若しくは双方の親、配偶者、法定同居者、要保護者と婚姻同様に生活する者、近親家族、要保護者の日常の世話を引き受け、若しくはこの世話をにおいて要保護者及び近親者に付き添う者、又は要保護者を専ら監護する民間財團若しくは要保護者のために管理を引き受ける定款設置機関を有する公益財團を優先的に人格の管理者に選任する。
- (3) 治安判事は、人格の管理者を優先的に財産の管理者に選任する。ただし、それが要保護者の利益に反するとき、又はその者が信任者に選任されていないときは、この限りでない。治安判事は、人格の管理者がないとき、又は他の

者を財産の管理者に選任すべきであると認めるときは、要保護者の意見、その個人状況、管理すべき財産の性質及び構成並びに家族状況を考慮して、一方若しくは双方の親、配偶者、法定同居者、要保護者と婚姻同様に生活する者、近親家族、要保護者の日常の世話を引き受ける者、又はこの世話をにおいて要保護者及び近親者に付き添う者、要保護者を専ら監護する民間財団若しくは要保護者のために管理を引き受ける定款設置機関を有する公益財団、又は第490条に定める受任者を優先的に財産の管理者に選択する。

- (4) 治安判事は、民間財団又は公益財団を管理者に選任しようとするときは、財団の定款及びその実施として定められた規則がこの節の目的及び規定に適合するかどうかをあらかじめ確認する。

#### 第496/4条

§ 1 治安判事は、要保護者の双方の親を選任する場合を除き、一人を超えて人格の管理者を選任することができない。

§ 2 (1) 治安判事は、要保護者の利益のために、複数の財産の管理者を選任することができる。治安判事は、必要に応じて、それぞれの管理者の権限及びその権限を行使する態様を定めることができる。

- (2) 管理者は、法律が定める例外を除き、単独で行為をするときは、善意の第三者に対しては他の一人又は複数の管理者の同意を得て行為するものとみなす。

#### 第496/5条

何人も、管理者の職務を承諾する義務を負わない。

#### 第496/6条

次に掲げる者は、管理者になることができない。

- 1 裁判上又は裁判外の保護措置が開始された者
- 2 要保護者を専ら監護する民間財団又は要保護者のために管理を引き受け定款設置機関を有する公益財団を除く法人
- 3 被保護者が入所する施設の代表者又は職員
- 4 財産の管理については、自らの財産を自由に処分することができない者

5 青少年の保護、犯罪と認定される行為をした未成年の保護及びこの行為によって生じた被害の賠償に関する1965年4月8日の法律第32条に従って親権を喪失した者

#### 第496/7条

- (1) 治安判事は、いつでも、被保護者、その信任者、その管理者若しくは全ての利害関係人又は国王検事の請求により又は職権で、理由を付した命令によって、管理者を交代し、又は管理者に与えられた権限を修正することができる。ただし、第492/4条の適用を妨げない。治安判事は、このほか、複数の財産の管理者が選任されたときは、管理者の一人の任務を終了させ、又はその権限を行使する方法を変更することができる。
- (2) 治安判事は、必要と認めるときは、選任の時又は任務の遂行中において、財産の管理者に担保を求めることができる。

### 第4款 管理の遂行

#### 第1目 総則

##### 第497条

- (1) 管理は、一身に専属する負担であり、管理者の相続人に承継されない。
- (2) 管理は、被保護者の利益を擁護することを旨とする。管理は、できる限り、被保護者の自律を高める。

##### 第497/1条

国王は、管理者の職務の遂行を、管理者となることができる者の数を制限することその他の一定の条件に服させることができる。

##### 第497/2条

次に掲げる行為は、被保護者が無能力であると宣告されたときであっても、管理者による補佐又は代理の対象とすることができない。

- 1 第146条及び第165/1条に定める婚姻の同意をすること。
- 2 第180条、第184条及び第192条に定める婚姻の取消しの訴えを提起すること。
- 3 第214条第2項に定める夫婦の居所を定めること。

- 4 第220条第1パラグラフに定める家族の住居の処分に同意すること。
- 5 第229条に定める修復不能な不和による離婚の訴えを提起すること。
- 6 第331条の2に定める別居の請求を提起すること。
- 7 第230条に定める協議による離婚の請求を提起すること。
- 8 第328条に定める子の認知をすること。
- 9 第329条の2第2パラグラフに定める認知の同意をすること。
- 10 第332条の5第2パラグラフに定める母性又は父性の探索の訴えに対する異議を述べること。
- 11 (削除)
- 12 第348条の1に定める養子縁組の同意をすること。
- 13 被保護者の未成年の子について親権を行使し（ただし、第1編第9章に定める財産の法定管理をすることを除く。）、又は未成年の子の人格的身分に関して親の権限を行使すること。
- 14 第1476条第1パラグラフに定める法定同居の届出をすること及び第1476条第2パラグラフに従ってこれを終了させること。
- 15 不妊手術に同意すること。
- 16 生殖補助医療、余剰胚及び配偶子に関する2007年7月6日の法律に定める生殖補助医療行為に同意すること。
- 17 第135/1条に定める出生証書に記載された性別が内的に体験する性自認に合致しない旨の確信を有することの届出をすること。
- 18 安楽死に関する2002年5月28日の法律第3条及び第4条に定める安楽死の請求をすること。
- 19 刑法典第350条及び第351条を廃止し、同法典第352条及び第383条その他の法律の規定を修正する任意妊娠中絶に関する2018年10月15日の法律第2条に定める妊娠中絶の実施の請求をすること。
- 20 被保護者の身体の完全性及び親密な生活に関する行為に同意すること。  
ただし、特別法に定める別段の規定の適用を妨げない。
- 21 試験管内胚の研究に関する2003年5月11日の法律第8条に定める研究の

ための試験管内配偶子又は胚の利用の同意をすること。

- 22 18か月未満の小児の医学的に説明困難な突然死の後における検死の実施に関する2003年3月26日の法律第3条に従って18か月未満の子に対する検死の実施を拒絶する権利行使すること。
- 23 ヒトに由来する血液及び血液由来物に関する1994年7月5日の法律第5条に定める血液及び血液由来物の採取の同意をすること。
- 24 生前贈与すること。ただし、被保護者の財産に見合った通常の贈答及び第499/7条第4パラグラフの定めを除く。
- 25 遺言による処分をし、又は撤回すること。
- 26 憲法第8条第2項に定める政治的権利行使すること。
- 27 法律が認める相続契約がいまだ開始していない相続における権利の放棄を被保護者について含む場合において、処分者又は推定相続人の資格において法律が認める相続契約を締結すること。
- 28 臓器の摘出及び移植に関する1986年6月13日の法律第5条及び第10条に定める臓器の摘出に同意すること。

### 第497/3条

- § 1 (1) 人格の管理者と財産の管理者との間、又は財産の管理者の間における争いは、司法法典第1247条に従い、当事者の観点を近づけるよう努めた後に、被保護者の利益のために解決する。
- (2) 前項に定める手続は、人格の管理者又は財産の管理者と被保護者との間における争いについて準用する。
- § 2 (1) 被保護者の人格及び財産の双方に関する法律行為を締結し、及び決定をするときは、人格の管理者及び財産の管理者が同意しなければならない。
- (2) それぞれの管理者は、裁判上の保護措置に関する行為を単独でするべきは、法律に定める例外を除き、善意の第三者に対しては他の管理者の同意を得て行為するものとみなす。

## 第497/4条

- (1) 治安判事又は争いが係属する裁判官は、被保護者とその管理者との間に利害対立があるときは、信任者、全ての利害関係人若しくは国王検事の申立てにより又は職権で、特別管理者を選任する。
- (2) (削除)

## 第497/5条

- § 1 (1) 治安判事は、第498/3条、第498/4条、第499/14条又は第499/17条に定める報告を第497/8条に従って審査及び承認した後に、管理者に対して、特に理由を付した申立てに基づき、特に理由を付した決定によって、管理者がした給付及び被保護者の財産の日常的な管理行為の枠内において支出した費用に対する概算報酬を許与することができる。
- (2) 管理者の基礎概算報酬の額は、1件の管理につき、1年あたり1,000ユーロとする。
- (3) ただし、前項の規定にかかわらず、基礎概算報酬の額は、被保護者の平均月収額を超えることができない。
- (4) 第2項又は第3項に定める額は、初年度の管理については125ユーロ増額することができる。
- (5) このほか、1件の管理につき、1年あたり2万ユーロを上限として、被保護者の年収の5パーセントの追加概算報酬を与えることができる。
- (6) 国王は、このパラグラフの枠内において考慮することができる被保護者の収入を定める。
- (7) 治安判事は、人格又は財産のいずれであるかを問わず複数の管理者が選任されたときは、実際にされた給付に応じて、それぞれに割り当てられる報酬の割合を決定する。
- (8) 治安判事は、特別の事情によって正当と認めるとき、又は管理者がその任務を怠ったと認めるときは、特に理由を付した決定により、報酬を与えることを拒絶し、又はこのパラグラフに定めるより低額の報酬を与えることができる。

(9) 治安判事は、第1項の規定にかかわらず、被保護者の親に対しては、被保護者の財産の日常的な管理行為の枠内においてされた給付について報酬を与えることができない。ただし、治安判事は、この給付のためにした支出を償還するために、1年あたり300ユーロを与えることができる。

**§ 2** (1) 治安判事は、管理者に対して、理由を付した事情報告に基づき、例外的な義務の履行について報酬を与えることができる。

(2) 例外的な義務の履行とは、被保護者の財産の日常的な管理行為の枠内に属しない有形的及び無形的な給付をいう。

(3) 例外的な義務の報酬(第2/1パラグラフに定める費用を除き、例外的な義務の枠内において支出した費用を含む。)は、1時間あたり125ユーロを上限とする。治安判事は、その額を定めるに当たり、管理者がした給付の性質、複雑性及び重要性並びにカントンにおいて適用される料金表を考慮する。

(4) 例外的な義務に関する旅費は、連邦公務員の手当及び補償を定める2017年7月13日の王令第74条に定めるキロメートル単位の補償に従って計算する。司法法典第628条第3号に基づいて管轄を有する治安判事のカントンと例外的な義務が履行される地との間の移動については、例外的な場合を除き、報酬を支払う。

(5) 国王は、例外的と認められる義務を定めることができる。

**§ 2/1** 第1パラグラフ及び第2パラグラフにかかわらず、第1パラグラフに定める給付又は第2パラグラフに定める例外的な義務の枠内において要した例外的な費用は、国王が定める条件において償還することができる。国王は、例外的と認められる費用を定めることができる。

**§ 3** (1) 第1パラグラフ及び第2パラグラフにおいてユーロで示された数額は、毎年1月1日に、前年11月の平準化指数に応じて変動する。開始時の指数は、2023年1月の平準化指数とする。

(2) 判事は、管理の申立てが提起された時に効力を有する数額を適用する。

**§ 4** 管理者は、管理者の裁判上の委任の履行に関して、この条に定める報酬のほか、性質及び出捐者にかかわらず、一切の報酬及び利益を受領すること

ができない。

#### 第497/ 6条

治安判事は、被保護者の家族状況及び物心に関する状況並びにその生活状況を照会するために、司法法典第1246条に定める措置を講ずることができる。

#### 第497/ 7条

人格の管理者及び財産の管理者は、その任務の遂行に際してする行為について互いに通知し、かつ、信任者に通知する。

#### 第497/ 8条

治安判事は、少なくとも次に掲げる事項を確認した後、第498/ 3条、第498/ 4条、第499/ 6条、第499/14条又は第499/17条に定める報告を審査し、承認する。

- 1 報告（必要があるときは、報告に添付する書類）が提出されたこと。
- 2 報告が、少なくとも法律が求める事項に適合すること。
- 3 報告が、国王が定めるひな形に合致すること。
- 4 複数の管理者があるときは、第498/ 3条第2パラグラフ第3項に定める報告の作成方式が遵守されていること。
- 5 管理者の管理行為において違反又は不正の重大な徴候がないこと。

### 第2目 据佐

#### 第498条

- (1) 治安判事が、第492/ 1条に従い、裁判上の保護措置として据佐を命じたときは、この目を適用する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、治安判事が第488/ 2条に定める状況にある者に対して裁判上の保護措置を命じた場合には、いかなるときにおいてもこの目を適用する。

#### 第498/ 1条

- (1) 第492/ 2条に従って据佐を命ずる治安判事は、その態様を定める。治安判事は、特定の法律行為、特定の類型の法律行為又は特定の目的のためにする行為を締結するのに先立って管理者の同意を与えることによって据佐をするこ

とを定めることができる。治安判事は、この最後の場合においては、この目的に関わる行為を第492/1条に定める命令において明示する。特定の目的のためにする行為に対する同意は、いかなる場合においても書面によって与えなければならない。

- (2) 補佐は、前項に定める命令における指示がないときは、法律行為の締結に先立って書面による同意をし、又は、第499/7条に定める行為について書面が作成されるときは、管理者がその書面に副署することによってする。

### 第498/2条

- (1) 人格の管理者は、被保護者が第492/1条に従って裁判上の保護措置に係る人格に関する行為をするときは、被保護者を補佐する。ただし、その行為が被保護者の利益を害することが明らかであるときは、この限りでない。
- (2) 財産の管理者は、被保護者が第492/1条に従って裁判上の保護措置に係る財産に関する行為をするときは、被保護者を補佐する。ただし、その行為が被保護者の利益を害するときは、この限りでない。
- (3) 管理者は、被保護者の理解力を考慮してできる限り、その任務の遂行に被保護者を参加させる。
- (4) 管理者は、その任務の遂行に際して被保護者に損害を生じさせたときであっても、故意又は重過失がなければその責任を負わない。ただし、補佐の任務を無償で引き受けた者については、第497/5条第1項に定める報酬を受ける者よりもフォート<sup>4</sup>に関する責任の適用を緩和する。

### 第498/3条

- § 1 (1) 治安判事は、人格の管理者が被保護者を補佐した行為について報告をする時期又は状況及び態様を定める。
- (2) 管理者は、第492/1条第1パラグラフに定める命令に指示がないときは、治

<sup>4</sup> フォート (faute) とは、契約外責任の発生要件の1つであり、人の所為による責任において責任原因となる事実をいう（民法典第6.5条）。日本法における故意又は過失（民法709条）におおむね相当する。民法典第6.6条第1パラグラフは、これを「一定の行為を命令し若しくは禁ずる法律上の規則又は社会関係において遵守しなければならない一般的注意義務規範 (norme générale de prudence) に違反すること」と定義する。

安判事、被保護者、その信任者及びその財産の管理者に対して、毎年、書面による報告を送付する。治安判事は、被保護者がこれを理解することができないときは、被保護者に対する報告の送付を免除することができる。

- (3) 書面による報告は、少なくとも次に掲げる事項を含む。
- 1 管理者の氏名及び住所若しくは居所又は社名及び所在地
  - 2 被保護者及びその信任者の氏名及び住所又は居所
  - 3 管理者が被保護者を補佐した行為の一覧表

§ 2 (1) 財産の管理者は、治安判事、被保護者、その信任者及びその人格の管理者に対して、毎年、書面による報告を送付する。治安判事は、被保護者がこれを理解することができないときは、被保護者に対する報告の送付を免除することができる。

- (2) 書面による報告は、少なくとも次に掲げる事項を含む。
- 1 管理者の氏名及び住所若しくは居所又は社名及び所在地
  - 2 被保護者及びその信任者の氏名及び住所又は居所
  - 3 管理者が被保護者を補佐した行為の一覧表
- (3) 治安判事は、複数の財産の管理者を選任したときは、書面による報告をすべき方法を定める。

§ 2/1 人格の管理者及び財産の管理者として一人の管理者が選任されたときは、管理者は、毎年、单一の報告を送付する。

- § 3 (1) 治安判事は、報告が第497/ 8条に定める条件を満たすことを確認し、これを認めるときは、報告を承認する。管理者が将来において考慮すべき注意又は所見を管理者に告知することができる。
- (2) 報告は、司法法典第1253条に定める管理に関する記録書類に添付する。

§ 4 国王は、報告のひな形を定める。

#### 第498/ 4条

- (1) 管理者は、治安判事、裁判上の保護措置が終了した者又は新たな管理者に対して、任務の終了から1か月以内に、第498/ 3条第1パラグラフ第3項及び第498/ 3条第2パラグラフ第2項の一方又は双方に従って作成した最終報告

を送付する。報告は、この最後の場合においては、被保護者及びその信任者に対しても送付する。ただし、治安判事は、被保護者がこれを理解することができないときは、被保護者に対する報告の送付を免除することができる。

- (2) 治安判事は、報告が第497/8条に定める条件を満たすことを確認する。治安判事は、その結果に応じて、報告を承認し、又は拒絶する。治安判事は、必要に応じて、報告の承認を拒絶する理由を記載する。
- (3) (削除)
- (4) 報告は、司法法典第1253条に定める管理に関する記録書類に添付する。

### 第3目 代理及び管理行為

#### 第499条

治安判事が、第492/1条に従い、裁判上の保護措置として代理を命じたときは、この目を適用する。

#### 第499/1条

§ 1 人格の管理者は、人格に関する法律行為又は訴訟行為が第492/1条第1パラグラフに定める裁判上の保護措置に係るときは、その締結に際して被保護者を代理する。

§ 2 財産の管理者は、良家父の注意をもって被保護者の財産を管理し、財産に関する法律行為又は訴訟行為が第492/1条第2パラグラフに定める裁判上の保護措置に係るときは、被保護者がこの行為を締結するに際して被保護者を代理する。

§ 3 (1) 管理者は、その任務の遂行に際して、被保護者が第496条2項に従って選択した原則をできる限り遵守する。ただし、治安判事は、事情の変更が生じ、この原則を遵守させることを被保護者が意図することについて重大な疑義が生じるに至ったときは、原則を遵守する義務を免除することができる。

(2) 管理者は被保護者の理解力を考慮してできる限り、その任務の遂行に被保護者を参加させる。管理者は、その任務の遂行に際して、定期的に、かつ、少なくとも毎年1回、被保護者又はその信任者と協議する。

(3) 管理者は、自らがする行為について被保護者に通知する。治安判事は、特別の事情があるときは、この義務を免除することができる。治安判事は、人格の管理者、財産の管理者又は信任者がないときは、管理者が通知をすべき他の者又は機関を指定することができる。

#### 第499/2条

- (1) 財産の管理者は、被保護者の監護を実施し、その療養を提供し、その福祉に配慮するために被保護者の収入を用い、被保護者のために社会立法の適用を申請する。
- (2) 財産の管理者は、被保護者並びにその信任者及び人格の管理者と協議をした後、必要な金銭を被保護者に使用させる。
- (3) 前項までの規定は、病人、障害者及び高齢者の監護費用の負担に関する法令の規定の適用を妨げない。

#### 第499/3条

- (1) 被保護者の金銭及び財産は、管理者の個人財産から完全かつ明確に分離されなければならない。
- (2) 被保護者の銀行資産は、本人の名において登録する。

#### 第499/4条

治安判事は、第492/1条第2パラグラフに定める命令において、治安判事が定める期間、事前の許可を得ずに管理者が引き出し又は送金することができるものとして被保護者の口座に置く金銭の額を定める。

#### 第499/5条

- (1) 管理者は、その管理行為に際して、管理者の責任において行為する一人又は複数の者に補佐させることができる。
- (2) 治安判事は、金融機関の定款及び監査に関する1993年3月22日の法律に従い、ベルギー国立銀行が認証する機関に対して、被保護者が保有し、この機関に預託する金銭、証券及び有価証券に係る管理行為の任務を委ねることができる。治安判事は、この管理行為の条件を定める。

## 第499/6条

- (1) 人格の管理者は、人格に関する保護措置を命ずる決定が通知されてから遅くとも 6 週間以内に、治安判事、被保護者及びその信任者に対して、被保護者の生活環境に関する報告を送付する。治安判事は、被保護者がこれを理解することができないときは、被保護者に対する報告の送付を免除することができる。
- (2) 財産の管理者は、財産に関する保護措置を命ずる決定が通知されてから遅くとも 6 週間以内に、被保護者の財産状況及び収入源に関する報告を作成し、治安判事、被保護者及びその信任者に対して送付する。治安判事は、被保護者がこれを理解することができないときは、被保護者に対する報告の送付を免除することができる。
- (3) ただし、治安判事は、管理者の任務の範囲に鑑み、第1項及び第2項に定める義務を免除することができる。
- (4) 報告は、司法法典第1253条に定める管理に関する記録書類に添付する。
- (5) 国王は、書面による報告のひな形を定める。

## 第499/7条

- § 1 (1) 人格の管理者は、次に掲げる行為をするときは特に治安判事の許可を得なければならない。ただし、別段の法律の規定の適用を妨げない。
- 1 被保護者の居所を変更すること。
  - 2 (削除)
  - 3 手続及び行為において原告として被保護者を代理すること。
  - 4 (削除)
- (2) 治安判事は、第1項第1号に定める場合において、本人を受け入れる国の外国中央当局又は外国所管当局の意見を徵した後、成年者の国際的保護に関する2000年1月13日のハーグ条約第33条に従って保護を実施することができる外国の施設又は外国の地に本人を収容することを検討することができる。
- (3) 判事は、本人を外国に収容するときは、しかるべき理由を付した収容の提案及び本人に関する報告を、本人を受け入れる国の公用語又は公用語の一つに

よる翻訳を付して前項に定める当局に通知しなければならない。

- (4) 第3項に定める書類は、判事が相当と認める翻訳された書類を付して、司法法典第1252/9条に定める中央当局を通じて判事に送付する。外国中央当局又は外国所管当局が合理的な期間内に異議を述べたときは、この保護措置を命ずることができない。
- (5) 第3項及び第4項に定める書類の翻訳に係る費用は、外国への収容が検討される者が負担する。

**§ 2 (1)** 財産の管理者は、次に掲げる行為をするときは特に治安判事の許可を得なければならない。

- 1 被保護者の財産（果実及び廃棄物を除く。）を譲渡すること。ただし、第499/5条第2項に定める機関に委ねられた管理行為の枠内におけるものは、この限りでない。
- 2 借財をすること。
- 3 被保護者の財産に抵当権を設定し、若しくはこれを質入れすること、又は弁済証書の有無にかかわらず抵当権設定登記を抹消し、弁済を受けずに差押執行命令登記を抹消し、若しくは職権による登記免除を抹消することを許可すること。
- 4 9年を超える期間の農業用賃貸借、事業用賃貸借又は居住用賃貸借を締結すること、及び事業用賃貸借を更新すること。
- 5 民法典第6.4.40条第3パラグラフの適用を妨げることなく、相続又は包括遺贈若しくは包括名義遺贈を放棄し、又は承認すること。ただし、承認は、限定承認のみをすることができる。治安判事は、相続財産の性質及び構成を考慮して積極財産が相続財産の負担を超えることが明らかであるときは、理由を付した命令により、相続、包括遺贈又は包括名義遺贈の単純承認を許可することができる。
- 6 贈与を受諾し、又は特定遺贈を承認すること。
- 7 次に掲げるものを除き、手続及び行為において原告として被保護者を代理すること。

一司法法典第1150条、第1180条第1号、第1187条第2項及び第1206条第2項に定める手続及び行為をすること。

一私訴原告人となる申立てをすること。

一賃貸借契約及び不法占有に関する争訟をすること。

一被保護者のために社会立法の適用を請求すること。

8 共有物分割の協議をすること。

9 不動産を購入すること。

10 和解をし、又は仲裁合意を締結すること。

11 営業を継続すること。営業の管理は、財産の管理者の監督の下で特別の管理者に委ねることができる。財産の特別の管理者は、治安判事が選任する。治安判事は、いつでも、営業の継続に関する許可を撤回することができる。

12 値値が小さな物品であっても、記念品その他の個人的な性質の物品を譲渡すること。ただし、第499/9条の適用を妨げない。

13 不動産を目的とする権利に関する請求を認諾すること。

14 支払サービス提供者に対して、被保護者の支払手段に識別標識を付することを許可すること。

15 推定相続人の資格において法律が認める相続契約を締結すること。ただし、この契約は、いまだ開始していない相続における権利の放棄を被保護者について含むことができない。

(2) 被保護者の口座にある金銭の引出し及び送金は、第499/4条に定める要件を満たすときは、第1項第1号の適用については財産の譲渡とみなさない。

**§ 3** 治安判事は、法律行為が被保護者的人格及び財産の双方に関わるときは、管理者が単独で行為することを許可することもできる。許可を得た管理者は、遅滞なく、他の管理者にその手続について通知する。

**§ 4** 財産の管理者は、被保護者が自らの意思を表明する能力を欠き、かつ、第496条第2項に定める届出又は被保護者が自らの意思を表明する能力を有していた時にあらかじめした書面若しくは口頭による表示に基づいて贈与の

意思が明示的に認められるときは、贈与による処分について治安判事から特別の許可を得ることができる。贈与は、被保護者の財産に関するものでなければならず、かつ、被保護者又は被保護者に対して扶養を請求することができる者が困窮するおそれがあるものであってはならない。

#### 第499/8条

被保護者の動産又は不動産は、司法法典第4部第4編第4節及び第5節に従って売却する。

#### 第499/9条

- (1) 記念品その他の個人的な性質の物品は、絶対的な必要がある場合を除いて譲渡せず、裁判上の保護措置が終了するまで被保護者による利用にとどめる。
- (2) 被保護者の住居及びこれに備え付けられた動産は、できる限り長期にわたって被保護者の利用にとどめなければならない。長期にわたる入院又は隔離その他の場合において、被保護者に属する権利を処分することが必要であり、又は被保護者の利益となるときは、そのために治安判事の許可がなければならない。
- (3) 必要な事理弁識能力のある被保護者及びその信任者並びに人格の管理者は、それを望むときは、許可を与えるのに先立って聴取を受けるために呼び出される。

#### 第499/10条

管理者は、配偶者である場合を除き、被保護者の財産を直接に又は仲介者を通じて取得することができない。ただし、司法法典第4部第4編第10節第1款に定める手続に従って与えられる治安判事による特別の許可と引換えるとき、民法典第4編第1章第9小章及び第10小章によるとき、又は司法法典第1206条に従って承認された裁判又は協議による共有物分割の枠内においてするときは、この限りでない。保護者は、書面による申立てに基づいて治安判事の許可を得たときでなければ被保護者の財産を賃借することができない。この場合において、治安判事は、賃貸借の条件及びこの手続により同意された賃貸借

に係る特別の担保をその命令において定める。

#### 第499/11条

- (1) 被保護者の居所を決定すべき人格の管理者が選任されなかったときは、財産の管理者の承認と引換えでなければ居所を変更することができない。承認が拒絶されたときは、被保護者又は全ての利害関係人は、治安判事に訴えることができる。治安判事は、被保護者の利益のために裁定する。
- (2) 成年者の国際的保護に関する2000年1月13日のハーグ条約の加盟国である外国の施設又はその保護を実施することができる地に被保護者を収容することを検討するときは、治安判事は、被保護者又は全ての利害関係人の請求により、第499/7条第1パラグラフ第2項から第5項までに定める方式を履践した後に収容を許可することができる。

#### 第499/12条

管理者が選任された者に対してすべき送達及び通知は、管理者の任務に関わるものであるときは、本人に対して、及び管理者の住所又は居所に対してする。

#### 第499/13条

- (1) 第499/7条、民法典第4.40条第3パラグラフ、第2.3.5条第2項及び第1478条第7項の規定に反して被保護者がした行為は、当然にその効力を生じない。
- (2) 前項に定める無効は、被保護者又はその特別管理者のみが援用することができる。
- (3) 治安判事が、第1項に定める行為を条件付きで許可した場合において、被保護者が条件を遵守せずにその行為をしたときは、その行為の無効を援用することができる。
- (4) 行為の無効は、追認すべき行為をするために必要な方式を遵守することと引換えに、管理者によって治癒することができる。
- (5) 第493/1条は、無効の訴えについて適用する。
- (6) 被保護者が自らの約定について原状回復を請求するときは、

保護の期間中にこの約定の結果として支払われたものの返還を求めることができない。ただし、支払われたものが有益であったことが証明されたときは、この限りでない。

(7) 無効は、被保護者が管理者に対して有することのある責任訴権を妨げない。

#### 第499/14条

§ 1 (1) 治安判事は、人格の管理者が報告をする時期又は状況及び態様を定める。

(2) 第492/ 1条第1パラグラフに定める命令における指示がないときは、管理者は、治安判事、被保護者、その信任者及びその財産の管理者に対して、毎年、書面による報告を送付する。治安判事は、被保護者がこれを理解することができないときは、被保護者に対する報告の送付を免除することができる。

(3) 書面による報告は、少なくとも次に掲げる事項を含む。

- 1 管理者の氏名及び住所若しくは居所又は社名及び所在地
  - 2 被保護者及びその信任者の氏名及び住所又は居所
  - 3 被保護者の生活環境
  - 4 被保護者の福祉を改善するために管理者が講じた措置
  - 5 管理者が被保護者（必要に応じて、その信任者及びその財産の管理者）を任務の遂行に参加させた方法及びこれらの者の意見を考慮した方法
  - 6 必要に応じて、過去の報告時に治安判事が告知した注意を考慮した方法
- (4) 治安判事は、報告が第497/ 8条に定める条件を満たすことを確認し、これを認めるときは、報告を承認する。人格の管理者が将来において考慮すべき注意又は所見を管理者に告知することができる。

§ 2 (1) 財産の管理者は、治安判事、被保護者、その信任者及びその人格の管理者に対して、毎年、書面による報告を送付する。ただし、治安判事は、被保護者がこれを理解することができないときは、被保護者に対する報告の送付を免除することができる。

(2) 書面による報告は、少なくとも次に掲げる事項を含む。

- 1 管理者の氏名及び住所若しくは居所又は社名及び所在地
  - 2 被保護者（必要に応じて、その信任者）の氏名及び住所又は居所
  - 3 少なくともその期間の始期及び終期における管理財産の状況の概要を含む計算
  - 4 管理者が被保護者（必要に応じて、その信任者及びその人格の管理者）を任務の遂行に参加させた方法及びこれらの者の意見を考慮した方法
  - 5 被保護者の経済的な生活状況
  - 6 必要に応じて、過去の報告時に治安判事が告知した注意を考慮した方法
- (3) その期間にそれぞれの銀行口座についてした銀行取引の全目録の写しであって、報告書に記載した残額を証するために銀行が発行したもの（必要に応じて、元金に関する金融機関の証明書）は、報告と同時に提出する。
- (4) 管理者は、少なくとも現金及び預金による資産の動向を明らかにする簡易な会計を作成する。ただし、治安判事は、管理すべき財産の性質及び範囲に鑑み、この義務を免除することができる。
- (5) 治安判事は、報告が第497/8条に定める条件を満たすことを確認し、これを認めるときは、報告を承認する。管理者が将来において考慮すべき注意又は所見を管理者に告知することができる。
- (6) 治安判事は、計算に違反の重大な徴候があるとき、又は計算が複雑であるときは、計算に関する専門的所見を与える会計士を選任することができる。治安判事は、管理者がその報告義務に違反し、又はその任務の遂行を怠ったことが明らかであるときは、専門的所見に関する費用を管理者に負担させることができる。
- (7) 治安判事は、複数の管理者を選任したときは、第2項に定める報告する方法を定める。

§ 3 報告は、司法法典第1253条に定める管理に関する記録書類に添付する。

§ 4 国王は、書面による報告及び簡易な会計のひな形を定める。

#### 第499/15条

財産の管理者は、管理が継続する間に、既に行われた管理の計算を監督し、

必要に応じて被保護者の名において免責を与える特別管理者を選任することを治安判事に請求することができる。この場合における費用は、管理者が負担する。

#### 第499/16条

管理者を交代するときは、計算は、新たな管理者がその任務を承諾した日をもって終了する。

#### 第499/17条

- (1) 管理者は、治安判事、裁判上の保護措置が終了した者又は新たな管理者に対して、任務の終了から1か月以内に、第499/14条第1パラグラフ第3項及び第499/14条第2パラグラフ第2項の一方又は双方に従って作成した最終報告を送付する。報告は、この最後の場合においては、被保護者及びその信任者に対しても送付する。
- (2) 治安判事は、報告が第497/8条に定める条件を満たすことを確認し、その結果に応じて、報告を承認し、又は拒絶する。治安判事は、必要に応じて、報告の承認を拒絶する理由を記載する。

- (3) 報告は、司法法典第1253条に定める管理に関する記録書類に添付する。
- (4) 異議があるときは、計算は、司法法典第1358条以下の規定に従って裁判所において報告する。

#### 第499/18条

- (1) 前条第1項に定める報告が同条に従って承認され、かつ、送付されない限り、裁判上の保護措置が終了した者と財産の管理者であった者との間で有効な契約を締結することはできず、民法典第4.141条が適用される。
- (2) 新たな財産の管理者又は被保護者であった者は、前条第1項に定める報告が同条に従って承認され、かつ、送付された後でなければ、管理者がその管理行為の保証として提供した担保を解除することができない。

#### 第499/19条

§ 1 管理者の任務は、被保護者が死亡した時に終了する。

§ 2 (1) 治安判事は、被保護者が管理の期間中に死亡した場合において、管

理者に知れている相続人がないときは、前項の規定にかかわらず、管理者、信託者若しくは全ての利害関係人又は国王検事の請求により又は職権で、財産の管理者に対して、被保護者の死亡から 6 か月を超えない期間、その任務を継続することを許可することができる。

(2) 前項に定める場合においては、管理者の権限は次に掲げる事項に限る。

- 1 被保護者が主たる居所として賃借した物件について必要となる原状回復（敷金を処分する権利を含む。）
  - 2 相続財産から支弁してする次に掲げる弁済
    - a) 第497/ 5 条に定める報酬及び補償
    - b) 葬式の費用
    - c) 1851年12月16日の抵当権に関する法律第19条及び第20号が掲げる優先債権
    - d) 被保護者が死亡する前に生じた老人ホームの入所費用
  - 3 相続財産管理人、係争物受寄者又は相続の仮の管理者の選任を請求すること。
- (3) 管理者の任務は、いかなる場合においても、相続財産管理人が相続人の知れない相続財産についてその任務に着手した時、又は相続人が明らかになった時に終了する。管理者は、これについて治安判事に通知する。
- (4) 管理者は、第499/17条第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項に定める期間が継続する間に、被保護者の相続人並びに相続の届出及び分割をすべき公証人が知ることができる書記課に対して、その最終報告及び最終計算を送付する。この場合において、司法法典第1358条以下の適用を妨げない。

#### **第499/20条**

計算の承認は、被保護者が管理者に対して有することのある責任訴権を妨げない。

#### **第499/21条**

被保護者が管理者の行為及び管理の計算についてその管理者に対して有する全ての訴権は、管理者の任務が終了した時から 5 年を経過したときは、時効に

よって消滅する。

#### 第499/22条

管理者は、管理が終了してから5年を経過したときは、管理に関する全ての書類を破棄することができる。

管理者は、第1項の規定にかかわらず、5年以上を経過した請求書、信書その他この法典が命ずる義務に直接に関わらない全ての書類を破棄することができる。

### 第4目 親が行う管理

#### 第500条

この目は、治安判事が第492/1条に従って代理による保護措置を命じ、かつ、被保護者の父母の一方又は双方を管理者に選任したときに適用する。

#### 第500/1条

この目において特に定める場合を除き、第3目の規定を準用する。

#### 第500/2条

治安判事は、第499/14条の規定にかかわらず、父及び母を被保護者の管理者に選任する命令において、親が報告をする時期又は状況及び態様を定める。

#### 第500/3条

- § 1 (1) 双方の親が管理者に選任されたときは、管理は共同です。
- (2) それぞれの管理者は、被保護者の財産に関する管理行為を単独ですときは、法律に定める例外を除き、善意の第三者に対しては他の管理者の同意を得て行為するものとみなす。
- (3) 親の間における対立は、司法法典第1247条に従い、当事者の観点を近づけるよう努めた後に、被保護者の利益のために解決する。

§ 2 第三者が管理者であるときは、この第三者と管理者に選任された親との間における対立は、被保護者の利益のために解決する。

#### 第500/4条

- (1) 管理者の任期が終了した親は、保護措置が終了した者又は新たな管理者が明示的に請求したときに限り、任務の終了から1か月以内に第499/17条に

従って計算を提示し、又は計算書を作成しなければならない。この場合において、第499/18条及び第499/20条から第499/22条までを適用する。

- (2) 第499/19条は、被保護者の死亡によって管理が終了した場合に適用する。親は、第499/19条の規定にかかわらず、被保護者の相続人が明示的に請求したときに限り、被保護者の死亡から1か月以内に、計算を提示し、又は計算書を作成しなければならない。

## 第5目 信託者

### 第501条

- (1) 要保護者又は被保護者は、管理の期間の全てを通じて、自ら選任した信託者による支援を受ける権利を有する。
- (2) 信託者の選任の承認は、管理が開始する時又はこれが継続する間に、被保護者若しくは要保護者により、本人の利益のために第三者により、又は国王検事により、治安判事に対する書面又は口頭による申立てに基づいてする。治安判事は、信託者による承諾をあらかじめ確認し、特に理由を付した命令によって決定する。
- (3) 第496条及び第496/1条に従って選任された者が信託者の職務を承諾したときは、治安判事は選任を承認する。ただし、命令の理由において明らかにされた被保護者の利益に関する重大な理由がこれに従うことを禁ずるときは、この限りでない。
- (4) 治安判事は、被保護者が自ら信託者を選任しなかったときは、それにもかかわらず第2項及び第3項に従って信託者の選任を承認する可能性があるかを審理し、又は職権で信託者を選任することができる。
- (5) (削除)
- (6) 次に掲げる者は、信託者に選任することができない。
- 1 被保護者の管理者
  - 2 裁判上又は裁判外の保護措置が開始された者
  - 3 法人
  - 4 青少年の保護、犯罪と認定される行為をした未成年の保護及びこの行為

によって生じた被害の賠償に関する1965年4月8日の法律第32条に従って親権を喪失した者

5 一方又は双方の親が管理をする場合においては、被保護者の二親等内の血族

- (7) ただし、治安判事は、例外的な状況において、被保護者の利益となると認めることは、特に理由を付した命令により、第6項第5号に反することができる。
- (8) 治安判事は、前科調書の抄本に基づいて信任者の選任を拒絶することができる。
- (9) 治安判事は、被保護者の利益のために、複数の信任者を選任することができる。
- (10) 治安判事は、必要に応じて、それぞれの信任者の権限及びその権限を行使する態様を定める。

### 第501/1条

- (1) 被保護者は、いつでも、信任者の支援を放棄し、又は他の信任者を選任することができる。この手続は、書面又は口頭による申立てによって開始する。
- (2) (削除)
- (3) 治安判事は、要保護者の利益のために、いつでも、管理者若しくは国王検事の請求により又は職権で、信任者がその職務を遂行することができないことを理由を付した命令によって決定することができる。

### 第501/2条

- (1) 信任者は、被保護者を支援する。信任者は、できる限り、被保護者と緊密に連絡を取り、かつ、その管理者と定期的に協議しなければならない。
- (2) 信任者は、管理に関する全ての報告を受ける。信任者は、管理に関する全ての行為を管理者から知らされ、これに関する全ての有益な情報を管理者から収集することができる。
- (3) 信任者は、法律に定める場合において、被保護者がその選好を自ら表明することができないときは、被保護者の選好を表明する。信任者は、被保護者が

その意向を単独で表明することができないときは、被保護者がその意向を表明することを援助する。

- (4) 信任者は、管理者がその任務を明らかに怠ったと認めるときは、第496/7条に従い、第492/1条に定める命令を見直すことを治安判事に請求する。
- (5) 信任者は、その任務の遂行に際して被保護者に損害を生じさせたときであっても、故意又は重過失がなければその責任を負わない。

### 第501/3条

信任者と被保護者との間、又は管理者と信任者との間における争いは、司法法典第1247条に従い、当事者の観点を近づけるよう努めた後に、被保護者の利益のために解決する。

### 第5款 管理の終了

#### 第502条

§ 1 管理は、第492/4条に定める場合に終了する。

§ 2 管理者の任務は、次に掲げる事由が生じたときは終了する。ただし、第499/19条の適用を妨げない。

- 1 管理が終了したとき。
- 2 管理者が死亡し、又は民間財団が解散したとき。
- 3 管理者が第492/1条に従って裁判上の保護措置に付されたとき。
- 4 管理者について裁判外の措置が開始されたとき。
- 5 治安判事が第496/7条に従って管理者を交代したとき。
- 6 治安判事が、被保護者に対して第490条又は第490/1条に定める裁判外の保護措置を命じ、かつ、被保護者に対して裁判上の保護措置の取消しを命じたとき。

#### 第503条から第512条まで

(削除)

### 第3節

第513条から第515条まで

(削除)

法務資料 第470号

令和 7 年 11 月 発行

法務省大臣官房司法法制部

東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号  
電話 03 (3580) 4111 (大代表)

リサイクル適性Ⓐ  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。